

官報

号外
国会会議録

令和八年五月十九日

○第二百二十一回 衆議院会議録 第十九号

令和八年五月十九日(火曜日)

議事日程 第十五号

令和八年五月十九日

午後一時開議

第一 防災庁設置法案(内閣提出)

第二 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

第三 予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案(内閣提出)

第四 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六 環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

第七 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

第八 万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

○今日の会議に付した案件

日程第一 防災庁設置法案(内閣提出)

日程第二 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第四 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六 環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

日程第七 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

午後一時二分開議
○議長(森英介君) これより会議を開きます。

日程第一 防災庁設置法案(内閣提出)

日程第二 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第一、防災庁設置法案、

日程第二、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長 関芳弘君。

防災庁設置法案及び同報告書

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(関芳弘君登壇)

○関芳弘君 ただいま議題となりました両法案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、防災庁設置法案の概要について申し上げます。

本案は、防災に関する施策を円滑かつ迅速に推進するため、防災庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めるもので、その主な内容は、

防災庁を内閣に置くこと、

防災庁は、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とするものと、

防災庁は、内閣総理大臣を長とし、関係行政機関の長に対する勧告権等を有する防災大臣を置くこと、

防災庁に、文教研修施設を置くことができるものとするとともに、防災庁の地方機関として、防災局を置くこと等であります。

次に、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要について申し上げます。

本案は、防災庁設置法の施行に伴い、災害対策基本法において災害からの復旧及び復興を推進するための本部の設置に関する規定を追加する等関係法律の規定の整備等を行うものであります。

両法律案は、去る四月十四日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日牧野防災庁設置準備担当大臣から趣旨の説明を聴取し、十六日質疑に入り、二十一日には東京湾臨海部基幹的広域防災拠点(有明の丘地区)の視察を行うとともに、二十八日には参考人から意見を聴取いたしました。さらに、五月十四日には高市内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を重ね、同日質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 両案を一括して採決いたします。

防災庁設置法案外一案 予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案

両案の委員長の報告はいずれも可決でありました。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森英介君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第三、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。安全保障委員長西村明宏君。

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(西村明宏君登壇)

○西村明宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資するよう、国家公務員等が予備自衛官等の兼業を行う場合における国家公務員法等の特例の措置を講ずるものであります。

本案は、去る十一日本委員会に付託され、翌十二日小泉防衛大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十五日、質疑を行い、討論、採決の結果、

賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたしました。

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第四、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。内閣委員長山下貴司君。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(山下貴司君登壇)

○山下貴司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳し

さを増していることに鑑み、外部からの脅威に対して国家及び国民の安全を一層確保するため、海外において国際的な輸送網の強靱化に資する施設の整備等を行う事業に対する株式会社国際協力銀行からの貸付け等の支援に関する制度の創設、特定重要物資等の供給に不可欠な役務に関する規定の整備、特定社会基盤事業として定めることができる事業への医療分野の追加、官民の連携による協議会及び安全保障に関する経済施策に係る調査研究の推進に関する規定の整備等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月二十八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、五月八日小野田国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、十三日から質疑に入りました。十四日には、参考人から意見を聴取するとともに、経済産業委員会との連合審査会を開会し、翌十五日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対し、自由民主党・無所属の会、中道改革連合・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、参政党及びチームみらいの共同提案により、政府は、速やかに、経済活動に関し国家及び国民の安全を損なう事態を防止するために必要な措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討事項を追加し、公布の日から施行することを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。



日程第五 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六 環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

日程第七 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

日程第八 万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(森英介君) 日程第五、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第六、環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件、日程第七、国

際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件、日程第八、万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。外務委員長國場幸之助君。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件及び同報告書
国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔國場幸之助君登壇〕

○國場幸之助君 ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日・キルギス租税協定は、令和七年十二月十九日に署名されたもので、我が国と相手国との間の二重課税の除去及び脱税等の防止に関する法的枠組みについて定めるものであります。

次に、南極環境保護議定書附属書Ⅵは、平成十七年六月十四日に採択されたもので、南極地域において環境上の緊急事態を引き起こした事業者が取るべき対応や、事業者が対応を取らずに締約国が対応した場合の当該事業者による費用の支払い義務等について定めるものであります。

次に、国際民間航空条約第五十条(a)改正議定書及び国際民間航空条約第五十六条改正議定書は、平成二十八年十月六日に署名されたもので、国際民間航空機関の理事国数及び航空委員会の委員数を増やすため、国際民間航空条約の該当規定を改正するものであります。

最後に、万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四及び第五追加議定書並びに万国郵便条約の第一及び第二追加議定書は、令和五年十月五日及び令和七年九月十九日に採択されたもので、万国郵便連合の運営や財政及び国際郵便業務に関する事項等について所要の変更を行うため、万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を改正するものであります。

以上四件は、去る五月十二日外務委員会に付託され、翌十三日茂木外務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十五日に質疑を行い、質疑終了後、順次採決を行いました結果、四件はいずれも

全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) これより採決に入ります。

まず、日程第五につき採決いたします。
本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決しました。

次に、日程第六から第八までの三件を一括して採決いたします。

三件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決しました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

出席國務大臣

外務大臣 茂木 敏充君
防衛大臣 小泉進次郎君
國務大臣 小野田紀美君
國務大臣 牧野たかお君

○議長報告

(通知書受領)

一、去る十五日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律
環境省設置法の一部を改正する法律

(理事互選)
一、去る十四日、国家基本政策委員会において、理事互選の結果、次のとおり当選した。

理事
鈴木 貴子君 藤丸 敏君
松野 博一君 御法川信英君
武藤 容治君 赤羽 一嘉君
中司 宏君 古川 元久君

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

大空 幸星君
川崎ひとと君
河野 正美君
佐藤 主迪君
古川 直季君
黒田 征樹君
西田 薫君
石坂 太君
岩崎 比菜君
米内 紘正君
阿部 弘樹君
衛藤 博昭君
遠藤 寛明君
草間 剛君
世古万美子君
池下 卓君
池見 亮君

補欠

世古万美子君
石坂 太君
岩崎 比菜君
米内 紘正君
阿部 弘樹君
池下 卓君
高見 亮君
遠藤 寛明君
衛藤 博昭君
草間 剛君
古川 直季君
河野 正美君
川崎ひとと君
佐藤 主迪君
大空 幸星君
黒田 征樹君
西田 薫君

議院運営委員

辞任

中川 宏昌君
大森江里子君
一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補欠

大森江里子君
中川 宏昌君

外務委員

辞任

今岡 植君
中曽根康隆君
東田 淳平君
永田磨梨奈君
今 洋佑君
新田 章文君
中川こういち君

補欠

今 洋佑君
中川こういち君
永田磨梨奈君
新田 章文君
今岡 植君
東田 淳平君
中曽根康隆君

厚生労働委員

辞任

衛藤 博昭君
金澤 結衣君
草間 剛君
田宮 寿人君
橋本 岳君
藤田 誠君
丸尾なつ子君
吉村 悠君
阿部 圭史君
豊田真由子君
山本 深君
松本 泉君
岩崎 比菜君
鹿嶋 祐介君
門 寛子君
こつらい啓一郎君
辻 由布子君
藤沢 忠盛君
松下 英樹君
山本 裕三君
村上 智信君
なかやめぐ君

補欠

岩崎 比菜君
松下 英樹君
藤沢 忠盛君
山本 裕三君
鹿嶋 祐介君
辻 由布子君
山本 深君
こつらい啓一郎君
村上 智信君
なかやめぐ君
松本 泉君
門 寛子君
衛藤 博昭君
橋本 岳君
丸尾なつ子君
吉村 悠君
藤田 誠君
草間 剛君
金澤 結衣君
田宮 寿人君
阿部 圭史君
豊田真由子君

国土交通委員

辞任

補欠

五十嵐 清君	石坂 太君
井上 貴博君	土田 慎君
熊田 裕通君	若山 慎司君
白坂 亜紀君	佐藤 主迪君
高鳥 修一君	若林 健太君
高橋 祐介君	世古万美子君
中山 泰秀君	藤沢 忠盛君
渡辺 孝一君	岡本 康宏君
古川 元久君	長友 慎治君
石坂 太君	岩崎 比菜君
藤沢 忠盛君	こつらい啓一郎君
若林 健太君	今 洋佑君
こつらい啓一郎君	丸尾なつ子君
岩崎 比菜君	五十嵐 清君
今 洋佑君	渡辺 孝一君
丸尾なつ子君	高鳥 修一君
五十嵐 清君	渡辺 孝一君
渡辺 孝一君	高鳥 修一君
高鳥 修一君	白坂 亜紀君
白坂 亜紀君	高橋 祐介君
高橋 祐介君	井上 貴博君
井上 貴博君	中山 泰秀君
中山 泰秀君	熊田 裕通君
熊田 裕通君	古川 元久君
古川 元久君	

環境委員

辞任

補欠

井原 隆君	古井 康介君
衛藤 博昭君	園崎 弘道君
長田紘一郎君	岩崎 比菜君
丸尾なつ子君	こつらい啓一郎君
丸田康一郎君	永田磨梨奈君
金子 恵美君	野間 健君
西園 勝秀君	庄子 賢一君

島村かおる君

岩崎 比菜君

なかやめぐ君

渡辺 勝幸君

丸尾なつ子君

衛藤 博昭君

丸田康一郎君

井原 隆君

長田紘一郎君

西園 勝秀君

金子 恵美君

島村かおる君

安全保障委員

辞任

補欠

国家基本政策委員

辞任

補欠

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

内山 こう君	井原 隆君
木村 次郎君	島田 智明君
西田 昭二君	平沼正二郎君
渡辺 創君	赤羽 一嘉君
島田 智明君	渡辺 勝幸君

井原 隆君

平沼正二郎君

渡辺 勝幸君

赤羽 一嘉君

渡辺 創君

木村 次郎君

内山 こう君

西田 昭二君

喜多 義典君

森原紀代子君

青山 周平君

武藤かず子君

石井 拓君

井原 巧君

谷川 とむ君

高山 聡史君

青山 周平君

岡本 康宏君

森原紀代子君

武藤かず子君

石井 拓君

井原 巧君

谷川 とむ君

高山 聡史君

高見 亮君

原山 大亮君

大野敬太郎君| | |
| --- | --- |
| 加藤 勝信君 | 土田 慎君 |
| 上川 陽子君 | 棚橋 泰文君 |
| 山下史守朗君 | 伊藤 恵介君 |
| 川 裕一郎君 | |

消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員

辞任

補欠

石井 拓君

井原 巧君

谷川 とむ君

高山 聡史君

青山 周平君

岡本 康宏君

森原紀代子君

武藤かず子君

石井 拓君

井原 巧君

谷川 とむ君

高山 聡史君

高見 亮君

原山 大亮君

大野敬太郎君| | |
| --- | --- |
| 加藤 勝信君 | 土田 慎君 |
| 上川 陽子君 | 棚橋 泰文君 |
| 山下史守朗君 | 伊藤 恵介君 |
| 川 裕一郎君 | |

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任

補欠

井出 庸生君	今岡 植君
大野敬太郎君	鹿嶋 祐介君
加藤 勝信君	福原 淳嗣君
上川 陽子君	水野よしひこ君
棚橋 泰文君	山下史守朗君
土田 慎君	丸尾なつ子君
川 裕一郎君	伊藤 恵介君
今岡 植君	井出 庸生君
鹿嶋 祐介君	大野敬太郎君

(議案提出)

一、去る十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外三名提出)

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

下水道法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

以上二件 環境委員会 付託

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三号)

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第四四号)

以上二件 法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

環境省設置法の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、国家基本政策委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国家の基本政策に関する事項

二、調査の目的

国家の基本政策の適正を期するとともに、我が国の将来の指針を確立するため

三、調査の方法

内閣総理大臣と野党党首との討議等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和八年五月十四日

国家基本政策委員長 柴山 昌彦

衆議院議長 森 英介殿

(答弁書受領)

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員日野紗里亜君提出交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出孤立死及び非正規公務員に関する質問に対する答弁書

令和八年四月三十日提出
質問 第一一一号

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備に関する質問主意書

提出者 日野紗里亜

交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備に関する質問主意書

愛知県一宮市で令和七年五月、妊娠中の研谷沙也香(とぎたにさやか)さんが交通事故(以下、「本事件」という)に遭い、死亡した。本事件で、自動車運転死傷処罰法違反(過失運転致死)の罪に問われた被告の第二回公判が四月二十六日、名古屋地裁一宮支部で行われた。檢察側は、事故直後に搬送先の病院で産まれ、脳に障害が残った長女の氏名を起訴内容に追加し、胎児への被害に言及する訴因変更請求をした。

この研谷さんの長女は、日七未(ひなみちゃん)で、地検幹部は、訴状への氏名の追加について、「胎児が傷害を負ったのは事実で、裁判で問うべきだと考えた」と述べた。裁判所は訴因変更請求を認め、児野被告は変更後の起訴内容について「違っているところはありません」と認めたと報じられている。

一方、檢察側は、胎児への過失運転致傷罪の適用は見送った。刑法上、胎児は母体から外に出て初めて「人」と解釈されるため、同罪には問えないとの判断を行った。

檢察側が提出した医師の供述調書によると、事故の影響で母体からの酸素供給が滞った結果、日七未ちゃんは脳に障害が残った。意識を持って動くことは困難であり、自発呼吸も難しいという。研谷さんの夫の友太さんは、日七未ちゃんに傷害を負わせたとして過失運転致傷罪の適用を求め、十一万筆を超える署名を檢察側に提出している。

研谷友太さんは、公判後の会見で、「遺族としては残念な結果で終わってしまった。法的な壁は非常に大きかったと実感している」と述べた。代理人の森亮爾弁護士は、「檢察側は、事故の影響を受けたときに「人」でなければならぬとする立場に立った」と見解を示した。

令和八年三月二十五日、愛知県議会は、本事件を受け、「交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備についての意見書」を議決し、衆参の議長、内閣総理大臣、法務大臣、国土交通大臣に提出した。

右を踏まえて、以下質問する。

一 交通事故等による母体への加害行為によつて胎児が出生後に死傷した場合における自動車運転死傷処罰法等の処罰規定について、刑法上の見直しも含めた議論を行うべきではないか。

二 死傷した胎児について、刑事訴訟法の犯罪被害者参加制度における被害者としての地位が認められるよう運用改善を図るべきではないか。

三 交通事故等により出生前に障害を負った子どもとその家族が、生涯にわたり十分な医療や福祉を受けられるよう、自賠責保険制度の拡充など公的な被害者支援体制の充実を図るべきではないか。

四 令和八年四月十五日、衆議院法務委員会和田政宗議員は、「刑法上、胎児への加害、これは母体の一部への傷害として現在扱われている。ただ、医学の進歩により、私、医学界、様々な科、産婦人科、外科、先生方にお聞きをいたしましたけれども、今、胎児を子宮外に一部取り出して治療したりですとか、胎児の成長過程での人間性、もう皆さん御存じのとおり、

四か月、五か月になつてくると」「こういった成長過程での人間性というものは証明されている」「刑法で胎児が人として扱われないというのは、これは非常におかしいという声が多くある」と指摘している。これに対して法務大臣は、「刑法や自動車運転死傷処罰法において、一般に胎児は人そのものではなく、母体の一部を構成するものと解されて」いるとしつつも、「人の生命観、倫理観に深く関わる事柄で」あるものの、「胎児をどの段階から人として扱うべきか」などの課題があり、「慎重かつ丁寧な検討が必要である」と答弁している。しかしながら、「胎児をどの段階から人として扱うべきか」が課題であると認識し、「慎重かつ丁寧な検討が必要である」としている以上、速やかに「検討」を始めるべきではないか。政府の見解如何。

五 四に関連して、胎児が人であるか否かの解釈について、現行法令の間で、齟齬が生じているとの認識を持つているのか。政府の見解如何。

六 四月二十六日、名古屋地裁一宮支部で行われた本事件の第二回公判後の記者会見で、代理人の森亮爾弁護士は、「検察側は、(胎児も)事故の影響を受けたときに「人」でなければならぬとする立場に立った」との認識を示したが、法務省の認識も同じであると考えてよいか。違ふとすれば、どのような理由で違ふのか。

七 令和八年四月十六日、衆議院地域活性化・子ども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会での、私、日野紗里亜の、「子ども基本法におきまして」「心と体の発達にある人を子供としているが、こちら、出生前の胎児もこの子供に入りますでしょうか」の問いに対して、子ども家庭庁の成育局長は、「胎児も含まれる」と答弁している。このように法律によって、胎児が適用対象になったり、適用外になったりすること

は、法律の適用範囲の予見性、または法令そのものの安定性を欠くことになりかねない。どの法令では胎児が人として扱われ、法令の適用対象になり、あるいは、適用対象にならないのか、現行法の間で整合性を取りつつ、明示しておくべきではないか。政府の見解如何。

内閣衆質二二一第一一〇号
令和八年五月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗
衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員日野紗里亜君提出交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員日野紗里亜君提出交通事故等による被害を受けた胎児に係る法整備に関する質問に対する答弁書

一及び四について

お尋ねについては、令和八年四月十五日の衆議院法務委員会において平口法務大臣が答弁したように、「刑法や自動車運転死傷処罰法においては、一般に胎児は人そのものではなく、母体の一部を構成するものと解されており、母体に対する有形力の行使によって胎児に傷害結果が生じた場合には、母体に被害が生じたものと捉えられて」いるところ、「胎児を刑法等において人そのものとして位置づけるかどうかというのは、人の生命観、倫理観に深く関わる事柄である上、胎児をどの段階から人として扱うべきか」などの課題があり、慎重かつ丁寧な検討が必要であるため、「胎児を「人」として位置付けるか否かは、「幅広い観点からの議論が十分に積み重ねられることが重要であり」、政府と

しては、その動向を見守ってまいりたいと考えている。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、出生前に受傷した胎児が、出生後に、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三百十六條の三十三第三項にいう「被害者等」に当たるか否かについては、個別の事案ごとに、適切に判断されているものと承知している。

三について

お尋ねの「自賠償保険制度の拡充など公的な被害者支援体制の充実」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「交通事故」により出生前に障害を負った子どもについては、その障害の程度により、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第七十七條の二第二項に規定する被害者保護増進等事業において、同条第二項及び独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構が設置し、及び運営する治療及び養護を行う施設に入院することや同機構から介護料の支給を受けること等が可能であり、政府としては、今後とも、自動車事故被害者に寄り添った支援の充実に努めてまいりたい。

また、医療を受けようとする者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する自立支援医療費の支給対象者に該当する場合

には、その障害の原因にかかわらず、自立支援医療費の支給を受けることが可能であり、政府としては、今後とも、医療を受けようとする者への支援の充実に努めてまいりたい。

五について

お尋ねの「現行法令の間で、齟齬が生じてい

る」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、法令の解釈については、各法令の趣旨、目的等に即してなされるべきものであるところ、胎児が刑法(明治四十年法律第四十五号)及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)に規定されている「人」に該当するか否かの解釈について、他の法令の解釈との整合性に問題があるとは考えていない。

六について

お尋ねは、現在、公判係属中の刑事事件に関わる事柄であり、お答えすることは差し控えた

七について

お尋ねの「現行法の間で整合性を取りつつ、明示しておく」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、胎児が法令の規定の適用対象となるか否かについては、各法令の趣旨、目的等に即して判断されるべきものであり、必要に応じて、個々の法令の規定や判例等により明らかにされているものと承知している。

令和八年五月一日提出
質問 第一一二号

孤立死及び非正規公務員に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

孤立死及び非正規公務員に関する質問主意書

令和八年四月二十四日開催の衆議院内閣委員会(以下、当該委員会)においていただいた答弁についてお尋ねする。

一 当該委員会が孤立死の原因究明と対策の明確

化を質した。孤立死防止対策では、どのような経路を経て孤立死に至ったのか、経路分析をして有効な解決策を見出すことが重要である。黄川田国務大臣に、経路調査・分析を強く要請したところ、「各地域における具体的な孤立死の事例を把握してまいりたい」との答弁をいただいた。孤立死事例の経路調査・分析はいつまでにどのような規模で実施する予定なのか、お尋ねする。

二 国家公務員、地方公務員ともに、臨時・非常勤職員の比率が高止まりしている。比率が五割を超える省庁や、四割を超える自治体もある。現在、国家公務員の正規職員比率を上げるという方針が政府には存在するのか、お尋ねする。また、地方公務員についても正規職員比率を上げるという方針があるのかどうかお尋ねする。

三 当該委員会で、国家公務員及び地方公務員に関して、安定雇用である正規雇用比率を増やす方針を掲げるべきとの趣旨の質問をしたところ松本国務大臣より、「正規雇用を増やしていくということであれば、優秀な人たちをちゃんと我々国家公務員の中に入れていくということ」は、これは国全体の利益に資する「安定的に国家公務員を雇用する」ということは、これは民間でも国でも地方自治体でも同じことだろうと思えますから、それについては前向きに検討はしていかねばいけないと思います」との答弁をいただいた。この答弁にある「検討」とは、正規雇用比率を増加させる方針を掲げるか否かの検討だと思いが間違いないか。いつまでに、どのような検討をして結論を出すのか。民間企業には法律で、正社員比率を上げさせる措置をとっているが、公務員に、どんな非正規雇用を雇っていくことは政府として整合性がとれ

ず、示しのつかない行為だと考えるがいかがか。
右質問する。

内閣衆質二二一第一二二号
令和八年五月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

衆議院議員長妻昭君提出孤立死及び非正規公務員に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出孤立死及び非正規公務員に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「孤立死事例の経路調査・分析」に関しては、令和八年四月二十四日の衆議院内閣委員会において、黄川田国務大臣が「経路も含めて、地方自治体や現場の方々からのヒアリングや、有識者から助言などをいただくなどをして、各地域における具体的な孤立死の事例を把握してまいりたいと考えております」と答弁しているところ、現在、どのように「ヒアリング」等を行えば、的確に、「経路」を含めた「事例」の「把握」ができ、御指摘の「経路調査・分析」を行うことができるかについて検討をしている段階であるため、「経路調査・分析はいつまでにどのような規模で実施する予定なのか」とのお尋ねについて、現時点においてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「正規職員比率を上げるという方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該方針を常勤職員が職員の数全体に占め

る割合を増やすという政府としての方針と解すれば、国家公務員及び地方公務員のいずれについても、そのような方針はない。

三について

令和八年四月二十四日の衆議院内閣委員会における御指摘の「この答弁」は、常勤職員の数を増やすに当たっては、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第三十六条に規定する競争試験又は選考の方法により、優秀な人材を確保し、安定的に国家公務員を任用していくことについて不断の検討を行っていく趣旨で答弁したものである。「この答弁にある「検討」とは、正規雇用比率を増加させる方針を掲げるか否かの検討だと思いが間違いないか」とのお尋ねについては、「正規雇用比率を増加させる方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該方針を常勤職員が職員の数全体に占める割合を増やすという政府としての方針と解すれば、「この答弁」は、そのような方針を「掲げるか否か」について検討する趣旨で答弁したのではない。いずれにせよ、「この答弁」で述べた検討については、引き続き不断に行っていくべきものと考えている。

また、「どんな非正規雇用を雇っていくこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、積極的に非常勤職員を採用していくことと解すれば、政府においては、国家公務員及び地方公務員のいずれにおいても、そのような取組を一律に行うことはしておらず、それぞれ、各府省等の実情及び各地方公共団体における地域の実情に応じて、職務の内容等を踏まえ適切に採用されているものであり、さらに、常勤職員に採用するには国家公務員法又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)等に

基づく競争試験又は選考の方法により、公務員の常勤職員としての能力及び適性を有すると認められる必要があるが、公務員と民間企業に係る措置を同列に論ずることは適当ではないと考えている。

防災庁設置法案

右

国会に提出する。

令和八年三月六日

内閣総理大臣 高市 早苗

防災庁設置法

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 防災庁の設置並びに任務及び所掌事務(第二条―第四条)

第三章 組織(第二条―第四条)

第一節 通則(第五条)

第二節 防災庁の長及び防災庁に置かれる特別な職(第六条―第十二条)

第三節 防災庁に置かれる職(第十三条)

第四節 中央防災会議(第十四条)

第五節 施設等機関(第十五条)

第六節 防災局(第十六条)

第七節 雑則(第十七条)

第四章 雑則(第十八条・第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、防災庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政

事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。	2 防災庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	八 大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)に基づく地震防災対策に関すること。	る施策に関すること(他の府省の所掌に属するものを除く。)
第二章 防災庁の設置並びに任務及び所掌事務	一 災害対策基本法第二章に規定する防災に関する組織の設置及び運営並びに同法第二条第七号に規定する防災計画に関すること。	九 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)に基づく地震防災対策に関すること。	十八 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき防災庁に属させられた事務
(設置) 第二条 内閣に、防災庁を置く。 (任務) 第三条 防災庁は、次に掲げることを任務とする。	二 被災者の応急救助及び避難住民等(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第七十五条第一項に規定する避難住民等をいう。)の救援に関すること。	十 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)に基づく地震防災対策に関すること。	3 前二項の規定にかかわらず、第一項各号並びに前項第十二号から第十四号まで及び第十七号に掲げる事務のうち内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第一項第十八号に規定する原子力防災のみに係るものについては、防災庁の所掌事務としない。
一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条の二の基本理念(次号において「基本理念」という。)のっとり、防災(災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興をいう。以下同じ。)に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること。	三 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第二条第一項の激甚災害及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。	十一 首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)に基づく地震防災対策に関すること。	第三章 組織 第一節 通則 (組織の構成) 第五条 防災庁の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、防災に関する内閣の課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。
二 基本理念にのっとり、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること。 (所掌事務) 第四条 防災庁は、前条第一号の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事務をつかさどる。	四 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の特定非常災害及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。	十二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四条第一項に規定する復興推進計画の認定、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する復興特区支援利子補給金の支給、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。	2 防災庁は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに内閣府、デジタル庁及び国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。
一 防災のための施策に関する基本的な方針及び計画に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。	五 被災者生活再建支援法(平成十年法律第十六号)第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関すること。	十三 防災に関する関係行政機関の事務の調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。	第二節 防災庁の長及び防災庁に置かれる特別な職 (防災庁の長) 第六条 防災庁の長は、内閣総理大臣とする。
二 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。	六 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七十二号)第三条第一項の台風常襲地帯及び同法第二条第一項に規定する災害防除事業の指定に関すること。	十四 防災に関する技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及及び活用の促進に関すること。	2 内閣総理大臣は、防災庁に係る事項についての内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣とし、第四条第二項に規定する事務を分担管理する。
三 関係行政機関が講ずる防災のための施策の実施の推進に関すること。	七 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定並びに同法第三条第一項の火山災害警戒地域、同法第十三条第一項の避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項の降灰	十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。 十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修及び研究を行うこと。 十七 前各号に掲げるもののほか、防災に関する	
四 前三号に掲げるもののほか、防災のための施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。			

(内閣総理大臣の権限) 第七条 内閣総理大臣は、防災庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。 2 内閣総理大臣は、防災庁に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。 3 内閣総理大臣は、防災庁に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、防災庁の命令として防災庁令を発することができ。 4 防災庁令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。 5 内閣総理大臣は、防災庁の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。 6 内閣総理大臣は、防災庁の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。 7 内閣総理大臣は、第三条第二号の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。 (防災大臣) 第八条 防災庁に、防災大臣を置く。 2 防災大臣は、国務大臣をもって充て。 3 防災大臣は、内閣総理大臣を助け、防災庁の事務を統括し、職員の服務について統督する。 4 防災大臣は、第四条第一項に規定する事務の	遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。 5 防災大臣は、第四条第一項に規定する事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができ。この場合において、関係行政機関の長は、当該勧告を十分に尊重しなければならない。 6 防災大臣は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。 7 防災大臣は、第五項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。 (副大臣) 第九条 防災庁に、副大臣一人を置く。 2 防災庁に、前項の副大臣のほか、デジタル庁又は他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。 3 副大臣は、防災大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理する。 4 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、防災大臣の定めるところによる。 5 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。 6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。 (大臣政務官) 第十条 防災庁に、大臣政務官一人を置く。 2 防災庁に、前項の大臣政務官のほか、デジタル庁又は他省の大臣政務官の職を占める者を	もって充てられる大臣政務官を置くことができる。 3 大臣政務官は、防災大臣を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。 4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、防災大臣の定めるところによる。 5 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。 6 前条第六項の規定は、大臣政務官について準用する。 (大臣補佐官) 第十一条 防災庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官一人を置くことができる。 2 大臣補佐官は、防災大臣の命を受け、特定の政策に係る防災大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、防災大臣を補佐する。 3 大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。 4 内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、防災大臣の意見を聴くものとする。 5 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。 6 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。 7 常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。 (事務次官) 第十二条 防災庁に、事務次官一人を置く。 2 前項の事務次官は、防災大臣を助け、庁務を整理し、防災庁の各部署及び機関の事務を監督する。	第三節 防災庁に置かれる職 第十三条 防災庁には、その所掌事務の能率的な遂行のためその一部を所掌する職を置く。 2 防災庁には、前項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職を置くことができる。 3 前二項の職の設置、職務及び定数は、政令で定める。 第四節 中央防災会議 第十四条 防災庁に、防災に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため、内閣総理大臣をその長とし、関係大臣及び学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための機関として、災害対策基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところにより、中央防災会議を置く。 第五節 施設等機関 第十五条 防災庁には、第四条第二項に規定する所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設(これに類する施設を含む。)を置くことができる。 第六節 防災局 第十六条 防災庁に、地方機関として、防災局を置く。 2 防災局は、防災庁の所掌事務のうち、第四条第一項第二号から第四号まで及び第二項各号(第十六号を除く。)に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。 3 防災局の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び組織は、政令で定める。 第七節 雑則 (政令への委任) 第十七条 前各節に定めるもののほか、防災庁の組織に関し必要な事項は、政令で定める。
---	---	---	--

第四章 雑則 第十八条 防災庁に、防災事務官、防災技官その他所要の職員を置く。 2 防災事務官は、命を受け、事務をつかさどる。 3 防災技官は、命を受け、技術をつかさどる。(国会への報告等) 第十九条 政府は、第十三条第三項又は第十五条の規定により政令で設置される組織(同項の規定により設置される第十三条第二項の職を除く。)その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。 2 政府は、少なくとも毎年一回防災庁の組織の一覧表を官報で公示するものとする。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、令和八年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第六条の規定 公布の日 二 第十六条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(所掌事務の特例) 第二条 防災庁は、第三条第二号の任務を達成するため、第四条第二項に規定する事務のほか、政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事務をつかさどる。 一 次に掲げる事項の認可に関すること。 イ 設立 ロ 会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び	同条第三項第二号に規定する設立時監査役の選任及び解任 ハ 取締役及び監査役の選任及び解任の決議 ニ 定款の変更の決議 ホ 合併、分割及び解散の決議 二 関係行政機関の事務の調整に関すること。 第三条 第四条第一項及び第二項の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条第一項第二号及び第三号並びに第二項第十三号及び第十七号に掲げる事務のうち東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)からの復興に関するもの並びに同項第十二号に掲げる事務については、防災庁の所掌事務としない。 2 前条の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条(第一号イ及びロ並びに第二号(第一号イ及びロに係る部分に限る。))を除く。)に掲げる事務については、防災庁の所掌事務としない。 (同意等に関する経過措置) 第四条 この法律の施行前に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣がした同意その他の行為(当該行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。)は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定により防災庁の長である内閣総理大臣がした同意その他の行為とみなす。 2 この法律の施行の際現に法令の規定により内閣府の長である内閣総理大臣に対してされている協議(当該協議に係る権限がこの法律の施行後も内閣府の長である内閣総理大臣の権限とされるものを除く。)は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定により防災庁の長である内閣総理大臣に対してされた協議とみなす。(命令の効力に関する経過措置) 第五条 この法律の施行の際現に効力を有する内閣府設置法第七条第三項の内閣府令(この法律の施行後に防災庁が所掌する事務に係るものに限る。)は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、第七条第三項の防災庁令としての効力を有するものとする。 (政令への委任) 第六条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	理由 防災に関する施策を円滑かつ迅速に推進するため、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする防災庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	防災庁設置法案(内閣提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本法案は、防災(災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興をいう。以下同じ。)に関する施策を円滑かつ迅速に推進するため、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする防災庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。 1 防災庁を内閣に置くこと。 2 防災庁は、災害対策の基本理念にのっとり、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けること及び防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする。 3 防災庁は、2の任務を達成するため、防災の施策に関する基本的な方針及び計画並びに大規模な災害への対処に関する企画立案及び総合調整並びに関係行政機関が講ずる施策の実施の推進をつかさどるほか、防災に関する組織の設置及び運営並びに防災計画の推進、被災者の応急救助、大規模地震等への対策、防災に関する技術の研究開発及び国際協力等の事務をつかさどること。 4 防災庁は、内閣総理大臣を長とし、事務統括権、関係行政機関の長に対する勧告権等を有する防災大臣を置くとともに、副大臣一人、大臣政務官一人及び事務次官一人を置くこと。 5 中央防災会議を内閣府から防災庁に移管すること。 6 防災庁に、文教研修施設を置くことができるものとする。また、防災庁の地方機関として、防災局を置くこと。 7 この法律は、一部の規定を除き、令和八年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行すること。なお、防災局に関する規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。 二 議案の可決理由 防災に関する施策を円滑かつ迅速に推進する
---	---	---	---

ため、防災に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、防災に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ることを任務とする防災庁を設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の施行に要する経費として、令和八年度一般会計予算防災庁所管に二十四億一千四百五十七万三千円、同デジタル庁所管に四千四百万円、令和八年度東日本大震災復興特別会計予算に九千三十四万八千円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

令和八年五月十四日
災害対策特別委員長 関 芳弘
衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

防災庁設置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 防災庁がその任務を遂行するに当たっては、縦割りを排除し、関係府省庁、地方公共団体等との連携を十分に担保するため、司令塔としての調整力のみならず、強い指導力を発揮できる環境を整備すること。
二 地方公共団体における防災力強化の取組が円滑に進むよう、人材育成、専門人材の派遣その他の必要な人的支援や財政支援を講じるよう努

めること。災害からの復旧・復興に関する事業について、被災自治体及び被災者のニーズに対しワンストップで伴走型支援を実施する被災地支援体制を速やかに構築するため、防災庁は、調整やコーディネートの実施に加え、政府における防災施策全体の司令塔として、事業の統括、管理を積極的に実施するよう努めること。

三 大規模災害時における被災自治体の過重負担を軽減する制度を構築すること。特に、市町村職員が被災者でありながら支援者として避難所運営、物資や住宅の確保、被災者対応等を担う実態を踏まえ、国及び都道府県による人的・実務的支援を強化し、被災自治体及び現場職員に業務が集中しない運用体制を整備すること。

四 防災庁がその機能を十分に発揮するために必要となる人材の確保については、防災・減災に係る専門人材やプロパー職員の計画的な採用、育成の制度設計を行うこと。また、国及び地方公共団体において、防災担当職員の兼務や頻繁な異動により知見が蓄積されにくい実情を考慮し、平時から専任性・専門性を確保できる人員配置及び研修支援の在り方を検討すること。

五 防災大学校(仮称)の設置については、防災庁における専門性の蓄積及び官民の実務者による強固なネットワーク構築を図るため、国・地方の職員、ボランティア団体やNPO等の民間人材等も対象とし、官民協働の学びの場として位置付け、平時から顔の見える関係性を構築するための具体的措置を講じること。

六 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見については、防災庁へと引き継がれることが重要である。復興庁が担っている東日本大震災からの復興に係る司令塔機能を含む取組は、今後とも中長期的な対応

が必要となることを踏まえ、着実に進めること。

七 防災分野におけるDXを推進するに当たっては、市町村の区域を超えた広域災害に対しても、被災者に係る情報を集約・共有できるようにしていくため、被災者支援システムの広域連携のための仕組の構築に努めること。また、個人情報等の活用については、セキュリティの確実な保護を行うとともに、災害対応及び被災者支援に必要な範囲で、関係者間で適切に情報を共有し、活用するための技術開発、制度、運用について検討すること。

八 防災DXの推進により、発災時における政府による迅速な情報の収集・発信やブッシュ型支援等を実施できる体制を構築するとともに、いずれの被災地においても一定水準以上の防災対応が担保されるよう、既存のマニュアルや指針等を体系的に整理し、地方公共団体の規模や財政基盤に応じた支援を行うことにより、防災・減災に係る自治体間格差を解消し、全国的な水準を底上げするよう努めること。

九 防災局の設置場所及び管轄区域については、各地方公共団体等の要望や意見が多数寄せられていることから、災害発生リスク等を踏まえて慎重に検討するとともに、その選定プロセスや基準の明確化及び透明化に留意すること。

十 災害対策基本法第二条の二に定める基本理念に、全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにすることが明記された趣旨に鑑み、被災者の人権を尊重した取組に万全を期するとともに、特に、女性や子ども、障害者に配慮した環境整備をより一層推進するため、地方公共団体に対し、適切な助言及び支援を行うこと。

十一 被災者支援及び避難生活環境の抜本的改善に関し、災害支援システム構築の必要性に鑑み、有識者が参画する場を設け、その意見を聴取すること。なお、意見聴取の場においては、保健・医療・福祉の専門家、人権に配慮した避難生活環境等に関して知見を有する者など多様な主体の参画を図ること。

十二 各地域における科学的な災害リスク評価に基づく事前防災の推進に当たっては、人的・財政的基盤の弱い地方公共団体に対する国の支援を適切に行う方策を検討すること。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び南海トラフ地震対策に万全を期するため、地方防災会議等が災害リスク評価の結果等を踏まえて地震防災対策推進計画の見直しを行うに当たり、国として、必要かつ十分な情報提供及び助言を行うことにより、その見直しの円滑化を図ること。

十三 富士山の噴火を始めとする火山防災対策については、関係府省庁及び地方公共団体による総合的な対策が重要となることから、防災庁は司令塔として、関係機関との緊密な連携及び円滑な調整に努めるとともに、平時のリスク評価に基づく事前防災から噴火時の応急対応に至るまで、実効性のある対策の立案と実施を図ること。

十四 防災庁発足後も現場の実態に即して検証・見直しを重ね、官民協働防災の実効性を高めることが不可欠であることに鑑み、平時からの人材確保や教育・訓練、備蓄や防災DX等の進捗状況、また、発災時における国・地方公共団体・民間事業者等の役割分担について検証する場を設けること。なお、検証の場においては、自治体職員等の労働者や現場関係者を始め、産官学民の多様な防災関係者が参画するものとすること。

十五 複合災害への対応を一層強化するため、関係府省庁及び地方公共団体等と連携し、被害を防止・軽減する施策の実施を加速化するとともに、複合災害発生時における避難所運営や救援物資の供給等の在り方の見直しを行うこと。特に、自然災害と原子力発電所事故の発生が重なる複合災害については、防災庁と内閣府原子力防災担当部局との間で、発災から復旧・復興までの各段階における役割分担を明確化し、緊密な連携体制を構築することにより、被災者への対応に万全を期すこと。	十六 在留外国人やインパウンドの増加を踏まえ、各地方公共団体における、多様な食習慣・文化的慣習を有する外国人に対応した避難所環境の整備や防災教育・訓練の実施、地域防災力の向上に資する外国人防災リーダー育成の取組に対し、必要な助言と支援を行うこと。	第三十二条第一項 三 国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第十七号）第二条第四号 四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二条第三号 （地方自治法の一部改正） 第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。 第二百四十五条中「デジタル庁、」の下に「防災庁設置法（令和八年法律第 号）第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たる防災庁、」を加える。 第二百四十五条の四第一項中「若しくはデジタル庁設置法」を「デジタル庁設置法第四条第二項若しくは防災庁設置法」に改める。 （災害救助法等の一部改正） 第三条 次に掲げる法律の規定中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。 一 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の二第三項及び第六項、第二十條第二項及び第三項並びに第二十一條第二項 二 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第三条第三項及び第四項、第七條並びに第八條第一項 三 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）附則第二条第一項、第三条第一項及び第三項並びに第四条 四 被災者生活再建支援法（平成十年法律第十六号）第十一条第三項及び第十二條 （国家公務員法の一部改正） 第四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。 第十九條第二項及び第四項並びに第二十五條第一項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。	第五十五条第一項中「及びデジタル庁」を「デジタル庁及び防災庁」に改める。 第六十一条の七第一項中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。 第六十一条の八第二項中「及びデジタル庁」を「デジタル庁及び防災庁」に改める。 （国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正） 第五条 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。 第六条の二第五項中「第四条第三項若しくは」を「第四条第三項、」に改め、「第四条第二項」の下に「若しくは防災庁設置法（令和八年法律第 号）第四条第二項」を加える。 （地方交付税法等の一部改正） 第六条 次に掲げる法律の規定中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加える。 一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第五条第四項 二 行政相談委員会法（昭和四十一年法律第九十九号）第二条第一項第一号 三 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第一項及び第二条 四 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第三条 五 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）第三条第一項第四号イ 六 公益通報者保護法（平成十六年法律第百一十二号）第二条第四項第一号

令和八年五月十九日 衆議院会議録第十九号	防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書	一三
----------------------	-----------------------------------	----

測及び評価並びに」に改め、同条第五号中「踏まえ、」の下に「全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにする等」を加え、同条第六号中「災害復旧及び災害からの復興」を「復旧復興」に改める。

第三条第二項中「災害復旧」を「復旧復興」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第三項中「あたつては」を「当たつては」に改め、同条第四項中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第七条第二項中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第十一条第一項中「内閣府」を「防災庁」に改め、同条第二項第二号中「内閣府設置法第九条の二に規定する特命担当大臣(以下「防災担当大臣」という。))」を「防災大臣」に改め、同項第三号中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 防災に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

第十二条第五項第一号を次のように改める。

一 防災大臣

第十二条第五項第二号中「防災担当大臣」を「防災大臣」に、「内閣府の防災監」を「防災庁の事務次官」に改める。

第十四条第二項第四号中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第二十三条の三第一項中、「内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に」、その組織を系統的に構成する行政機関として、「」に改める。

第二十三条の四第一項中「防災担当大臣」を

「防災大臣」に改め、同条第五項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第二十四条第一項中、「内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に」、その組織を系統的に構成する行政機関として、「」に改める。

第二十五条第四項中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改め、同条第六項第二号中「内閣府の防災監」を「防災庁の事務次官」に改め、同条第七項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第二十八条の二第一項中、「内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に」、その組織を系統的に構成する行政機関として、「」に改める。

第二十八条の三第四項中「防災担当大臣」を「防災大臣」に改め、同条第六項第三号を次のように改める。

三 防災庁の事務次官

第二十八条の三第七項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第三十三条の二第一項、第二項、第三項第二号口及びホ、第四項第一号、第五項第四号並びに第六項、第三十三条の五並びに第三十三条の七第一項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節 特定災害復旧復興本部及び非常災害復旧復興本部等

(特定災害復旧復興本部の設置)

第二十八条の七 特定災害(第二十三条の三第一項の規定により特定災害対策本部が設置されたものに限り。)が発生した場合において、当該特定災害に係る復旧復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理

大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、特定災害復旧復興本部を設置することができる。

2 第二十三条の三第二項の規定は、特定災害復旧復興本部について準用する。

(特定災害復旧復興本部の組織)

第二十八条の八 特定災害復旧復興本部の長は、特定災害復旧復興本部長とし、防災大臣その他の國務大臣をもつて充てる。

2 特定災害復旧復興本部長は、特定災害復旧復興本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 特定災害復旧復興本部に、特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部長その他の職員を置く。

4 特定災害復旧復興副本部長は、特定災害復旧復興本部長を助け、特定災害復旧復興本部長に事故があるときは、その職務を代理する。特定災害復旧復興副本部長が二人以上置かれていた場合には、あらかじめ特定災害復旧復興本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

5 特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部長その他の職員は、内閣官房若しくは防災庁その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 特定災害復旧復興本部に、当該特定災害復旧復興本部の所管区域にあつて当該特定災害復旧復興本部長の定めるところにより当該特定災害復旧復興本部の事務の一部を行う組織として、閣議にかけて、特定災害現地復旧復興本部を置くことができる。

7 第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、特定災害現地復旧復興本部について準用する。

8 特定災害現地復旧復興本部に、特定災害現地復旧復興本部長及び特定災害現地復旧復興本部長その他の職員を置く。

9 特定災害現地復旧復興本部長は、特定災害復旧復興本部長の命を受け、特定災害現地復旧復興本部の事務を掌理する。

10 特定災害現地復旧復興本部長及び特定災害現地復旧復興本部長その他の職員は、特定災害復旧復興副本部長、特定災害復旧復興本部長その他の職員のうちから、特定災害復旧復興本部長が指名する者をもつて充てる。

(特定災害復旧復興本部の所掌事務)

第二十八条の九 特定災害復旧復興本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特定災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。

二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する特定災害に係る復旧復興の総合調整に関すること。

三 第一号の方針に基づく施策の実施の推進に関すること。

四 次条の規定により特定災害復旧復興本部長の権限に属する事務

五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(特定災害復旧復興本部長の権限)

第二十八条の十 特定災害復旧復興本部長は、

当該特定災害復旧復興本部の所管区域における特定災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。 2 特定災害復旧復興本部長は、特定災害現地復旧復興本部が置かれたときは、前項の規定による権限の一部を特定災害現地復旧復興本部長に委任することができる。 3 特定災害復旧復興本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。 (非常災害復旧復興本部の設置) 第二十八条の十一 非常災害(第二十四条第一項の規定により非常災害対策本部が設置されたものに限る。)が発生した場合において、当該非常災害に係る復旧復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、閣議にかけて、臨時に防災庁に、その組織を系統的に構成する行政機関として、非常災害復旧復興本部を設置することができる。 2 第二十三条の三第二項の規定は、非常災害復旧復興本部について準用する。 (非常災害復旧復興本部の組織) 第二十八条の十二 非常災害復旧復興本部の長は、非常災害復旧復興本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもつて充てる。	2 非常災害復旧復興本部長は、非常災害復旧復興本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。 3 非常災害復旧復興本部に、非常災害復旧復興副本部長、非常災害復旧復興本部長その他の職員を置く。 4 非常災害復旧復興副本部長は、内閣官房長官、防衛大臣その他の国務大臣をもつて充てる。 5 非常災害復旧復興副本部長は、非常災害復旧復興本部長を助け、非常災害復旧復興本部長に事故があるときは、その職務を代理する。非常災害復旧復興副本部長が二人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ非常災害復旧復興本部長が定めた順序で、その職務を代理する。 6 非常災害復旧復興本部長は、次に掲げる者をもつて充てる。 一 非常災害復旧復興本部長及び非常災害復旧復興副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者 二 副大臣、大臣政務官、防災庁の事務次官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者 7 非常災害復旧復興副本部長及び非常災害復旧復興本部長以外の非常災害復旧復興本部の職員は、内閣官房若しくは防災庁その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。 8 非常災害復旧復興本部に、当該非常災害復旧復興本部の所管区域にあつて当該非常災害復旧復興本部長の定めるところにより当該非常災害復旧復興本部の事務の一部を行う組織	として、閣議にかけて、非常災害現地復旧復興本部を置くことができる。 9 第二十三条の四第六項後段、第七項及び第八項の規定は、非常災害現地復旧復興本部について準用する。 10 非常災害現地復旧復興本部に、非常災害現地復旧復興本部長及び非常災害現地復旧復興本部長その他の職員を置く。 11 非常災害現地復旧復興本部長は、非常災害復旧復興本部長の命を受け、非常災害現地復旧復興本部の事務を掌理する。 12 非常災害現地復旧復興本部長及び非常災害現地復旧復興本部長その他の職員は、非常災害復旧復興副本部長、非常災害復旧復興本部長その他の職員のうちから、非常災害復旧復興本部長が指名する者をもつて充てる。 (非常災害復旧復興本部の所掌事務) 第二十八条の十三 非常災害復旧復興本部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 非常災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に関すること。 二 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が防災計画に基づいて実施する非常災害に係る復旧復興の総合調整に関すること。 三 第一号の方針に基づく施策の実施の推進に関すること。 四 次条の規定により非常災害復旧復興本部長の権限に属する事務 五 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務	(非常災害復旧復興本部長の権限) 第二十八条の十四 非常災害復旧復興本部長は、当該非常災害復旧復興本部の所管区域における非常災害に係る復旧復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。 2 非常災害復旧復興本部長は、前項の規定による権限の全部又は一部を非常災害復旧復興副本部長に委任することができる。 3 非常災害復旧復興本部長は、非常災害現地復旧復興本部が置かれたときは、第一項の規定による権限の一部を非常災害現地復旧復興本部長に委任することができる。 4 非常災害復旧復興本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。 (著しく異常かつ激甚な非常災害に係る復旧復興の組織) 第二十八条の十五 著しく異常かつ激甚な非常災害(第二十八条の二第一項の規定により緊急災害対策本部が設置されたものに限る。)に係る復旧復興を推進するための組織については、大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の定めるところによる。 第四十条第二項第二号及び第三項並びに第四十二条第二項第二号及び第三項中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。 第四十二条の二第二項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。
--	---	--	--

第四十九条第一項、第四十九条の二第一項及び第四十九条の三中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。

第四十九条の五、第四十九条の九、第五十二

条第一項、第六十一条の四第四項及び第六項から第八項まで、第六十一条の五第六項、第十

項、第十一項及び第十四項、第六十一条の六第六

項、第七項、第九項及び第十項、第六十四条

第九項、第八十六条の八第五項、第七項、第九

項及び第十項、第八十六条の九第九項、第十三

項、第十五項及び第十八項、第八十六条の十一

並びに第八十六条の十五第一項中「内閣府令」を

「防災庁令」に改める。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 復旧復興

第八十七条(見出しを含む)中「災害復旧」を

「復旧復興」に改める。

第九十条の三第二項第八号及び第九十条の四

第二項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第二百一十一条中「デジタル庁令」の下に「、防

災庁令」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)
第二百一十一条の二 この法律に規定する内閣総理

三 高齢社会対策基本法(平成七年法律第百二十九号)第十六条第三項

(交通安全対策基本法の一部改正)
第十条 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律

第百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号イ中「デジタル庁」の下に「、防

災庁」を加え、同号ハ中「第五十五条」の下に

「、防災庁設置法(令和八年法律第 号)第十五

条を加える。

第十五条第三項第四号中「及びデジタル大臣」

を「、デジタル大臣及び防災大臣」に改める。

(大規模地震対策特別措置法の一部改正)
第十一条 大規模地震対策特別措置法(昭和五十

三年法律第七十三号)の一部を次のように改正

する。

第八条第一項第八号中「内閣府令」を「防災庁

令」に改める。

第十条第一項中「、内閣府設置法第四十条第

二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」

を「防災庁に」、その組織を系統的に構成する行

政機関として、「」に改める。

第十一条第六項第三号を次のように改める。

三 防災庁の事務次官

第三十一条第六項第四号中「内閣府副大臣」を

「防災副大臣」に改める。

第三十九条第一号中「内閣府令」を「防災庁令」

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正)
第十三条 国際連合平和維持活動等に対する協力

に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部

を次のように改正する。

第三条第九号イ中「デジタル庁」の下に「、防

災庁」を加える。

第五条第六項中「及びデジタル大臣」を「、デ

ジタル大臣及び防災大臣」に改める。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を

図るための特別措置に関する法律の一部改正)
第十四条 特定非常災害の被害者の権利利益の保

全等を図るための特別措置に関する法律(平成

八年法律第八十五号)の一部を次のように改正

する。

第三条第一項中「令和三年法律第三十六号」の

下に「第七号第三項、防災庁設置法(令和八年

法律第 号)を、「デジタル庁設置法第七

条第五項」の下に「、防災庁設置法第七

条第五項」を、「機関、デジタル庁」の下に「、防

災庁」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務

時間の特例に関する法律及び科学技術・イノ

ベーション創出の活性化に関する法律の一部改

正)
第十五条 次に掲げる法律の規定中「第十六条第

二項」の下に「、防災庁設置法(令和八年法律

(環境影響評価法の一部改正)
第十六条 環境影響評価法(平成九年法律第八

十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「災害復旧」を「復旧復興

(災害の復旧に限る。)」に改める。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律

の一部改正)
第十七条 行政機関の保有する情報の公開に関す

る法律(平成十一年法律第四十二号)の一部を次

のよう

に改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び

防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第

五号」に改め、同項第六号を第八号とし、第五

号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の

次に次の一号を加える。

六 防災庁設置法(令和八年法律第 号)

第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

の

第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に

改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次

に次の一号を加える。

三 防災庁(第六号の政令で定める施設等機

関を除く。)

第三条中「前条第一項第四号及び第五号」を

「前条第一項第五号から第七号まで」に改める。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正)

第十八条 原子力災害対策特別措置法(平成十一

年法律第百五十六号)の一部を次のように改正

する。

第十七条第五項中「の副大臣」の下に「(防災副

大臣を含む。)」を加え、同条第七項第三号中「の

大臣政務官」の下に「(防災大臣政務官を含む。)」

を加える。

第二十八條第一項の表第二條第二號の項中 <table><tr><td data-bbox="1321 197 1369 286">災害の</td><td data-bbox="1321 555 1369 645">原子力災害</td></tr><tr><td data-bbox="1257 197 1305 286">害の</td><td data-bbox="1257 488 1305 645">災害の</td></tr><tr><td data-bbox="1225 197 1273 286">を</td><td data-bbox="1225 488 1273 645">災害からの</td></tr><tr><td data-bbox="1161 197 1209 286">害の</td><td data-bbox="1161 488 1209 645">原子力災害の</td></tr><tr><td data-bbox="1117 197 1165 286"></td><td data-bbox="1117 488 1165 645">原子力災害からの</td></tr></table>	災害の	原子力災害	害の	災害の	を	災害からの	害の	原子力災害の		原子力災害からの	に改め、同表第四十條第二項第二號の項、第四十條第三項の項、第四十二條第二項第二號の項、第四十二條第三項の項、第四十九條第一項の項、第四十九條の二第一項の項及び第四十九條の三の項中「災害復旧」を「復旧復興」に改める。 （行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正） 第十九條 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六號）の一部を次のように改正する。 第二條第一項中第六號を第七號とし、第五號を第六號とし、同項第四號中「第六號」を「第七號」に改め、同號を同項第五號とし、同項第三號の次に次の一號を加える。 四 防災庁設置法（令和八年法律第 号） 第四條第二項に規定する事務をつかさどる機関たる防災庁 （南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正） 第二十條 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二號）の一部を次のように改正する。
災害の	原子力災害										
害の	災害の										
を	災害からの										
害の	原子力災害の										
	原子力災害からの										
第四條中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一號を加える。 6 中央防災会議は、災害対策基本法第二條第八號に規定する防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更しなければならない。 第五條第一項中「は同條第九號を」第六條の二において同じ。」は同法第二條第九號に改め、同條第二項中「市町村長」を「市町村長。第六條の二において「地方防災会議等」という。」に改め、「協議会」の下に「（第六條の二において「石油コンビナート等防災本部等」という。）を加える。 第六條の次に次の一號を加える。 （指定公共機関等への援助） 第六條の二 国は、指定公共機関、地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部等に対し、推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。 第八條第一項第九號中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。 第九條第六項中「内閣府」を「防災庁」に改める。 第十一條及び第十二條第八項ただし書中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。 第二十二條を第二十三條とし、第二十一條の次に次の一號を加える。 （権限の委任） 第二十二條 この法律に規定する内閣総理大臣	の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。 （情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正） 第二十一條 次に掲げる法律の規定中「又は各省」を「防災庁又は各省」に、「又は省令」を「防災庁令又は省令」に改める。 一 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一號）第二十七條 二 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百九十九號）第九條（構造改革特別区域法等の一部改正） 第二十二條 次に掲げる法律の規定中「又は各省」を「防災庁又は各省」に、「又は省令」を「防災庁令（告示を含む。）又は省令」に改める。 一 構造改革特別区域法（平成十四年法律第四百八十九號）第四十九條 二 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六號）第三十條 三 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一號）第六十九條 四 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八號）第四百七十七條第三項 五 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七號）第三十九條 （個人情報保護に関する法律の一部改正） 第二十三條 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七號）の一部を次のように改正する。										
第二條第八項第一號中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二號中「第四號」を「第五號」に改め、同項第六號を第八號とし、第五號を第七號とし、第四號を第五號とし、同號の次に次の一號を加える。 六 防災庁設置法（令和八年法律第 号） 第十五條の施設等機関で、政令で定めるものの 第二條第八項第三號中「第五號」を「第七號」に改め、同號を同項第四號とし、同項第二號の次に次の一號を加える。 三 防災庁（第六號の政令で定める施設等機関を除く。） 第六十三條中「第二條第八項第四號及び第五號」を「第二條第八項第五號から第七號まで」に改める。 （武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正） 第二十四條 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九號）の一部を次のように改正する。 第二條第五號イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同號ハ中「第十六條第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五條」を加える。 （日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正） 第二十五條 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。	（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正） 第二十四條 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九號）の一部を次のように改正する。 第二條第五號イ中「デジタル庁」の下に「、防災庁」を加え、同號ハ中「第十六條第二項」の下に「、防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五條」を加える。 （日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正） 第二十五條 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七號）の一部を次のように改正する。										

令和八年五月十九日 衆議院会議録第十九号
第四号中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 中央防災会議は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画の修正、災害が国民の安全、国民生活及び国民経済に及ぼす影響についての科学的知見に基づく調査、予測及び評価の結果又は人口動態の変化、技術の進展その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本計画を変更しなければならない。

第五号第一項中「指定公共機関(以下この項及び第八条においてを「指定公共機関以下」に、「同法第二条第六号」を「同条第六号」に、「は」を「。次条において同じ。は」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町村長。次条において「地方防災会議等」という。に改め、「協議会」の下に「(次条において「石油コンビナート等防災本部等」という。)を加え、同条の次に次の一条を加える。

(指定公共機関等への援助)

第五号の二 国は、指定公共機関、地方防災会議等及び石油コンビナート等防災本部等に対し、推進計画の策定及び円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第六号第一項及び第二項中「前条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第七号第一項第八号中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第八号第六項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第十号及び第十一号第八項ただし書中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。

第二十二号を第二十三号とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十二号 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局長の長に委任することができる。

(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部改正)

第二十六号 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項中第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 防災庁設置法令和八年法律第 号)

第十五号の施設等機関

第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 防災庁

第五十二号中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令又は省令」に改める。

(公文書等の管理に関する法律の一部改正)

第二十七号 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 防災庁設置法令和八年法律第 号)

第十五号の施設等機関で、政令で定めるもの

第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に

改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 防災庁(第六号の政令で定める施設等機関を除く。)

第二十九号第一号中「第二条第一項第四号若しくは第五号」を「第二条第一項第五号から第七号まで」に改める。

(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正)

第二十八号 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十七号第一項及び第五十六号第三項中「内閣府令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」を「内閣府令・防災庁令・総務省令・財務省令・農林水産省令・経済産業省令」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第二十九号 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改め、同条第四項中「内閣府令(告示を含む)・主務省令」を「内閣府令(告示を含む)・主務省令」に改める。

に、「内閣府令・主務省令」を「内閣府令・防災庁令・主務省令」に改める。

第四条第一項及び第六号第一項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。

第十二号第九項中「内閣府」を「防災庁」に改める。

第十三号第七項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。

第三十五号及び第三十六号中「内閣府令・主

務省令」を「内閣府令・防災庁令・主務省令」に改める。

第四十四号第一項、第三項、第五項及び第八項、第四十六号第一項、第二項第三号及び第四号並びに第七項並びに第四十七号第七項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。

第四十八号第二項ただし書中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改め、同条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令・国土交通省令」に改める。

第四十九号第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令」に改め、同条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令・環境省令」に改める。

第五十三号第五項並びに第五十四号第四項及び第九項中「内閣府令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」に改める。

第五十五号第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令」に改める。

第五十六号第三項中「内閣府令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」に改める。

第六十四号第二項、第四項及び第五項中「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に改める。

第八十七号中「又は各省」を「、防災庁又は各省」に、「又は省令」を「、防災庁令(告示を含む)又は省令」に改める。

(津波防災地域づくりに関する法律の一部改正)

第三十号 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十号 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項第三号、第五十八条、第六十二条第二項第二号、第六十三条第一項及び第六十五条中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。 (福島復興再生特別措置法の一部改正) 第三十一条 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。 第四百四十一条中「復興庁又は」を「防災庁、復興庁又は」に、「復興庁令」を「防災庁令(告示を含む。)、復興庁令」に改める。 (新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正) 第三十二条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。 第二条第五号イ中「デジタル庁」の下に、「防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に、「防災庁設置法(令和八年法律第十五号)第十五条」を加える。 (大規模災害からの復興に関する法律の一部改正) 第三十三条 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。 第四条第一項中、「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十条第二項の規定にかかわらず」を削り、「内閣府に」を「防災庁に」、その組織を系統的に構成する行政機関として」に改める。 第五条第六項第二号中「内閣府の防災監」を「防災庁の事務次官」に改める。 第六条第一項第二号中「長並びに」を「長、」に改め、「執行機関」の下に「並びに指定公共機関	(災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。次条において同じ。)及び指定地方公共機関(同法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。次条において同じ。)」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次の一号を加える。 四 次条の規定により本部長の権限に属する事務 第六条第二項中「次条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。 (本部長の権限) 第六条の二 本部長は、当該本部の所管区域における特定大規模災害からの復興を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、災害対策基本法第二十三条第七項に規定する登録被災者援護協力団体並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。 2 本部長は、前項の規定による権限の全部又は一部を副本部長に委任することができる。 3 本部長は、復興現地対策本部が置かれたときは、第一項の規定による権限の一部を復興現地対策本部長に委任することができる。 4 本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。 第十条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第七項並びに第十一条第七項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。 第十二条第二項ただし書中「内閣府令」を「防	災庁令」に改め、同条第三項中「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「防災庁令・農林水産省令・国土交通省令」に改める。 第十三条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「防災庁令・農林水産省令」に改め、同条第六項中「内閣府令・国土交通省令・環境省令」を「防災庁令・国土交通省令・環境省令」に改める。 第十七条第四項並びに第十八条第四項及び第九項中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。 第十九条第二項中「内閣府令・農林水産省令」を「防災庁令・農林水産省令」に改める。 第二十条第三項中「内閣府令・国土交通省令」を「防災庁令・国土交通省令」に改める。 第二十八条第二項、第四項及び第五項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。 第五十七条の次に次の一条を加える。 (権限の委任) 第五十七条の二 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。 第三十四条 障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 第二条第四号イ中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同号ロ中「二」を「ホ」に改め、同号中へをチとし、ホをトとし、二をホとし、ホの次に次のように加える。 へ 防災庁設置法(令和八年法律第	号)第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの 第二条第四号ハ中「ホ」を「ト」に改め、同号中ハを二とし、ロの次に次のように加える。 ハ 防災庁(への政令で定める施設等機関を除く。) (首都直下地震対策特別措置法の一部改正) 第三十五条 首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。 第十条第一項、第二十一条第三項第八号及び第八項、第二十四条第一項、第二十六条第一項並びに第三十一条第七項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。 第四十条中「政令」を「国土交通省令」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。 この法律に規定する内閣総理大臣の権限は、防災庁令で定めるところにより、防災局の長に委任することができる。 (特定秘密の保護に関する法律の一部改正) 第三十六条 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。 第二条第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同条第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。 六 防災庁設置法(令和八年法律第

第三条第一項中「前条第四号及び第五号」を「前条第五号から第七号まで」に改める。 （情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部改正） 第三十七条 情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。 第二条第二項中「及びデジタル庁」を「デジタル庁及び防災庁」に、「及び各省」を「防災庁及び各省」に改める。 第十四条中「又は各省」を「防災庁又は各省」に、「又は省令」を「防災庁令又は省令」に改める。 （官報の発行に関する法律の一部改正） 第三十八条 官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。 第三条第二項中「又は」を「防災庁設置法（令和八年法律第 号）第七条第五項又は」に改める。 （重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部改正） 第三十九条 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。 第二条第一項第一号中「内閣府」の下に「及び防災庁」を加え、同項第二号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。 六 防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるものの 第二条第一項第三号中「第五号」を「第七号」に	改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。 三 防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。） 第二条第二項第二号中「前項第四号及び第五号」を「前項第五号から第七号まで」に改める。 （食料供給困難事態対策法の一部改正） 第四十条 食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。 第二条第六号イ中「デジタル庁」の下に「防災庁」を加え、同号ハ中「第十六条第二項」の下に「防災庁設置法（令和八年法律第 号）第十五条」を加える。 （内閣府設置法の一部改正） 第四十一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。 目次中「第十七条」を「第十七条」に改める。 第三条第二項中「災害」を「原子力災害」に改める。 第四条第一項第十七号の二中「第三項第七号の九」を「第三項第十号」に改め、同項第十八号を次のように改める。 十八 原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二条第一号に規定するものをいい、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。次号において同じ。）に関する災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（以下「原子力防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項 第四条第一項第十九号中「災害」を「原子力災	害に、「防災」を「原子力防災」に改め、同条第三項第八号から第十一号までを削り、同項第七号の十中「防災」を「原子力防災」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第七号の九を第十号とし、第七号の八を第九号とし、第七号の七を第八号とし、第十二号から第十四号の二までを削り、第十四号の二を第十二号とし、第十四号の二の三を第十三号とし、第十四号の三から第十四号の四の二までを削り、同項第十四号の五中「第四条第九項」を「第四条第一項」に改め、「調整に関すること」の下に「原子力防災に関するものに限る。」を加え、同号を同項第十四号とし、同項第十五号中「第七号の十」を「第十一号」に、「防災」を「原子力防災」に改める。 第五条第二項中「デジタル庁」の下に「防災庁」を加える。 第九条の二を削る。 第十条中「第九条第一項」を「前条第一項」に改める。 第十三条第二項及び第十四条第二項中「デジタル庁」の下に「防災庁」を加える。 第十六条の二を削る。 第十八条第二項の表中央防災会議の項を削る。 第四十条の四第一項中「第七号の九」を「第十号」に改める。 第四十条の六第一項中「第七号の八」を「第九号」に改める。 附則第二条第三項第三号を削る。 附則第二条の二第二項中「第三項第七号の十一」を「第三項第十一号」に改め、「第三項及び」を削り、「第四条第三項第十四号の五」を「第四条第三項第十四号」に改め、同条第二項及び第三項を削る。	附則第二条の三中「デジタル庁」を「防災庁」に改める。 附則第三条の二第一項中「復興庁設置法」の下に「（平成二十三年法律第百二十五号）」を加える。 （デジタル庁設置法の一部改正） 第四十二条 デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。 第五条第二項中「内閣府」の下に「防災庁」を加える。 第九条第二項及び第十条第二項中「他省」を「防災庁又は他省」に改める。 第十五条第四項第二号中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を、「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。 （復興庁設置法の一部改正） 第四十三条 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。 第五条第二項中「デジタル庁」の下に「防災庁」を加える。 第九条第二項及び第十条第二項中「府省」の下に「又は防災庁」を加える。 第十四条第四項第二号中「の副大臣」の下に「（防災副大臣を含む。）」を、「の大臣政務官」の下に「（防災大臣政務官を含む。）」を加える。 附則第三条第一項の表財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表国家公務員法の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国の利害に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の項中「デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）」を「防災庁設置法（令和八年法律第 号）」
---	---	--	---

に改め、同表国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の項から行政相談委員法(昭和四十一年法律第九十九号)の項までの規定中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)の項中「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表行政機関の職員 の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の項中「デジタル庁」を「防災庁」に、「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表多極分散型国土形成促進法(昭和六十三年法律第八十三号)の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の項中「デジタル庁」を「防災庁」に、「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表環境基本法(平成五年法律第九十一号)の項及び高齢社会対策基本法(平成七年法律第二百二十九号)の項中「デジタル大臣」を「防災大臣」に改め、同表特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に、「デジタル庁並びに」を「防災庁並びに」に、「デジタル庁、」を「防災庁、」に改め、同表重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の項中「デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)」を「防災庁設置法(令和八年

法律第 号」に、「各府省及びデジタル庁」を「及び防災庁の事務」に、「各府省、デジタル庁及び復興庁」を「、防災庁及び復興庁の事務」に、及びデジタル庁、デジタル庁及び復興を、及び防災庁及び復興及び復興及び復興に改め、同表武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)の項及び公益通報者保護法(平成十六年法律第二百二十二号)の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の項第三欄中「内閣府令・」を「防災庁令」に改め、同項第四欄中「内閣府令・復興庁令・」を「復興庁令」に改め、同表新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)の項中「デジタル庁設置法」を「防災庁設置法」に改め、同表「デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)」の項中「内閣府を「防災庁」に改め、同表情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律(令和四年法律第三十九号)の項及び食料供給困難事態対策法(令和六年法律第六十一号)の項中「デジタル庁」を「防災庁」に改め、同表に次のように加える。

防災庁設置法(令和八年法律第 号) 第五項第二項及び第九年法律第 第二項

附則第三条第二項中「三 デジタル庁設置法(令和三年法律第三十六号)」を「四 防災庁設置法(令和八年法律第 号)」に、「たるデジタル庁」を「たる防災庁」に、「三の二」を「四の二」に改め、同条第三項中「第十八条」を削り、「内閣府令」を「内閣府令・防災庁令」に、「内閣府令(告示を含む)・主務省令」を「内閣府令(告示を含む)・防災庁令(告示を含む)・主務省令」に、「内閣府令・主務省令」を「内閣府令・防災庁令・主務省令」に、「内閣府」を「防災庁」に、「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」を「内閣府令・農林水産省令・国土交通省令」に、「内閣府令・農林水産省令」を「内閣府令・防災庁令・農林水産省令」に、「内閣府令・国土交通省令・環境省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令・環境省令」に、「内閣府令・国土交通省令」を「内閣府令・防災庁令・国土交通省令」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)

第四十四条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第四十五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号中「第五条第二項及び」を「第五条第二項、」に、「の規定を及び防災庁設置法(令和八年法律第 号)第五条第二項の規定」に、「及びデジタル庁の」を「、デジタル庁

及び防災庁の」に改め、同項第十号中「及びデジタル庁」を「、デジタル庁及び防災庁」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、防災庁設置法(令和八年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八条の規定 公布の日

二 第八条中災害対策基本法第百十一号の次に一条を加える改正規定、第二十条中南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第二十二号を同法第二十三号とし、同法第二十一号の次に一条を加える改正規定、第二十五条中日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第二十二号を同法第二十三号とし、同法第二十一号の次に一条を加える改正規定、第三十三条中大規模災害からの復興に関する法律第五十七条の次に一条を加える改正規定及び第三十五条中首都直下地震対策特別措置法第四十条の改正規定 防災庁設置法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(処分等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。)の規定により従前の国の機関がした認定等の処分又は通知その他の行為は、この法律の施

行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令、防災庁設置法第七条第三項の防災庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前の災害対策基本法（以下この条において「旧災害対策基本法」という。）第十一条第一

項の規定により内閣府に置かれている中央防災会議（次項において「旧中央防災会議」という。）、旧災害対策基本法第二十三条の第三項の規定により内閣府に設置されている特定災害対策本部（次項において「旧特定災害対策本部」という。）、旧災害対策基本法第二十四条第一項の規定により内閣府に設置されている非常災害対策本部（次項において「旧非常災害対策本部」という。）、及び旧災害対策基本法第二十八条の第二項の規定により内閣府に設置されている緊急災害対策本部（次項において「旧緊急災害対策本部」という。）は、それぞれ、第八条の規定による改正後の災害対策基本法（以下この条において「新災害対策基本法」という。）第十一条第一項の規定により防災庁に置かれる中央防災会議（次項において「新中央防災会議」という。）、新災害対策基本法第二十三条の第三項の規定により防災庁に設置することができる特定災害対策本部（次項において「新特定災害対策本部」という。）、新災害対策基本法第二十四条第一項の規定により防災庁に設置することができる非常災害対策本部（次項において「新非常災害対策本部」という。）、及び新災害対策基本法第二十八条の第二項の規定により防災庁に設置することができる緊急災害対策本部（次項において「新緊急災害対策本部」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧中央防災会議の委員（旧災害対策基本法第十二条第五項第二号の規定により任命された委員に限る。）又は専門委員、旧特定災害対策本部の特定災害対策副部長、特定災害対策本部員その他の職員、旧非常災害対策本部の非常災害対策本部員その他の職員及び旧緊急災害対策本部の緊急災害対策本部

員（旧災害対策基本法第二十八条の第三項第六号四号の規定により任命された緊急災害対策本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、新災害対策基本法第十二条第五項第二号又は第七項、第二十三条の四第五項、第二十五条第六項各号及び第七項並びに第二十八条の第三項第六号四号及び第七項の規定により、新中央防災会議の委員又は専門委員、新特定災害対策本部の特定災害対策副部長、特定災害対策本部員その他の職員、新非常災害対策本部の非常災害対策本部員その他の職員及び新緊急災害対策本部の緊急災害対策本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（大規模地震対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第十一条の規定による改正前の大規模地震対策特別措置法（次項において「旧大規模地震対策特別措置法」という。）第十条第一項の規定により内閣府に設置されている地震災害警戒本部（次項において「旧地震災害警戒本部」という。）は、第十一条の規定による改正後の大規模地震対策特別措置法（次項において「新大規模地震対策特別措置法」という。）第十条第一項の規定により防災庁に設置される地震災害警戒本部（次項において「新地震災害警戒本部」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧地震災害警戒本部の地震災害警戒本部員（旧大規模地震対策特別措置法第十一条第六項第四号の規定により任命された地震災害警戒本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に新大規模地震対策特別措置法第十一条第六項

第四号及び第七項の規定により新地震災害警戒本部の地震災害警戒本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行の際現に第三十三条の規定による改正前の大規模災害からの復興に関する法律（次項において「旧大規模災害復興法」という。）第四条第一項の規定により内閣府に設置されている復興対策本部（次項において「旧復興対策本部」という。）は、第三十三条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律（次項において「新大規模災害復興法」という。）第四条第一項の規定により防災庁に設置することができる復興対策本部（次項において「新復興対策本部」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧復興対策本部の本部員（旧大規模災害復興法第五条第六項第二号の規定により任命された本部員に限る。）その他の職員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に新大規模災害復興法第五条第六項第二号及び第七項の規定により新復興対策本部の本部員その他の職員として任命されたものとみなす。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等の一部改正）

第九条 次に掲げる法律の規定中「若しくはデジタル庁設置法」を、「デジタル庁設置法第四条第二項若しくは防災庁設置法」に改める。

一 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十号の二 二 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第十八条 三 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)第二十一条(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正) 第十号 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第一百十二号)の一部を次のように改正する。 第一百三十三条第五項中「内閣府令」を「防災庁令」に改める。	1 災害対策基本法の一部改正 (一) 災害に備えるための措置の改善を図る際、科学的知見に基づく調査、予測及び評価を踏まえることを基本理念に追加すること。 (二) 全ての被災者が、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにすることを基本理念に追加すること。 (三) 防災庁に、災害からの復旧及び復興を推進するための本部を設置することができ、ものとする。 2 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正 科学的知見に基づく評価や技術の進展等に応じた基本計画の見直しを義務付けるとともに、国は、指定公共機関、地方防災会議等に対し、推進計画の策定及び円滑な実施に必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 3 内閣府設置法その他の関係法律の一部改正 任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うこと。 4 施行期日等 この法律は、一部の規定を除き、防災庁設置法の施行の日から施行するものとするほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。	規定の整備等を行う本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。 三 本案施行に要する経費 本案及び防災庁設置法案の施行に要する経費として、令和八年度一般会計予算防災庁所管に二十四億一千四百五十七万三千円、同デジタル庁所管に四千四百万円、令和八年度東日本大震災復興特別会計予算に九千三十四万八千円が、それぞれ計上されている。 令和八年五月十四日 災害対策特別委員長 関 芳弘 衆議院議長 森 英介殿 (別紙) 防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議 政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。 一 防災庁がその任務を遂行するに当たっては、縦割りを排除し、関係府省庁、地方公共団体等との連携を十分に担保するため、司令塔としての調整力のみならず、強い指導力を発揮できる環境を整備すること。 二 地方公共団体における防災力強化の取組が円滑に進むよう、人材育成、専門人材の派遣その他の必要な人的支援や財政支援を講じるよう努めること。災害からの復旧・復興に関する事業について、被災自治体及び被災者のニーズに対しワンストップで伴走型支援を実施する被災地支援体制を速やかに構築するため、防災庁は、	調整やコーディネートの実施に加え、政府における防災施策全体の司令塔として、事業の統括、管理を積極的に実施するよう努めること。 三 大規模災害時における被災自治体の過重負担を軽減する制度を構築すること。特に、市町村職員が被災者でありながら支援者として避難所運営、物資や住宅の確保、被災者対応等を担う実態を踏まえ、国及び都道府県による人的・実務的支援を強化し、被災自治体及び現場職員に業務が集中しない運用体制を整備すること。 四 防災庁がその機能を十分に発揮するために必要となる人材の確保については、防災・減災に係る専門人材やプロパー職員の計画的な採用、育成の制度設計を行うこと。また、国及び地方公共団体において、防災担当職員の兼務や頻繁な異動により知見が蓄積されにくい実情を考慮し、平時から専任性・専門性を確保できる人員配置及び研修支援の在り方を検討すること。 五 防災大学校(仮称)の設置については、防災庁における専門性の蓄積及び官民の実務者による強固なネットワーク構築を図るため、国・地方の職員その他、ボランティア団体やNPO等の民間人材等も対象とし、官民協働の学びの場として位置付け、平時から顔の見える関係性を構築するための具体的措置を講じること。 六 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見については、防災庁へと引き継がれることが重要である。復興庁が担っている東日本大震災からの復興に係る司令塔機能を含む取組は、今後とも中長期的な対応が必要となることを踏まえ、着実に進めること。 七 防災分野におけるDXを推進するに当たっては、市町村の区域を超えた広域災害に対して
--	---	---	--

令和八年五月十九日 衆議院會議録第十九号

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

も、被災者に係る情報を集約・共有できるようにしていくため、被災者支援システムの広域連携のための仕組の構築に努めること。また、個人情報情報の活用については、セキュリティの確実な保護を行うとともに、災害対応及び被災者支援に必要な範囲で、関係者間で適切に情報を共有し、活用するための技術開発、制度、運用について検討すること。

八 防災DXの推進により、発災時における政府による迅速な情報の収集・発信やブッシュ型支援等を実施できる体制を構築するとともに、いづれの被災地においても一定水準以上の防災対応が担保されるよう、既存のマニュアルや指針等を体系的に整理し、地方公共団体の規模や財政基盤に応じた支援を行うことにより、防災・減災に係る自治体間格差を解消し、全国的な水準を底上げするよう努めること。

九 防災局の設置場所及び管轄区域については、各地方公共団体等の要望や意見が多数寄せられていることから、災害発生リスク等を踏まえて慎重に検討するとともに、その選定プロセスや基準の明確化及び透明化に留意すること。

十 災害対策基本法第二条の二に定める基本理念に、全ての被災者がその被災地にかかわらず、できる限り、良好な生活環境をあまねく享受できるようにすることが明記された趣旨に鑑み、被災者の人権を尊重した取組に万全を期するとともに、特に、女性や子ども、障害者に配慮した環境整備をより一層推進するため、地方公共団体に対し、適切な助言及び支援を行うこと。

十一 被災者支援及び避難生活環境の抜本的改善に関し、災害支援システム構築の必要性に鑑み、有識者が参画する場を設け、その意見を聴取すること。なお、意見聴取の場においては、

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書 予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための
国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案及び同報告書

保健・医療・福祉の専門家、人権に配慮した避難生活環境等に関して知見を有する者など多様な主体の参画を図ること。

十二 各地域における科学的な災害リスク評価に基づく事前防災の推進に当たっては、人的・財政的基盤の弱い地方公共団体に対する国の支援を適切に行う方策を検討すること。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び南海トラフ地震対策に万全を期するため、地方防災会議等が災害リスク評価の結果等を踏まえて地震防災対策推進計画の見直しを行うに当たり、国として、必要かつ十分な情報提供及び助言を行うことにより、その見直しの円滑化を図ること。

十三 富士山の噴火を始めとする火山防災対策については、関係府省庁及び地方公共団体による総合的な対策が重要となることから、防災庁は司令塔として、関係機関との緊密な連携及び円滑な調整に努めるとともに、平時のリスク評価に基づく事前防災から噴火時の応急対応に至るまで、実効性のある対策の立案と実施を図ること。

十四 防災庁発足後も現場の実態に即して検証・見直しを重ね、官民協働防災の実効性を高めることが不可欠であることに鑑み、平時からの人材確保や教育・訓練、備蓄や防災DX等の推進状況、また、発災時における国・地方公共団体・民間事業者等の役割分担について検証する場を設けること。なお、検証の場においては、自治体職員等の労働者や現場関係者を始め、産官学民の多様な防災関係者が参画するものとする。

十五 複合災害への対応を一層強化するため、関係府省庁及び地方公共団体等と連携し、被害を防止・軽減する施策の実施を加速化するとともに、

に、複合災害発生時における避難所運営や救援物資の供給等の在り方の見直しを行うこと。特に、自然災害と原子力発電所事故の発生が重なる複合災害については、防災庁と内閣府原子力防災担当部局との間で、発災から復旧・復興までの各段階における役割分担を明確化し、緊密な連携体制を構築することにより、被災者への対応に万全を期すこと。

十六 在留外国人やインパウンドの増加を踏まえ、各地方公共団体における、多様な食習慣・文化的慣習を有する外国人に対応した避難所環境の整備や防災教育・訓練の実施、地域防災力の向上に資する外国人防災リーダー育成の取組に対し、必要な助言と支援を行うこと。

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案

右
国会に提出する。
令和八年四月三日
内閣総理大臣 高市 早苗

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律

第一条 この法律は、予備自衛官等の職務の重要性に鑑み、国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合における国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）等の特例を定め、予備自衛官等が招集に應ずるための環境を整備するとともに、その職務の重要性に対す

る国民の関心と理解を深めることにより、その職務の円滑な遂行を図り、もって予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 予備自衛官等 予備自衛官（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。次条第一項第三号において同じ。）、即ち予備自衛官（同法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。次条第一項第三号において同じ。）及び予備自衛官補をいう。

二 招集命令 自衛隊法第七十条第一項各号又は第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令をいう。

三 訓練招集命令 自衛隊法第七十一条第一項又は第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令をいう。

四 教育訓練招集命令 自衛隊法第七十五条の十一第一項の規定による教育訓練招集命令をいう。

五 一般職の国家公務員 国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（非常勤職員（同法第六十条の二第二項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）をいう。

六 裁判所職員 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の適用を受ける裁判所職員（非常勤職員（同法において読み

替えて準用する国家公務員法第六十条の二第二項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。及び臨時職員を除く。をいう。

七 自衛隊員 自衛隊法第二条第五項に規定する隊員(自衛官、予備自衛官等及びその他の非常勤の隊員(同法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。))を除く。をいう。

八 一般職の地方公務員 地方公務員法第四条第一項に規定する一般職に属する職員(同法第三十八条第一項ただし書に規定する非常勤職員を除く。))をいう。

九 勤務時間 一般職の国家公務員(行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。))の職員を除く。))にあつては一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号。以下この号において「勤務時間法」という。第十三条第一項に規定する正規の勤務時間を、行政執行法人の職員にあつては独立行政法人通則法第五十八条第一項の規定により規程で定める勤務時間を、裁判所職員にあつては裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の勤務時間を、自衛隊員にあつては自衛隊法第五十四条第二項の規定により防衛省令で定める勤務時間を、一般職の地方公務員(特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この号及び第六条第二項において同じ。))の職員を除く。))にあつては地方公務員法第二十四条第五項の規定により条例で定める勤務時間を、特定地

方独立行政法人の職員にあつては地方独立行政法人法第五十二条第一項の規定により規程で定める勤務時間をいう。

(国家公務員法の特例)

第三条 一般職の国家公務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、予備自衛官等の職務に従事すること(招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、これらの招集に應ずることを含む。第四項並びに第六条第一項及び第四項において同じ。))について、内閣官房令・防衛省令で定めるところにより、当該職員の所轄庁の長の承認を受けることができる。

一 自衛隊法第三十五条の規定により予備自衛官補に採用されようとするとき。

二 自衛隊法第六十七条第一項(同法第七十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官に任用されようとするとき。

三 自衛隊法第六十八条第二項(同法第七十五条の八において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官として引き続き任用されようとするとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、内閣官房令・防衛省令で定める場合に該当するとき。

2 行政執行法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「内閣官房令・防衛省令で」とあるのは「行政執行法人の長が」と、「所轄庁の長」とあるのは「勤務する行政執行法人の長」とする。

3 第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。))の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、

これらの招集に應ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法第百一条第一項前段の規定は、適用しない。

4 第一項の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、国家公務員法第百四条の許可を要しない。

5 第一項の承認を受けた職員(行政執行法人の職員を除く。))が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に應ずるため勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

6 第二項の規定により読み替えて適用する第一項の承認を受けた行政執行法人の職員が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に應ずるため勤務しない場合の給与の支給の基準については、独立行政法人通則法第五十七条第二項の規定にかかわらず、前項の規定を参酌して、行政執行法人が定めるものとする。

7 行政執行法人は、前項の基準を定めた場合は、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(裁判所職員への準用)

第四条 前条第二項及び第三項から第五項までの規定は、裁判所職員について準用する。この場合において、同条第一項中「内閣官房令・防衛省令」とあるのは「最高裁判所規則」と、同条第三項及び第四項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する国家公務員法」と、同条第五項中「一般職

の職員の給与に関する法律」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律」と読み替えるものとする。

(自衛隊員への準用等)

第五条 第三条第一項、第三項及び第四項の規定は、自衛隊員について準用する。この場合において、同条第一項中「内閣官房令・防衛省令」とあるのは「防衛省令」と、「当該職員の所轄庁の長」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項中「国家公務員法第百一条第一項前段」とあるのは「自衛隊法第六十条第一項」と、同条第四項中「国家公務員法第百四条の許可」とあるのは「自衛隊法第六十三条の承認」と読み替えるものとする。

2 前項において読み替えて準用する第三条第一項の承認を受けた自衛隊員が、招集命令を受け、その勤務時間において、当該招集に應ずるため勤務しない場合の給与については、政令で定める。

(地方公務員法の特例)

第六条 一般職の地方公務員は、次の各号のいずれかに該当するときは、予備自衛官等の職務に従事することについて、当該職員の任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第二号において同じ。))の承認を受けることができる。

一 第三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、任命権者が定める場合に該当するとき。

2 特定地方独立行政法人の職員に対する前項の規定の適用については、同項中「任命権者」が地方公務員法第六十条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第二号において同

じ。」とあるのは「勤務する特定地方独立行政法人の理事長又はその委任を受けた者」と、同項第二号中「任命権者」とあるのは「当該職員の仕事する特定地方独立行政法人の理事長又はその委任を受けた者」とする。

3 第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けた職員が、招集命令、訓練招集命令又は教育訓練招集命令を受け、その勤務時間において、これらの招集に応ずるため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、地方公務員法第三十五条の規定は、適用しない。

4 第一項の承認を受けた職員が予備自衛官等の職務に従事することについては、地方公務員法第三十八条第一項の許可を要しない。

（国の責務）

第七条 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、予備自衛官等の職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

（政令への委任）

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（暫定再任用短時間勤務職員等に関する経過措置）

2 第二条第五号及び第六号の短時間勤務の官職を占める職員には、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第五条第一項又は第二項（これらの規定を裁判所職

員臨時措置法において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により採用された職員を含むものとし、第二条第七号の短時間勤務の官職を占める隊員には、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第十条第一項又は第二項の規定により採用された隊員を含むものとする。

理 由

予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資するよう、予備自衛官等が招集に応ずるための環境を整備するとともにその職務の重要性に対する国民の関心と理解を深め、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るため、国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合における国家公務員法、地方公務員法等の特例の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、予備自衛官等（予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補をいう。以下同じ。）の継続的かつ安定的な確保に資するよう、予備自衛官等が招集に応ずるための環境を整備するとともにその職務の重要性に対する国民の関心と理解を深め、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るため、国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合における国家公務員法、地方公務員法等の特例の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一般職の国家公務員が予備自衛官等の兼業

を行う場合には、その職員の所轄庁の長の承認を受けることができることとし、予備自衛官等として招集される期間においては、その職員の勤務時間における職務専念義務を免除するなど、国家公務員法等の特例の措置を講ずること。また、この特例の措置は、特別職の国家公務員である裁判所職員及び自衛隊員についても同様に措置すること。

2 一般職の地方公務員が予備自衛官等の兼業を行う場合には、その職員の任命権者の承認を受けられることができるとし、予備自衛官等として招集される期間においては、その職員の勤務時間における職務専念義務を免除するなど、地方公務員法等の特例の措置を講ずること。

3 国は、広報活動、啓発活動等を通じて、予備自衛官等の職務の重要性について、国民の関心と理解を深めるよう努めること。

4 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、予備自衛官等の継続的かつ安定的な確保に資するよう、予備自衛官等が招集に応ずるための環境を整備するとともにその職務の重要性に対する国民の関心と理解を深め、予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

令和八年五月十五日

衆議院議長 森 英介殿
安全保障委員長 西村 明宏

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

令和八年三月十九日

内閣総理大臣臨時代理 木原 稔
国 務 大 臣

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部改正）

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の二」に、「第五章 特許出願の非公開 第六十五条―第八十五条」を「第五章 特許出願の非公開（第六十五条―第五章の二 特定海外事業の促進 第八十五条―第八十五条の十）」に改める。

第一条中「制度並びに」を「制度、」に、「を創設する」を「並びに特定海外事業の促進に関する制度を創設する」に改める。

第二条第二項第二号中「確保並びに」を「確保、」に改め、「（いう。）」の下に「並びに特定海外事業（第八十五条の二第二項に規定する特定海外事業をいう。）の促進」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 官民協議会 第三条の二第二項に規定する官民協議会をいう。）に関する基本的な事項

五 調査研究(第三条の三第一項に規定する調査研究をいう。)に関する基本的な事項 第三条の次に次の三条を加える。 (官民協議会) 第三条の二 内閣総理大臣は、基本方針に基づき、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため、官民の連携による当該行為の防止(以下この条において「連携経済安全阻害防止」という。)のための情報共有及び対策に関する協議会(以下この条において「官民協議会」という。)を組織するものとする。 2 官民協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 内閣総理大臣 二 関係行政機関の長 三 第十条第一項に規定する認定供給確保事業者、第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者(第四十九条第二項において「特定社会基盤事業者」という。)その他の内閣総理大臣が必要と認める事業者(官民協議会の構成員となることにつき、内閣総理大臣がその同意を得た者に限る。) 3 内閣総理大臣は、必要と認めるときは、官民協議会に、学識経験を有する者その他の内閣総理大臣が必要と認める者をその同意を得て構成員として加えることができる。 4 官民協議会は、第一項の目的を達成するため、連携経済安全阻害防止に資する情報を共有するとともに、次に掲げる事項について協議を行うものとする。 一 連携経済安全阻害防止のために官民が取り組むべき対策に関する事項	二 連携経済安全阻害防止に資する情報を適正に管理するために必要な措置に関する事項 三 前二号に掲げるもののほか、連携経済安全阻害防止のために必要な事項 5 官民協議会の構成員は、前項の協議の結果に基づき、官民協議会で知り得た連携経済安全阻害防止に資する情報の適正な管理その他の必要な取組を行うものとする。 6 官民協議会は、第四項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、連携経済安全阻害防止に関し必要な情報に関する資料の提供、説明、意見の表明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。 7 官民協議会の構成員は、前項前段の規定による官民協議会の求めに応じて資料を提供するときは、当該資料の取扱いに関し意見を付すことができるものとし、意見を付した構成員以外の構成員は、その意見に配慮しなければならない。ただし、官民の連携により経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止するため特に必要があると認めるときは、この限りでない。 8 内閣総理大臣は、独立行政法人経済産業研究所に官民協議会の運営に関する業務の一部を行わせることができる。 9 官民協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。 10 前各項に定めるもののほか、官民協議会の	組織及び運営に関し必要な事項は、官民協議会が定める。 (調査研究基本指針) 第三条の三 政府は、基本方針に基づき、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査及び研究(以下この条及び次条において「調査研究」という。)に関する基本指針(以下この条及び次条第一項において「調査研究基本指針」という。)を定めるものとする。 2 調査研究基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 調査研究に関する基本的な方向に関する事項 二 次条第二項の規定により独立行政法人経済産業研究所に行わせる業務に関する基本的な事項 三 次条第四項に規定する調査研究機関に関する基本的な事項 四 前三号に掲げるもののほか、調査研究に関し必要な事項 3 内閣総理大臣は、調査研究基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。 4 内閣総理大臣は、前項の規定により調査研究基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢その他調査研究に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、調査研究基本指針を公表しなければならない。 6 前三項の規定は、調査研究基本指針の変更について準用する。	(調査研究) 第三条の四 内閣総理大臣は、調査研究基本指針に基づき、調査研究を行うものとする。 2 内閣総理大臣は、独立行政法人経済産業研究所に調査研究に関する業務の一部を行わせることができる。 3 内閣総理大臣は、調査研究の一部を、その調査研究を適切に実施することができるものとして次に掲げる基準に適合する者(法人に限る。)に委託することができる。 一 調査研究を行うための専門的な能力を有すること。 二 安全保障の確保に関する経済施策に関する内外の情報を収集し、整理し、及び保管する能力を有すること。 三 内外の安全保障の確保に関する経済施策に関する調査及び研究を行う機関その他の内外の関係機関と連携する能力を有すること。 四 情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。 4 関係行政機関の長は、前項の規定による委託を受けた者(次項並びに第六十二条第三項及び第六項において「調査研究機関」という。)からの求めに応じて、当該委託に係る調査研究を行うために必要な情報及び資料の提供を行うことができる。 5 独立行政法人経済産業研究所若しくは調査研究機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、それぞれ第二項の規定により独立行政法人経済産業研究所が行う業務又は第三項の規定による委託に係る事務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
---	--	--	--

第六条第六項中「前三項」を「第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 政府は、適時に、安定供給確保基本指針に基づく施策の実施の状況について、評価を行わなければならない。

7 政府は、特定重要物資の安定供給確保に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、安定供給確保基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

第七条中「又はその」を「若しくはその」に改め、「原材料等」の下に「という。」又は当該物資若しくは原材料等（以下この条において「物資等」という。）の供給に不可欠な役務であつて専ら当該物資等の供給のために用いられるもの（第八条の二第一項において「物資等供給不可欠役務」を加え、「当該物資若しくはその生産に必要な原材料等（以下この条において「物資等」という。）の生産基盤」を「その生産若しくは提供に係る基盤」に、「生産技術」を「生産若しくは提供に係る技術」に改める。

第二章第一節に次の一条を加える。

（関係者相互の連携及び協力）

第八条の二 国、特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売若しくは特定重要物資等に係る物資等供給不可欠役務（以下この章及び第八十六条第一項において「特定重要物資等供給不可欠役務」という。）の提供の事業を行い、又は特定重要物資の供給を受ける個人又は法人その他の団体その他の関係者は、特定重要物資等の安定供給確保のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国は、前項の規定による協力に係る国以外

の関係者による取組が円滑に実施されるようにするため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第九条第三項第八号中「又は使用」を「若しくは使用又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供」に改め、同条第四項第四号中「供給能力」の下に「又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供能力」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合等の措置）

第九条の二 主務大臣は、特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業の廃止、譲渡、移転その他の行為が行われ、又は行われようとする場合において、当該特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響を把握するために必要があると認めるときは、当該事業を行う個人又は法人その他の団体その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により把握した当該特定重要物資等の安定供給確保に及ぼす影響に照らし、前条第一項に規定する取組が行われなければ当該特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある」と認めるときは、当該特定重要物資等の生産、輸入若しくは販売又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供の事業を行う個人又は法人その他の団体に對し、同項の規定による供給確保計画の作成及び提出を行うことを促すことができる。

第十条第一項中「前条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第三項中「前条第四項」を「第九

条第四項」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（関係者に対する協力の求め）

第十一条の二 認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に係る特定重要物資等の生産に必要な原材料等を供給し、又は当該特定重要物資等に係る特定重要物資等供給不可欠役務を提供する他の事業者に係る事業の廃止、譲渡又は移転その他の事由により、認定供給確保計画に従つて特定重要物資等の安定供給確保のための取組を行うことが困難となるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、次項の規定による措置をとるよう申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつた場合において、当該認定供給確保計画に係る特定重要物資等の安定供給確保のため特に必要があると認めるときは、同項に規定する事由に関係する者に対し、当該特定重要物資等の安定供給確保のために必要な協力を求めることができる。

第三十条第一項中「特定重要物資等」の下に「（特定重要物資等供給不可欠役務の提供に必要な物資を含む。以下この条、第四十八条第二項及び第八十六条第一項第二号において同じ。）」を加える。

第四十四条第六項中「又は」を「若しくは」に改め、「原材料等」の下に「又は当該特定重要物資若しくは原材料等に係る特定重要物資等供給不可欠役務」を加え、同条第八項中「又はその」を「若しくはその」に、「原材料等」を「原材料等又は当該特定重要物資若しくは原材料等に係る特定重要物資等供給不可欠役務の提供に必要な物資の」に、「原材料等」を「原材料等又は当該

特定重要物資等供給不可欠役務の提供に必要な物資を」に改める。

第四十八条第一項中「又は販売の事業を」若しくは販売の事業又はその所管する事業のうち、物資の供給に不可欠な役務であつて専ら当該物資の供給のために用いられるものの提供に係るもの」に、「又はその」を「若しくはその」に、「又は保管」を「若しくは保管の状況又は当該役務の提供」に改める。

第四十九条第二項第二号中「（次条第一項に規定する特定社会基盤事業者をいう。次号及び第五号において同じ。）」を削る。

第五十条第一項中「この項及び第五十二条において」を削り、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 医療に係る事業のうち、次に掲げるもの

イ 医療及び歯科医療のうち、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院が行うもの

ロ 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百九号）第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行う事業

第五十二条第一項本文中「他の事業者から」を削り、「と実質的に」を「又は当該特定社会基盤事業者と実質的に」に、「当該政令」を「当該特定社会基盤事業者及び当該政令」に、「場合を」を「場合並びに次項第二号ハの主務省令で定める設備、機器、装置又はプログラムであつて当該者により供給されるものが当該特定重要設備の一部を構成する場合を」に改め、同項ただし書中「他の事業者から」を削り、同条第二項第二号

八中「ある」の下に「ものとして主務省令で定める」を加える。

第五十三条第一項中は、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される」を「を行う」に、「に関する限り」を「であって、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供されるものに係るものについては」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該特定社会基盤事業者が次の各号のいずれかに掲げる事由により同項の主務省令で定める基準に該当することとなった者である場合は、この限りでない。

一 他の特定社会基盤事業者から当該指定に係る特定社会基盤事業を譲り受けたこと。

二 他の特定社会基盤事業者について合併又は分割があつた場合における当該合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該分割により当該指定に係る特定社会基盤事業を承継した法人であること。

三 前二号に準ずる事由として政令で定めるもの

第五十三条第二項中「については」を「の導入及び維持管理又は操作の委託のうち」に改め、「六月間」の下に「に行われるものについて」を加え、同条第三項中「については」を「の委託のうち」に改め、「六月間」の下に「に行われるものについて」を加える。

第六十条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第六十一条中「第六十四条第二項第一号及び第二号において「先端的技术」という。」を削る。

第六十二条第一項中「及び第二項」を削り、

「及び次条第四項」を「並びに次条第一項及び第四項」に改め、同条第三項中「特定重要技術調査研究機関(第六十四条第三項に規定する特定重要技術調査研究機関をいう。第六項において同じ。)」を「調査研究機関」に改め、同条第六項中「特定重要技術調査研究機関」を「調査研究機関」に改める。

第六十三条第一項中「基金のうち」を「研究開発独立行政法人その他特別の法律により設立された法人が設ける基金であつて、活性化法第二十五条第一項に規定する公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるためのもののうち、」に、「ものを」を「もの又は当該基金により行われる研究開発等に特定重要技術の研究開発等が含まれるものを、」に改め、同条第二項中「に係る資金配分機関(活性化法第二十七条の二第一項に規定する資金配分機関をいう。)」を「設ける法人」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 削除

第五章の次に次の一章を加える。

第二章の二 特定海外事業の促進

(特定海外事業促進基本指針)

第八十五条の二 政府は、基本方針に基づき、特定海外事業(海外において事業者が行う次に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。)の促進に関する基本指針(以下この条及び次条第四項第一号において「特定海外事業促進基本指針」という。)を定めるものとする。

一 港湾その他の国際的な物資の輸送に必要な施設又は設備の整備又は運用を行う事業であつて、我が国の国民生活及び経済活動にとって重要な国際的な輸送網の強靱化が

図られるもの

二 我が国における特定社会基盤役務の提供の用に供される施設又は設備のうち海外に設置されるものの整備又は運用を行う事業であつて、当該特定社会基盤役務の提供能力の維持若しくは強化又は我が国の外部への依存の低減が図られるもの

三 特定社会基盤役務の安定的な提供において重要な技術を利用して施設又は設備の整備又は運用を行う事業であつて、当該整備又は運用において当該技術が用いられなければ、将来の我が国における特定社会基盤役務の提供において、当該技術を我が国の外部に依存する可能性が生じ、我が国が当該技術を安定的に利用することが困難となるおそれがあるもの

2 特定海外事業促進基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定海外事業の促進の基本的な方向に関する事項

二 特定海外事業の促進に関し国が実施する施策に関する事項

三 特定海外事業として促進すべき取組の内容に関する事項

四 次条第一項の認定に関する基本的な事項

五 第八十五条の八に規定する措置に係る業務に関して株式会社国際協力銀行(以下この章において「国際協力銀行」という。)が果たすべき役割に関する基本的な事項

六 特定海外事業の促進に当たつて配慮すべき基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、特定海外事業の促進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、特定海外事業促進基本指

針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により特定海外事業促進基本指針の案を作成するときは、あらかじめ、安全保障の確保に関する経済施策、内外の社会経済情勢その他特定海外事業の促進に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、特定海外事業促進基本指針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、特定海外事業促進基本指針の変更について準用する。

(特定海外事業計画の認定)

第八十五条の三 特定海外事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定海外事業に関する計画(以下この章において「特定海外事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 以上の者が特定海外事業を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の者は、共同して特定海外事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 特定海外事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定海外事業の目標

二 特定海外事業の内容及び実施期間

三 特定海外事業の実施体制

四 特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法

五 特定海外事業を円滑かつ確実に実施するために行う措置

六 特定海外事業に関する情報を管理するための体制 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る特定海外事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 特定海外事業の内容が特定海外事業促進基本指針に照らし適切なものであること。 二 特定海外事業の実施体制並びに特定海外事業に必要な資金の額及びその調達方法が特定海外事業計画を円滑かつ確実に実施するため適切なものであること。 三 特定海外事業に関する情報を適切に管理するための体制が整備されていること。 5 主務大臣は、第一項の認定を行うに際し必要と認めるときは、国際協力銀行に対し、必要な情報の提供を求めることができる。 6 主務大臣は、第一項の認定をするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。 (特定海外事業計画の変更) 第八十五条の四 前条第一項の認定を受けた者(以下この章において「認定特定海外事業者」という。)は、当該認定に係る特定海外事業計画を変更するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 2 認定特定海外事業者は、前項ただし書の主	務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。 3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。 (特定海外事業計画の認定の取消し) 第八十五条の五 主務大臣は、認定特定海外事業者が認定を受けた特定海外事業計画(前条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この章において「認定特定海外事業計画」という。)に従つて特定海外事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 2 主務大臣は、認定特定海外事業計画が第八十五条の三第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定海外事業者に対して、当該認定特定海外事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。 3 第八十五条の三第五項及び第六項の規定は、前二項の規定による認定の取消しについて準用する。 (報告等) 第八十五条の六 認定特定海外事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、認定特定海外事業計画の実施状況について主務大臣に報告しなければならない。 2 主務大臣は、前項の規定によるほか、この章の規定の施行に必要な限度において、認定特定海外事業者に対し、認定特定海外事業計画の実施状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めることができる。	(認定特定海外事業に対する支援) 第八十五条の七 主務大臣は、認定特定海外事業者が認定特定海外事業(認定特定海外事業計画に従つて行われる特定海外事業をいう。次条及び第八十五条の十において同じ。)を実施している間、必要に応じ、当該認定特定海外事業者に対し必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。 (認定特定海外事業の実施に必要な資金の貸付け等) 第八十五条の八 国際協力銀行は、認定特定海外事業者に対し、その申請に基づき、株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の定めるところにより、認定特定海外事業に必要な資金の貸付けを行い、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る同法第二十四条に規定する債務の保証等を行い、当該資金の調達のために発行される同条第十一号に規定する公社債等を応募その他の方法により取得し、又は当該資金を出資するものとする。 (資料の提出等の要求) 第八十五条の九 主務大臣は、この章の規定を施行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、説明、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。 (資金の確保) 第八十五条の十 国は、認定特定海外事業者が認定特定海外事業を行うために必要な資金(国際協力銀行が行う第八十五条の八に規定する措置に係る業務に要する資金を含む。)の確保に努めるものとする。 第八十六条第一項各号列記以外の部分、第三	号及び第四号中「又は販売」を「若しくは販売又は特定重要物資に係る特定重要物資等供給不可欠業務の提供」に改め、同項第五号中「又は販売」を「若しくは販売又は物資の供給に不可欠な役務であつて専ら当該物資の供給のために用いられるものの提供」に改め、同条第三項中「及び第三章」を「第三章及び前章」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 前章における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする。 第九十五条第一項第一号中「第三十七条」を「第三条の二第九項、第三条の四第五項、第三十七条又は」に改め、「又は第六十四条第四項」を削る。 第九十六条第四号中「又は第五十八条第一項」を「第五十八条第一項又は第八十五条の六第二項」に改める。 (株式会社国際協力銀行法の一部改正) 第二条 株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。 目次中「第四十三条」を「第四十三条の三」に改める。 第一条中「株式会社とする」を削り、同条に次の一項を加える。 2 株式会社国際協力銀行は、前項に規定するもののほか、認定特定海外事業(経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号)第八十五条の七に規定する認定特定海外事業をいう。第十三条第一項第三号において同じ。)の実施に必要な金融(同号に掲げる場合に行うものに限る。)を行い、もつて安全保障
--	---	---	--

の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に寄与することを目的とする。

第二条第四号及び第七号中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第九号中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第十号中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第十六号中「財務省令」を「主務省令」に改め、「含む」の下に「第十三条第三項」を加える。

第六条及び第八条ただし書中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十一条第六号口中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第八十五条の三第五項（同法第八十五条の四第三項及び第八十五条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定による求めに応じ、必要な情報を提供すること。

第十二条第一項第二号中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第二項第二号、第三項、第六項第五号、第八項、第九項第一号、第十項第二号及び第十一項ただし書中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条中第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一号を加える。

12 第一項から第七項まで及び前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、第十三条の四第一項に規定する認定特定海外事業促進業務として行う資金の貸付けを行う場合には、適用しない。

第十三条第一項第二号中「財務省令」を「主務省令」に、「次項及び」を「次項、第三項及び」に改め、同項に次の一号を加える。

三 会社が当該貸付け（第十一条第五号の規

定による資金の貸付けを除き、認定特定海外事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）又は当該出資（認定特定海外事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を行わなければ当該貸付け又は当該出資に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われないと認められ、かつ、会社が当該貸付け又は当該出資を行うことで当該貸付け又は当該出資に係る事業に必要な資金の銀行等、企業その他の会社以外の法人等による貸付け又は出資が十分に行われると認められる場合（前二号に掲げる場合を除く。）

第十三条第二項中「までに掲げる業務」の下に「（前項第三号に掲げる場合に行うものを除く。）」を加え、「第二十六条の二各号」を「第二十六条の二第一号及び第二号」に改め、同条に次の一号を加える。

3 第十一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務（第一項第三号に掲げる場合に行うものに限る。）に係る貸付金の額、出資金の額その他の条件は、第二十六条の二第三号に掲げる業務に係る勘定における損失額が当該勘定に属する資本金、準備金及び劣後的政府貸付け（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された政府の資金の会社に対する貸付けであつて、会社の自己資本の充実に資するものとして政令で定めるものをいう。第三十二条第二項及び第三項並びに第三十三条第六項において同じ。）に係る借入金の額の合計額の範囲内となるよう定めるものとする。

第十三条の二第二項中「財務大臣」を「主務大

臣」に改め、同項第四号中「前三号」を「第一号及び前号」に、「第二号に掲げる業務を除く。」に係る第十一条第九号を「に係る第十一条第十号」に改め、同条第二項第五号中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。

第十三条の三第一項中「財務省令」を「主務省令」に、「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第二項中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（認定特定海外事業促進業務指針）

第十三条の四 主務大臣は、会社が次に掲げる業務（以下「認定特定海外事業促進業務」という。）を行うに当たつて従うべき指針（次項及び次条第一項において「認定特定海外事業促進業務指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

一 第十三条第一項第三号に掲げる場合に行う第十一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる業務

二 前号に掲げる業務に係る第十一条第七号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務に係る第十一条第八号に掲げる業務

四 第十一条第九号に掲げる業務

五 第一号及び前二号に掲げる業務に係る第十一条第十号に掲げる業務

2 認定特定海外事業促進業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 認定特定海外事業促進業務に係る資金の貸付け又は出資を行うに当たつて従うべき基準

二 認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三 認定特定海外事業促進業務に係る一般の

金融機関が行う金融の補完に関する事項
四 認定特定海外事業促進業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項

五 主務大臣に対する認定特定海外事業促進業務の実施状況の報告に関する事項

六 その他認定特定海外事業促進業務の適確な実施を確保するために必要な事項
（認定特定海外事業促進業務基本方針）

第十三条の五 会社は、主務省令で定める認定特定海外事業促進業務の実施に関する事項について、認定特定海外事業促進業務指針に即して、認定特定海外事業促進業務に関する基本方針（次項において「認定特定海外事業促進業務基本方針」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の規定により認可をした認定特定海外事業促進業務基本方針が会社による認定特定海外事業促進業務の適確な実施上不適當となつたと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができ、

第十四条第一項中「財務省令」を「主務省令」に改める。
第十六条第一項中「作成し」の下に「主務大臣を経由して」を加え、同条第二項中「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第五項中「並びにその作成及び提出の手続」を削り、「財務大臣が」の下に「主務大臣と協議して」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の収入及び支出の予算は、次に掲げる業務ごとに区分する。法

一 第二十六条の二第一号及び第二号に掲げる業務 二 第二十六条の二第三号に掲げる業務 第十六条に次の一項を加える。 7 予算の作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。 第二十条第一項中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。 第二十一条第一項及び第二十二条第一項中「添付して、」の下に「主務大臣を経由して」を加える。 第二十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 会社は、前項の規定により流用の承認を受けようとするときは、主務大臣を経由してしなければならない。 第二十五条第一項中「その旨を」の下に「主務大臣を経由して」を加える。 第二十六条第二項中「含む。」の下に「主務大臣を経由して」を加える。 第二十六条の二第一号中「特別業務」の下に「及び認定特定海外事業促進業務」を加え、同条に次の一号を加える。 三 認定特定海外事業促進業務 第二十七条第一項中「した後」の下に「、予算の区分に従い」を、「遅滞なく」の下に「、主務大臣を経由して」を加える。 第三十条第二項中「これを」の下に「主務大臣を経由して」を加える。 第三十二条に次の二項を加える。 2 政府は、前項の規定による資金の貸付けのうち、劣後的政府貸付けを行う場合にあつては、債権の全部若しくは一部を免除し、又は	通常の条件より会社に有利な条件を付することができる。 3 会社は、第一項の規定による資金の貸付けのうち、劣後的政府貸付けがあつたときは、その劣後的政府貸付けにより増加する劣後的政府貸付けに係る借入金、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。 第三十三条第一項中「財務省令」を「主務省令」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項ただし書中「財務大臣」を「主務大臣」に、「財務省令」を「主務省令」に改め、同条第四項及び第五項中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第六項中「貸付け」の下に「(劣後的政府貸付けを除く。)」を加え、「及び準備金」を「準備金及び劣後的政府貸付けに係る借入金」に改め、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。 10 第六項及び第七項の規定は、認定特定海外事業促進業務について準用する。この場合において、第六項中「(以下この条において「一般業務に係る基準額」という。の十倍」とあるのは「(三倍」と、同項及び第七項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「認定特定海外事業促進業務に係る限度額」と読み替えるものとする。 第三十六条第一号及び第三号中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第七号中「財務省令」を「主務省令」に改める。 第三十七条(見出しを含む。)中「財務省令」を「主務省令」に改める。 第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第三項、第二項及び第五項並びに第四十一条第三	項中「財務大臣」を「主務大臣」に改める。 第五章に次の二条を加える。 (主務大臣等) 第四十三条の二 この法律における主務大臣は、財務大臣とする。ただし、第十三条の四第一項及び第二項第五号並びに第十三条の五に規定する主務大臣並びに前章、第三十八条、第三十九条第一項並びに第四十条第一項及び第二項(これらの規定中認定特定海外事業促進業務に係る部分に限る。)に規定する主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする。 2 この法律における主務省令は、財務省令とする。ただし、第十三条の五第一項、第三十六条第七号及び第三十七条に規定する主務省令は、内閣府令・財務省令とする。 (協議) 第四十三条の三 財務大臣は、次に掲げる場合には、内閣総理大臣に協議しなければならない。 一 第二条第七号、第十号若しくは第十六条、第十二条第一項第一号、第十三条第一項第二号、第十四条第一項、第十六条第二項又は第三十三条第一項若しくは第二項の主務省令を定めようとするとき。 二 第二条第九号の外国の法人又は第十一条第六号口の中堅企業として主務大臣が定めるものを定めようとするとき。 第四十六条第一号中「財務大臣の認可又は」を「主務大臣の認可又は主務大臣若しくは財務大臣の」に改め、同条第二号中「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第四号中「第十三条の三第二項の下に「第十三条の五第二項」を加え、「財務大臣」を「主務大臣」に改め、同条第五号中「第	三十三条第六項(同条第九項)の下に「及び第十項」を加える。 附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 附則第三条から第六条まで及び第十条の規定 公布の日 二 第一条中経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下「推進法」という。)第五十三条第一項の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)、同条第二項及び第三項の改正規定、推進法第六十二条第一項の改正規定並びに推進法第六十三条の改正規定 公布の日から起算して一月を経過した日 三 第一条中推進法の目次の改正規定(「第八条」を「第八条の二」に改める部分に限る。)、推進法第二条第二項の改正規定(同項第二号の改正規定を除く。)、推進法第三条の次に三条を加える改正規定、推進法第六条の改正規定、推進法第七条の改正規定、推進法第二章第一節に一条を加える改正規定、推進法第九条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、推進法第十条の改正規定、推進法第十一条の次に一条を加える改正規定、推進法第三十条第一項の改正規定、推進法第四十四条の改正規定、推進法第四十九条第二号の改正規定、推進法第五十二条の改正規定、推進法第五十三条第一項にただし書を加える改正規定、推進法第六十条第二項の改正規定、推進
--	---	---	---

法第六十一条の改正規定、推進法第六十二条第三項及び第六項の改正規定、推進法第六十四条の改正規定、推進法第八十六条第一項の改正規定並びに推進法第九十五条第一項第一号の改正規定並びに次条及び附則第九条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 四 第一条中推進法第五十条第一項の改正規定（「この項及び第五十二条において」を削る部分を除く）。公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（特定重要設備の導入等に関する経過措置に関する経過措置）	第一条の規定（附則第一条第二号から第四号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の推進法（同項において「新推進法」という。）第八十五条の二の規定の例により、特定海外事業促進基本指針（同条第一項に規定する特定海外事業促進基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。 2 前項の規定により定められ、公表された特定海外事業促進基本指針は、施行日において新推進法第八十五条の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。	特定海外事業促進業務基本方針は、施行日において新国際協力銀行法第十三条の五第一項の規定により定められ、認可を受けたものとみなす。 （政令への委任） 第六条 附則第二条から前条まで及び附則第十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。 （検討） 第七条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 （内閣府設置法の一部改正） 第八条 内閣府設置法平成十一年法律第八十九号の一部を次のように改正する。 第四条第三項第二十七号の三中「確保並びに」を「確保、」に改め、「非公開」の下に「並びに特定海外事業の促進」を加える。 （独立行政法人経済産業研究所法の一部改正） 第九条 独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）の一部を次のように改正する。 第十二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。 四 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三条の二第八項の規定による同項に規定する業務及び同法第三条の四第二項の規定による同項に規定する業務を行うこと。	第十四条中「及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令」を「は、次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣 二 第十二条第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣 三 第十二条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣 第十四条に次の一項を加える。 2 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。 （独立行政法人経済産業研究所法の一部改正に伴う準備行為） 第十条 内閣総理大臣は、第三号施行日前においても、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九條第三項及び第六十七條第一号に係る部分に限る。の規定の例により、前条の規定による改正後の独立行政法人経済産業研究所法第十四条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第二十九條第一項の規定による中期目標の変更について、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。
第二条 第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の推進法（次条において「第三号改正後推進法」という。）第五十三条第一項ただし書の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に推進法第五十条第一項の指定を受けた者について適用し、第三号施行日前に当該指定を受けた者については、なお従前の例による。 （調査研究基本指針に関する準備行為） 第三条 政府は、第三号施行日前においても、第三号改正後推進法第三条の三の規定の例により、調査研究基本指針（同条第一項に規定する調査研究基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。 2 前項の規定により定められ、公表された調査研究基本指針は、第三号施行日において第三号改正後推進法第三条の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。 （特定海外事業促進基本指針に関する準備行為） 第四条 政府は、この法律の施行の日（次項及び次条において「施行日」という。）前においても、	第一条の規定（附則第一条第二号から第四号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の推進法（同項において「新推進法」という。）第八十五条の二の規定の例により、特定海外事業促進基本指針（同条第一項に規定する特定海外事業促進基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。 2 前項の規定により定められ、公表された特定海外事業促進基本指針は、施行日において新推進法第八十五条の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。	特定海外事業促進業務基本方針は、施行日において新国際協力銀行法第十三条の五第一項の規定により定められ、認可を受けたものとみなす。 （政令への委任） 第六条 附則第二条から前条まで及び附則第十条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。 （検討） 第七条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 （内閣府設置法の一部改正） 第八条 内閣府設置法平成十一年法律第八十九号の一部を次のように改正する。 第四条第三項第二十七号の三中「確保並びに」を「確保、」に改め、「非公開」の下に「並びに特定海外事業の促進」を加える。 （独立行政法人経済産業研究所法の一部改正） 第九条 独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）の一部を次のように改正する。 第十二条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。 四 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三条の二第八項の規定による同項に規定する業務及び同法第三条の四第二項の規定による同項に規定する業務を行うこと。	第十四条中「及び主務省令は、それぞれ経済産業大臣及び経済産業省令」を「は、次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。 一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、経済産業大臣 二 第十二条第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、内閣総理大臣 三 第十二条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、経済産業大臣 第十四条に次の一項を加える。 2 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。 （独立行政法人経済産業研究所法の一部改正に伴う準備行為） 第十条 内閣総理大臣は、第三号施行日前においても、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九條第三項及び第六十七條第一号に係る部分に限る。の規定の例により、前条の規定による改正後の独立行政法人経済産業研究所法第十四条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第二十九條第一項の規定による中期目標の変更について、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。
令和八年五月十九日 衆議院会議録第十九号	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法のの一部を改正する法律案及び同報告書		理 由 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることに鑑み、外部からの脅威に対して国家及び国民の安全を一層確保するため、海外において国際的な輸送網の強靱化に資する施設の整備等を行う事業に対する株式会社国際協力銀行からの

貸付け等の支援に関する制度の創設、特定重要物資等の供給に不可欠な役務に関する規定の整備、特定社会基盤事業として定めることができる事業への医療分野の追加、官民の連携による協議会及び安全保障に関する経済施策に係る調査研究の推進に関する規定の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることに鑑み、外部からの脅威に対して国家及び国民の安全を一層確保するため、海外において国際的な輸送網の強靱化に資する施設の整備等を行う事業に対する株式会社国際協力銀行からの貸付け等の支援に関する制度の創設、特定重要物資等の供給に不可欠な役務に関する規定の整備、特定社会基盤事業として定めることができる事業への医療分野の追加、官民の連携による協議会及び安全保障に関する経済施策に係る調査研究の推進に関する規定の整備等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 重要な物資又はその原材料等の供給に不可欠な役務であつて専ら当該物資等の供給のために用いられるものについて、外部に過度に依存し、又は依存するおそれのある場合に、当該物資を特定重要物資として指定することができることとする。また、特定重要物資等の安定的な供給の確保のため、国、特定

重要物資等の生産等の事業を行う事業者その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めることとする。

2 特定社会基盤事業として定めることができる事業に、病院が行う医療等及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の行う医療情報化推進業務の一部を追加すること。

3 特定重要技術の研究開発の促進等を図るため、指定基金協議会を組織できる基金が設置される法人の対象に、研究開発独立行政法人のほか特別の法律により設立された法人を加えること。

4 特定海外事業の促進に関する制度として、経済安全保障上重要な海外事業を実施しようとする者は、特定海外事業計画を作成し、主務大臣に提出して、その認定を受けることができることとし、株式会社国際協力銀行が、新たな勘定を設けて、認定特定海外事業者に対して必要な資金の貸付け等の支援を行う制度を創設すること。

5 内閣総理大臣が、安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進のために必要な調査研究を行うとともに、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為の防止のための情報共有及び対策について協議する官民協議会を組織することとし、これらに関する業務の一部を独立行政法人経済産業研究所に行わせることができることとする。

6 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

7 この法律の施行状況等に関する検討規定を設けること。

二 議案の修正議決理由

本案は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることに鑑み、外部からの脅威に対して国家及び国民の安全を一層確保するため、海外において国際的な輸送網の強靱化に資する施設の整備等を行う事業に対する株式会社国際協力銀行からの貸付け等の支援に関する制度の創設、特定重要物資等の供給に不可欠な役務に関する規定の整備、特定社会基盤事業として定めることができる事業への医療分野の追加、官民の連携による協議会及び安全保障に関する経済施策に係る調査研究の推進に関する規定の整備等の措置を講ずるもので、おおむね妥当なものと認めるが、政府は、速やかに、経済活動に関し国家及び国民の安全を損なう事態を防止するために必要な措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和八年五月十五日

内閣委員長 山下 貴司
衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案に対する修正

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力

銀行法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条第一号中「まで」の下に「、第七条第一項」を加える。

附則第七条中「政府は」の下に「、前項に定めるもののほか」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政府は、速やかに、経済活動に関し国家及び国民の安全を損なう事態を防止するために必要な措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(別紙)

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項を遵守しつつ、運用すべきである。

一 今次改正の適用に当たり、経済安全保障推進法第五条の「経済活動に与える影響」を考慮するに当たっては、経済成長に及ぼす影響に配慮するとともに、事業者の事業活動における自主性を尊重し、事業者間の適正な競争関係を不当に阻害することのないようにすること。

二 中東情勢によるナフサ不足等の事態にも対応できるよう、官民協議会の開催等機動的に対処するとともに、サプライチェーン全体を通じた対応が可能となるような制度設計を速やかに検討すること。

三 クロードミユトスをはじめとした高度化するAIによるサイバー攻撃等の経済安全保障上のリスクに対応するため、サイバー対処能力強化法の運用とも併せ、本法の基幹インフラ役務の

安定的な提供の確保に関する制度において十分な対応が可能かどうかの検討も含めて基幹インフラ事業ことの対策を強化すること。 四 二及び三の検討に当たっては、附則第七条第一項に基づき迅速な検討を行い、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。 五 指定基金については、原則として特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用のための資金に限ることとし、それ以外の用途を含む基金の指定についてはこれらに関連するものに限定すること。 六 国際協力銀行の一般業務勘定及び特別業務勘定に係る劣後的政府貸付けは、経済安全保障上重要な事業への支援の適切な遂行に必要な範囲に限定すること。 七 認定特定海外事業促進業務の対象案件については、適正な審査を行った上で認定を行い、仮に損失が生じた場合には、企業の個別情報保護等への配慮の必要性や国民への説明責任の在り方とのバランスを考慮しながら、公表の在り方を検討すること。	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 右 国会に提出する。 令和八年三月三十一日 内閣総理大臣 高市 早苗
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件 所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。 理 由 政府は、現行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約について、日本国とキルギス共和国との間において、投資所得に対する源泉地国課税の更なる減免等の措置を講ずるため、同条約に代わる新たな協定を作成することとし、令和七年十二月十九日に東京で、所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定 日本国及びキルギス共和国は、両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、 所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じて非課税又は租税の軽減(第三国の居住者
の間接的な利益のためにこの協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁りの仕組みを通じてものを含む。)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための協定を締結することを意図して、次のとおり協定した。 第一条 対象となる者 1 この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者について適用する。 2 この協定の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。 3 この協定は、第九条2、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条の規定に基づいて認められる特典に関する場合を除くほか、一方の締約国の居住者に対する当該一方の締約国における課税に影響を及ぼすものではない。 第二条 対象となる租税 1 この協定は、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する所得に対する租税(課税方法のいかんを問わない。)について適用する。 2 総所得又は所得の要素に対する全ての租税(財産の譲渡から生ずる収益に対する租税、企業が支払う賃金又は給料の総額に対する租税及び資産の価値の上昇に対する租税を含む。)は、所得に対する租税とされる。	3 この協定が適用される現行の租税は、次のものとする。 (a) 日本国においては、 (i) 所得税 (ii) 法人税 (iii) 復興特別所得税 (iv) 地方法人税 (v) 防衛特別法人税 (vi) 住民税 (以下「日本国の租税」という。) (b) キルギス共和国においては、 (i) 法人の利得に対する租税 (ii) 個人に対する所得税 (以下「キルギスの租税」という。) 4 この協定は、現行の租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、現行の租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。 両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。 第三条 一般的定義 1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、 (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む。)及びその領海の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づいて主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む。)をいう。 (b) 「キルギス共和国」とは、地理的意味で用いる場合には、キルギス共和国の全ての領域(領土、水域並びにこれらの下及び上空を含む

むじであつて、キルギス共和国がキルギス共和国の国内法令及び国際法に基づいて主権的権利及び管轄権を行使し、かつ、キルギス共和国の租税に関する法令が施行されているものをいう。 (c) 「二方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はキルギス共和国をいう。 (d) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。 (e) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体を含む。 (f) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。 (g) 「二方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。 (h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送(当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。)をいう。 (i) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) 日本国においては、財務大臣又は権限を与えられたその代理者 (ii) キルギス共和国においては、キルギス共和国経済商務省又は権限を与えられたその代理者 (j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。 (i) 当該一方の締約国の国籍を有する全ての	個人 (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体 (k) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。 (l) 一方の締約国の「公認の年金基金」とは、当該一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次の(i)又は(ii)の規定に該当するものをいう。 (i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的若しくは付随的な手当又は他のこれらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであつて、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるもの (ii) 専ら又は主として、当該一方の締約国の他の公認の年金基金の利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み 一方の締約国の法令に基づいて設立される団体又は仕組みが、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われるとしたならば(i)又は(ii)の規定に基づいて公認の年金基金に該当することとなる場合には、当該団体又は仕組みは、この協定の適用上、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において公認の年金基金として取り扱われる独立した者とみなし、かつ、当該団体又は仕組みの全ての資産及び所得は、他	の者ではなく、当該独立した者によって保有される資産及び取得される所得として取り扱ふ。 2 一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合又は両締約国の権限のある当局が第二十三条の規定に基づいて異なる意義について合意する場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関して当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。 第四条 居住者 1 この協定の適用上、「二方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、設立場所、事業の管理の場所その他これらに類する基準によって当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国、当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体及び当該一方の締約国の公認の年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得についてのみ当該一方の締約国において租税を課されるべきものとされる者を含まない。 2 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。 (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が存在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合	には、当該個人は、その人的及び経済的關係がより密接な締約国(重要な利害關係の中心がある締約国)の居住者とみなす。 (b) その重要な利害關係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が存在する締約国の居住者とみなす。 (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。 (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によって当該事案を解決する。 3 1の規定によって双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務所の所在地、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因を考慮して、この協定の適用上その者が居住者とみなされる締約国を合意によって決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者は、この協定に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。 第五条 恒久的施設 1 この協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。 (a) 事業の管理の場所 (b) 支店
---	--	---	--

(c) 事務所 (d) 工場 (e) 作業場 (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所 (g) 農業、牧畜業又は林業のために使用する場所	又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のためにその他の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせる活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。	いて企業に代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合において、これらの契約が次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するときは、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとする。ただし、その者の活動が、4に規定する活動であって、事業を行う一定の場所(5の規定が適用されることとなるものを除く。)を通じて行われたとしても4の規定により当該一定の場所が恒久的施設とはされないこととなるもののみである場合は、この限りでない。 (a) 当該企業の名において締結される契約 (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約 (c) 当該企業による役務の提供のための契約	実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。 9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。 第六条 不動産所得 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業、牧畜業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価
3 「恒久的施設」には、次のものを含む。 (a) 建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動。ただし、これらの現場、工事又は活動が十二箇月を超える期間継続する場合に限る。 (b) 企業が行う役務の提供(コンサルティングの役務の提供を含む。)であって、使用人その他の職員(当該役務の提供のために採用されたものに限り。)を通じて行われるもの。ただし、このような活動が、単一の又は関連するプロジェクトにつき当該課税年度において開始し、又は終了するいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間一方の締約国内において行われる場合に限る。 4 1から3までの規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動(f)の規定に該当する場合には、(f)に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体)が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。 (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。 (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、	又は情報収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (e) 企業のためにその他の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせる活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。 5 4の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次の(a)又は(b)の規定に該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。 (a) この条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成すること。 (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこと。 6 1及び2の規定にかかわらず、7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内にお	(c) 当該企業による役務の提供のための契約 6の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行い、かつ、当該企業のために通常の方法で当該事業を行う場合には、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合に限る。当該企業につき、この7に規定する独立の代理人とはされない。 8 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるかを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事	実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。 9 この条の規定の適用上、ある者又は企業とある企業とは、全ての関連する事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連するものとする。いかなる場合にも、ある者又は企業とある企業とは、一方が他方の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合又は他の者若しくは企業がその者及びその企業の若しくはその二の企業の受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場合には、密接に関連するものとする。 第六条 不動産所得 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業、牧畜業又は林業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができ。 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価

として料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。	ず、控除することを認められる。 4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得られた結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならぬ。	後に課されるものを、免除される。 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。 第九条 関連企業 1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間、に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。	る。 第十条 配当 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の(a)又は(b)に掲げる額を超えないものとする。
1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。 3 恒久的施設の利得を算定するに当たり、経費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生ずるものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生ずるものであるか他の場所において生ずるものであるかを問わ	5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。 6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって算定する。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。 7 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。	(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合 2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間、に設けられた条件が独立の企業の間、に設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この協定の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議す	(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む六箇月の期間を通じて、次の(i)又は(ii)に掲げるものの十パーセント以上を直接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント。当該期間の計算に当たり、当該配当を支払う法人の株式を所有する法人又は当該配当を支払う法人の合併、分割その他の組織再編成の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。 (i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権 (ii) 当該配当を支払う法人がキルギス共和国の居住者である場合には、当該法人の資本その他の全ての場合には、当該配当の額の十パーセント 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人の支払う配当が当該一方の締約国における当該法人の課税所得の計算上控除される場合には、当該配当に対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に
第八条 国際運輸 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。 2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、キルギス共和国の企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてキルギス共和国においてこの協定の署名の日の	2 第二條の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、キルギス共和国の企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてキルギス共和国においてこの協定の署名の日の	2 第二條の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、キルギス共和国の企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてキルギス共和国においてこの協定の署名の日の	2 第二條の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、キルギス共和国の企業である場合には日本国の事業税を、日本国の企業である場合には日本国の事業税に類似する租税であつてキルギス共和国においてこの協定の署名の日の

従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。 4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。 5 この条において、「配当」とは、株式、受益株式、鉱業株式、発起人株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及び他の権利から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者である締約国の法令上租税に關し株式から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。 6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者である他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 7 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生ずる利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内に存在する恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対して	
いかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。 第十一条 利子 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国内において生ずる利子に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の八パーセントを超えないものとする。 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当するものに対しては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。 (a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関である場合 (b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国若しくは当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて全面的に所有される機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが	行われた債権又はこれらによつて行われた間接融資に係る債権に關して支払われる場合 (c) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該利子が当該他方の締約国の居住者によつて行われる信用供与による設備若しくは物品の販売又は役務の提供の一環として生ずる債権に關して支払われる場合 4 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生ずる所得、特に、公債、債券又は社債から生ずる所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得であつて当該所得が生ずる締約国の法令上租税に關し貸付金から生ずる所得と同様に取扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得及び支払の遅延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上、利子に該當しない。 5 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が当該利子の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。 6 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、利子の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであると
きは、当該利子の支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。 7 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の關係によつて、当該利子の額が、その關係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちの超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。 第十二条 使用料 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。 2 一方の締約国内において生ずる使用料に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の八パーセントを超えないものとする。 3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物(ソフトウェア、映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又は記録物を含む。)の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として又は産業上、商業上若しくは学	所得に対する租税に關する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

令和八年五月十九日 衆議院會議録第十九号

術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が当該使用料の生ずる他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとする。ただし、使用料の支払者が一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該使用料の支払者がいづれかの締約国の居住者であるかを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとする。

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の関係によつて、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産第六条に規定する不動産を除く。の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

3 船舶又は航空機を国際運輸に運用する一方の締約国の企業が当該船舶若しくは航空機の譲渡又は当該船舶若しくは航空機の運用に係る財産(第六条に規定する不動産を除く。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4 一方の締約国の居住者が法人の株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によつて取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセント以上が、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいづれかの時点において、第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものによつて直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 1から4までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者である締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われないう限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいづれの十二箇月の期間においても、当該報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 当該報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 当該報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設によつて負担されるものではないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、船舶又は航空機の通常の乗組員の一員として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務(他方の締約国内に航空機内において行う勤務内又は航空機内においてのみ運用される船舶内又は航空機内において行う勤務を除く。)について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

1 第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内において行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる締約国において租税を課することができる。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

1 (a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対して提供される役務について、個人に対して、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内にお

いて提供される場合において、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者であるときは、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となった者でないもの

2 (a) 1 の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對して提供される役務について、個人に對して、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に對して支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が設立し、若しくは拠出した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に對しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務について支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)に對しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。

第二十條 その他の所得

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)であつて前各条に規定がないものに對しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1 の規定は、一方の締約国の居住者である所得(第六條2に規定する不動産から生ずる所得を除く。)の受益者が他方の締約国内において当該他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と實質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七條の規定を適用する。

3 1 に規定する所得の支払者と受益者との間又はその双方と他の者との間の特別の關係によつて、当該所得の額が、その關係がないとしたならば当該支払者及び当該受益者が合意したとみられる額を超える場合には、この條の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、当該所得の額のうちその超過する部分に對しては、この協定の他の規定に妥當な考慮を払つた上で、各締約国の法令に從つて租税を課することができる。

第二十一條 二重課税の除去

1 日本国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。
日本国以外の国において納付される租税を日

本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの協定の規定に從つてキルギス共和国において租税を課することができる所得をキルギス共和国内に對して取得する場合には、当該所得について納付されるキルギスの租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、その控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に對する額を超えないものとする。

2 キルギス共和国においては、二重課税は、次の方法によつて除去される。

(a) キルギス共和国の居住者がこの協定の規定に從つて日本国において租税を課することができるとする所得を取得する場合(当該所得が日本国の居住者によつて取得される所得であることのみを理由としてこの協定の規定に從つて日本国において租税を課することができるとする場合作を除く。)には、キルギス共和国は、日本国において納付される日本国の租税の額を当該居住者の所得に對するキルギスの租税の額から控除する。第一文の規定に從つて控除される租税の額は、その日本国において租税を課することができる所得に對しキルギス共和国において適用される税率によれば課されたとみられるキルギスの租税の額を超えないものとする。

(b) キルギス共和国の居住者がこの協定の規定に從つて日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合には、キルギス共和国は、当該所得を、キルギス共和国において租税を課される所得に係る税率を決定するため、にのみ、キルギスの租税の課税標準に含めることができる。

第二十二條 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関して同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一條の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者についても、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に對する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に對して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に對して、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九條1、第十一條7、第十二條6又は第二十三條3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税利得の算定に当たり、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されてお

り、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税について適用する。

第二十三条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができ、当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 1に規定する申立てを受けた一方の締約国の権限のある当局は、当該申立てを正当と認めるが自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に連絡する

こと(両締約国の権限のある当局又はその代表者によって構成される合同委員会を通じて連絡することを含む。)ができる。

第二十四条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくは両締約国の地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができ、場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対して、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにすることとなる情報又は公開することが公の秩序に反することとなる情報を提供すること。

4 一方の締約国がこの条の規定に従って情報の提供を要請する場合には、他方の締約国は、当該情報が自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を用いる。第一文に規定する義務は、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、いかなる場合にも、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十五条 外交使節団及び領事機関の構成員

この協定のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十六条 特典を受ける権利

この協定の他の規定にかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、この協定に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることがこの協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十七条 改正

この協定は、両締約国間の合意によって改正することができる。

第二十八条 効力発生

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に課される租税
(b) キルギス共和国においては、
(i) 源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額
(ii) その他の租税に関しては、この協定が効

力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

3 2の規定にかかわらず、第二十四条の規定は、当該規定の対象となる租税が課される日又は当該租税に係る課税年度にかかわらず、この協定の効力発生の日から適用する。

第二十九条 終了

この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに外交上の経路を通じて他方の締約国に対して終了の通告を行うことによって、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。

(a) 日本国においては、

(i) 課税年度に基づいて課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) 課税年度に基づかないで課される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に課される租税

(b) キルギス共和国においては、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(ii) その他の租税に関しては、当該通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十五年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、キルギス語、ロシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

茂木敏充

キルギス共和国のために

B・スイディコフ

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定(以下「協定」という。)の署名に当たり、日本国及びキルギス共和国は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

協定の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が匿名組合契約その他これに類する契約に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国における当該所得の支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。日本国については、「匿名組合契約」とは、日本国の商法(明治三十二年法律第四十八号)第二編第四章第五百三十五条の規定(その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。)に規定する匿名組合契約をいうことが了解される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千二十五年十二月十九日に東京で、ひとしく正文である日本語、キルギス語、ロシア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

茂木敏充

キルギス共和国のために

B・スイディコフ

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とキルギス共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、昭和六十一年に効力を生じたソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の現行の租税条約(以下「現行条約」という。)の内容をキルギス政府との間で改正するため、令和七年十月から交渉を行ってきた。その結果、協定の案文について最終的合意に達したため、同年十二月十九日に東京において、本協定の署名が行われた。

本協定は、現行条約を全面的に改正し、新たな協定として合意するもので、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地課税を更に減免するとともに、より効果的に脱税及び租税回避に対処するため、協定の濫用を防止

する規定等を新たに設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本協定が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方税法、防衛特別法人税及び住民税とし、キルギスについては法人の所得に対する租税及び個人に対する所得税とすること。

2 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。

3 配当、利子及び使用料については、源泉地国において限度税率の範囲で課税することができること又は免税とすること。

4 本協定の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去すること。

5 本協定の規定に適合しない課税については、権限のある当局に対して申立てをすることができると及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができること。

6 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること。

7 本協定に基づく特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が本協定に基づく特典を受けることである場合には、本協定に基づく特典は与えられないこと。

なお、協定の不可分の一部を成す議定書は、一方の締約国の居住者が匿名組合契約等に基づいて行う出資について取得する所得については、一定の要件を満たす場合には、他方の締約国において課税することができること等を規定している。

本協定は、各締約国が他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて書面により行う本協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告のうち、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、脱税及び租税回避を防止するとともに、我が国とキルギスとの間で課税権の調整が更に行われることとなり、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるとの見地から意義であるとの認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年五月十五日

外務委員長 國場幸之助

衆議院議長 森 英介殿

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この附属書は、南極条約地域において環境上の緊急事態を引き起こした主宰者がとるべき対応措置等を規定するとともに、当該主宰者が対応措置をとらず、締約国が対応措置をとった場合等の費用の支払義務を明確化するものである。我が国がこの附属書を締結することは、南極の環境及び生態系への影響を防止し、最小にし、及び封じ込める見地から意義であると認められる。よって、この附属書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

Ⅵ 環境保護に関する南極条約議定書の附属書

環境上の緊急事態から生ずる責任

前文

締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する環境上の緊急事態の影響を防止し、最小にし、及び封じ込めることの重要性を認識し、

議定書第三条の規定、特に、南極条約地域における活動については、科学的調査を優先するよう及び科学的調査を実施する地域としての南極地域の価値を保護するように計画し、及び実施することを想起し、

議定書第十五条に規定する環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとる義務並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成する義務を想起し、議定書の締約国が、南極の環境並びにこれに依

存し及び関連する生態系の包括的な保護についての議定書の目的に従い、南極条約地域において実施され、かつ、議定書の適用を受ける活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を議定書の一又は二以上の附属書で作成することを約束した議定書第十六条の規定を想起し、

さらに、議定書第十六条の規定に従い責任制度を確立させる上での一步として環境上の緊急事態の責任の側面に関する附属書を作成することについての第二十四回南極条約協議国会議における決定三(二千年)に留意し、南極条約第四条及び議定書第八条の規定を考慮して、次のとおり協定した。

第一条 適用範囲

この附属書は、南極条約地域における科学的調査の計画、観光その他政府及び非政府の全ての活動であつて、南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む。)に関する南極条約地域における環境上の緊急事態について適用する。この附属書には、環境上の緊急事態を防止し、及びこれに対応するための措置及び計画を含む。この附属書は、南極条約地域に入る全ての観光船について適用する。この附属書は、第十三条の規定によつて決定されるその他の船舶及び活動に関する南極条約地域における環境上の緊急事態についても適用する。

第二条 定義

この附属書の適用上、
(a) 「決定」とは、南極条約協議国会議の手続規則に従つて採択された決定であつて、第十九回南極条約協議国会議における決定一(千九百九十五年)に規定するものをいう。
(b) 「環境上の緊急事態」とは、この附属書の効

力発生の後に発生した偶然の事故であつて、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼし、又は及ぼす急迫したおそれがあるものをいう。

(c) 「主宰者」とは、南極条約地域において実施される活動を組織する自然人又は法人(政府であるか非政府であるかを問わない。)をいう。主宰者には、南極条約地域において実施される活動を組織する自然人又は法人(政府であるか非政府であるかを問わない。)の被雇用者、委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者及び代理人である自然人並びに南極条約地域において実施される活動を組織する自然人又は法人(政府であるか非政府であるかを問わない。)のために役務を行う自然人を含む。また、国の機関である主宰者に代わつて活動する委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者である法人を含む。

(d) 「締約国の主宰者」とは、南極条約地域において実施される活動であつて次のいずれかに該当するものを当該締約国の領域内で組織する主宰者をいう。

(i) 南極条約地域について当該締約国による許可の対象となる活動

(ii) 南極条約地域における活動について法令上の許可制をとっていない締約国である場合には、当該締約国による同等の規制上の手続の対象となる活動

「自国の主宰者」、「主宰者の締約国」及び「当該主宰者の締約国」は、この定義に従つて解釈する。

(e) 「合理的」とは、防止措置及び対応措置についていうときは、適当な、実行可能な、か

つ、均衡がとれた措置であつて、次の要素を含む利用可能な客観的基準及び情報に基づくものをいう。 (i) 南極の環境に対する危険及び南極の環境が自然に回復する速度 (ii) 人命及び人の安全に対する危険 (iii) 技術的及び経済的な実行可能性 (f) 「対応措置」とは、環境上の緊急事態が発生した後にとられる合理的な措置であつて、当該環境上の緊急事態の影響を回避し、最小にし、又は封じ込めるものをいう。このため、対応措置には、適当な場合には浄化を含めることができ、また、緊急事態及びその影響の範囲を決定することを含む。 (g) 「締約国」とは、議定書第九条の規定に従つてこの附属書の効力が生ずることとなつた国をいう。	対応するための緊急時計画を作成すること。 (b) (a)に規定する緊急時計画の作成及び実施について協力すること。 2 緊急時計画には、適当と認めるときは、次の要素を含める。 (a) 事件の性質についての評価を実施する手続 (b) 通報の手続 (c) 資源の特定及び動員 (d) 対応に関する計画 (e) 研修 (f) 記録の保存 (g) 動員解除 3 各締約国は、環境上の緊急事態につき速やかに通報を行うため及び協力して対応するための手続を定め、及び実施する。また、各締約国は、通報の手続及び協力して対応するための手続について、環境上の緊急事態を引き起こした自国の主宰者による利用を促進する。	有害な影響の脅威が差し迫っており、かつ、あらゆる状況において速やかに対応措置をとることが合理的である場合は、この限りでない。この場合には、当該他の締約国は、主宰者の締約国及び南極条約の事務局に対し、できる限り速やかに通報する。 (b) (a)に規定する他の締約国は、南極の環境に対する重大かつ有害な影響の脅威が差し迫っており、かつ、あらゆる状況において速やかに対応措置をとることが合理的である場合、主宰者の締約国が合理的な期間内に南極条約の事務局に対して自ら対応措置をとることを通告しなかつた場合又は主宰者の締約国が自ら対応措置をとることを通告した後合理的な期間内に当該対応措置をとらなかつた場合を除くほか、2の規定に従い環境上の緊急事態に対し対応措置をとつてはならない。 (c) 主宰者の締約国は、自ら対応措置をとるが他の締約国の支援を受ける意思を有する場合には、対応措置を調整する。 4 いずれの締約国が主宰者の締約国であるか明白でない又は主宰者の締約国が二以上存在することが認められる場合には、対応措置をとる締約国は、適当な場合には協議をするために最善の努力を払い、及び実行可能な場合には南極条約の事務局に対し状況を通報する。 5 対応措置をとる締約国は、自国の対応措置について、他の全ての締約国（対応措置をとり、環境上の緊急事態の付近において活動を実施し、又は環境上の緊急事態によって影響を受ける締約国に限る。）と協議し、及び調整するものとし、また、実行可能な場合には、南極条約協議国会議の常任オブザーバーの代表団、他の機関又は他の関連する専門家によって提供された	1 各締約国は、自国の主宰者に対し、環境上の緊急事態の危険及びこれが及ぼすおそれのある悪影響を削減するための合理的な防止措置をとることを義務付ける。 2 防止措置には、次のものを含めることができる。 (a) 施設及び輸送手段の設計及び建設に組み込まれる特別な構造又は設備 (b) 施設及び輸送手段の運用又は維持に組み込まれる特別な手続 (c) 要員の特別な訓練 第四条 緊急時計画 1 各締約国は、自国の主宰者に対し、次のことを義務付ける。 (a) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に	1 各締約国は、自国の主宰者に対し、当該主宰者の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとることを義務付ける。 2 主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、当該主宰者の締約国及び他の締約国は、対応措置（自らに代わつて対応措置をとる権限を特別に与えられた代理人及び主宰者を通じたものを含む。）をとることが奨励される。 3 (a) 2の規定に従い環境上の緊急事態に対し対応措置をとることを希望する他の締約国は、主宰者の締約国が自ら対応措置をとることを目的として、当該主宰者の締約国及び南極条約の事務局に対し、事前に自国の意図を通告する。ただし、南極の環境に対する重大かつ	全ての関連する専門的な指針を考慮に入れる。 第六条 責任 1 主宰者は、自己の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、前条2の規定に従つて締約国がとる対応措置の費用を当該締約国に対し、支払う責任を負う。 2 (a) 国の機関である主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであつたがとらなかつた場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかつたときは、第十二条に規定する基金に対し、とられるべきであつた対応措置の費用を支払う責任を負う。 (b) 国の機関でない主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであつたがとらなかつた場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかつたときは、とられるべきであつた対応措置の費用を可能な限り反映した金額を支払う責任を負う。当該金額は、第十二条に規定する基金に直接支払われ、又は当該主宰者の締約国若しくは次条3に規定する制度を実施する締約国に支払われる。当該金額を受領した締約国は、第十二条に規定する基金に対し、当該主宰者から受領した金額と少なくとも同額の拠出を行うため最善の努力を払う。 3 責任は、無過失責任である。 4 環境上の緊急事態が二以上の主宰者の活動から生ずる場合には、これらの主宰者は、連帯して責任を負う。ただし、当該環境上の緊急事態の一部のみが自己の活動から生じたと立証する主宰者は、当該一部についてのみ責任を負う。 5 締約国が自国の軍艦、自国の軍の支援船又は自国が所有し、若しくは運航する他の船舶若し
---	---	---	--	---	---

くは航空機であつて、政府の非商業的役務にのみ使用しているものによつて生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらないことについてこの条の規定に従ひ責任を負う場合においても、この附属書のいかなる規定も、これらの軍艦、軍の支援船又は他の船舶若しくは航空機の国際法に基づく主権免除に影響を及ぼすことを意図するものではない。

第七条 訴えの提起

1 第五条2の規定に従つて対応措置をとつた締約国のみが、国の機関でない主宰者に対し、前条1の規定に基づく責任についての訴えを提起することができる。当該訴えは、当該主宰者が設立されており、又は当該主宰者の主たる営業所若しくは常居所が存在する一の締約国の裁判所にのみ提起することができる。ただし、当該主宰者がいずれの締約国においても設立されていない場合又はいずれの締約国にもその主たる営業所若しくは常居所が存在しない場合には、当該訴えは、第二条(d)の規定の意味における主宰者の締約国の裁判所に提起することができる。補償についての当該訴えは、対応措置の開始の時又は当該訴えを提起する締約国が主宰者を特定する事項を知つた若しくは合理的に知つていべきであつた日のいずれか遅い時から三年以内提起する。いかなる場合にも、国の機関でない主宰者に対する訴えは、対応措置の開始の時から十五年を経過した後は開始してはならない。

2 各締約国は、自国の裁判所が1の規定に基づく訴えについての必要な管轄権を有することを確保する。

3 各締約国は、第二条(d)の規定の意味における自国の主宰者であつて国の機関でないもの及び

可能な場合には、当該締約国において設立されており、又は当該締約国にその主たる営業所若しくは常居所が存在する主宰者であつて国の機関でないものについて、自国の国内法令に従つて、前条2(b)の規定を実施するための制度が存在することを確保する。各締約国は、議定書第十三条3の規定に従ひ、他の全ての締約国に対し、当該制度について通報する。この3の規定に従つて国の機関でない主宰者に対して前条2(b)の規定を実施することができる締約国が複数ある場合には、これらの締約国は、いずれの締約国が実施措置をとるべきかについて、これらの締約国間で協議すべきである。この3に規定する制度は、当該制度を適用しようとする締約国が環境上の緊急事態を知つた日から十五年を経過した後は適用してはならない。

4 前条1の規定に基づく国の機関である主宰者としての締約国の責任は、締約国間で定める調査手続、議定書第十八条から第二十条までの規定及び該当する場合には仲裁に関する議定書の付録の規定のみに従つて決定される。

5(a) 前条2(a)の規定に基づく国の機関である主宰者としての締約国の責任は、南極条約協議国会議によつてのみ決定される。問題が解決されない場合には、締約国間で定める調査手続、議定書第十八条から第二十条までの規定及び該当する場合には仲裁に関する議定書の付録の規定のみに従つて決定される。

(b) とられるべきであつたがとられなかった対応措置の費用であつて国の機関である主宰者が第十二条に規定する基金に支払うものは、決定により承認する。南極条約協議国会議は、適当な場合には、環境保護委員会に助言を求めるべきである。

6 議定書第十九条4及び5並びに第二十条1の規定並びに該当する場合には仲裁に関する議定書の付録の規定は、この附属書において、環境上の緊急事態に対しとられた対応措置についての補償又は基金への支払に係る国の機関である主宰者としての締約国の責任についてののみ適用する。

第八条 免責

1 主宰者は、環境上の緊急事態が次の事項によつて生じたことを証明する場合には、第六条の規定に基づく責任を負わない。

(a) 人命又は人の安全を保護するために必要な作為又は不作為

(b) 南極の環境下においても例外的な性質を有する自然災害に該当事象であつて、一般的に又は特定の状況において合理的に見ることができなかつたもの。ただし、環境上の緊急事態及びこれが及ぼすおそれのある悪影響の危険を減少させるための全ての合理的な防止措置がとられたことを条件とする。

(c) テロリズムの行為

(d) 当該主宰者の活動に対する交戦行為
2 締約国又は当該締約国に代わつて対応措置をとる権限を当該締約国により特別に与えられた代理人若しくは主宰者は、当該締約国が第五条2の規定に従つてとる対応措置があらゆる状況において合理的である限りにおいて、当該対応措置から生ずる環境上の緊急事態に対し責任を負わない。

第九条 責任の限度額

1 各主宰者が環境上の緊急事態について第六条1又は2の規定に従ひ責任を負う最高限度額は、次のとおりとする。

(a) 船舶が関係する事故から生ずる環境上の緊急事態については、

(i) 二千トン以下のトン数の船舶については、百万SDR

(ii) 二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算したSDRを当該船舶のトン数に達するまで順次加算して得たSDRと(i)のSDRとを合算したSDR

二千一トンから三万トンまでの部分

トン当たり四百SDR

三万一トンから七万トンまでの部分

トン当たり三百SDR

七万トンを超える部分 トン当たり二百SDR

(b) 船舶が関係しない事故から生ずる環境上の緊急事態については、三百万SDR

2(a) 1(a)の規定にかかわらず、この附属書は、次の事項に影響を及ぼすものではない。

(i) 適用可能な国際的な責任の制限に関する条約に基づく責任又は責任を制限する権利

(ii) (i)に規定する条約に基づいて付される留保の適用であつて、特定の請求に対して当該条約に基づく限度額の適用を排除するためのもの

ただし、適用される限度額は、少なくとも次と同等の水準であることを条件とする。

二千トン以下のトン数の船舶については、百万SDR

二千トンを超えるトン数の船舶については、二千トンを超える部分を次のとおり区分し、それぞれの区分に応じて計算したSDR

を当該船舶のトン数に達するまで順次加算したSDR 二千一トンから三万トンまでの部分 トン当たり四百SDR 三万一トンから七万トンまでの部分 トン当たり三百SDR 七万トンを超える部分 トン当たり二百SDR	(b) 「SDR」とは、国際通貨基金が定める特別引出権をいう。 (c) 船舶のトン数とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書Iに定めるトン数の測度に関する規則に従って計算される総トン数をいう。 第十条 国の責任 締約国は、この附属書の規定の遵守を確保するためその権限の範囲内で適当な措置（法令の制定、行政措置及び執行措置を含む。）をとった限りにおいて、主宰者（当該締約国の国の機関である主宰者を除く。）が対応措置をとらなかったことについて、責任を負わない。 第十一条 保険その他の金銭上の保証 1 各締約国は、第九条1及び2に定める適用される限度額までの第六条1の規定に基づく責任を担保するため、自国の主宰者が適切な保険その他の金銭上の保証（銀行その他これに類する金融機関の保証等）を維持することを義務付ける。 2 各締約国は、第九条1及び2に定める適用される限度額までの第六条2の規定に基づく責任を担保するため、自国の主宰者が適切な保険その他の金銭上の保証（銀行その他これに類する金融機関の保証等）を維持することを義務付けることができる。 3 1及び2の規定にかかわらず、締約国は、自国の国の機関である主宰者（科学的調査を促進する活動を実施する主宰者を含む。）については、自家保険を維持することができる。 第十二条 基金 1 南極条約の事務局は、決定（締約国が採択する付託事項を含む。）に従い、特に、一又は二以	上の締約国が第五条2の規定に従い対応措置をとるに当たって要する合理的かつ正当な費用の償還に充てるため、基金を維持し、及び管理する。 2 一又は二以上の締約国は、南極条約協議国会議に対し、基金から支払われる償還のための提議を行うことができる。当該提議は、南極条約協議国会議によって承認することができる。この場合には、決定により承認するものとする。南極条約協議国会議は、適当な場合には、当該提議について、環境保護委員会の助言を求めることができる。 3 南極条約協議国会議は、2の規定の下において、次のような特別な状況又は基準について、十分に考慮する。 責任を負う主宰者が、償還を求める締約国の主宰者であったこと。 責任を負う主宰者を特定する事項が不明であること又はこの附属書の規定が当該主宰者について適用されないこと。 関連する保険会社又は金融機関の予見されなかった破綻 第八条に定める免責の適用 いずれの国及び者も、基金に対して任意の拠出を行うことができる。 第十三条 改正又は修正 1 この附属書は、南極条約第九条1の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置により、改正し、又は修正することができる。 2 第九条4の規定に従い南極条約協議国会議においてとられる措置の場合及び他の場合には、当該措置に別段の定めがない限り、改正又は修正は、当該措置がとられる南極条約協議国会議の終了の後一年で南極条約協議国により承認さ	れたものとし、効力を生ずる。ただし、その期間内に、一又は二以上の南極条約協議国が寄託政府に対し当該期間の延長を希望する旨又は当該措置を承認することができない旨の通告を行う場合は、この限りでない。 3 1又は2の規定に従って効力を生じたこの附属書の改正又は修正は、その後、南極条約協議国以外の締約国については、当該締約国がこれを承認した旨の通告を寄託政府が受領した時に、当該締約国について、効力を生ずる。 環境保護に関する南極条約議定書の附属書VIの締結について承認を求めるの件に関する報告書 一 本件の目的及び要旨 南極条約は、昭和三十四年に我が国を含む十二箇国により採択され、昭和三十六年に発効した。同条約は、南極条約地域の平和的目的での利用、科学的調査の自由及びそのための国際協力の促進、領土権の主張の凍結、査察制度等を規定する。締約国のうち、南極条約地域に基地を設置する等、科学的調査活動を積極的に実施してきている国は、南極条約協議国と称され、同条約に基づき定期的に南極条約協議国会議（以下「協議国会議」という。）を開催している。 南極条約を補足するものとして、南極の環境及び生態系を包括的に保護することを目的とした環境保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）が、平成三年に特別協議国会議で採択され、平成十年に発効した。 議定書については、その不可分の一部を成すものとして六の附属書が採択されているが、うち本附属書を除く五の附属書は、発効済みである。
--	---	--	---

環境保護に関する南極条約議定書の附属書Ⅵの締結について承認を求めるの件及び同報告書 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を
求めるの件及び同報告書

本附属書は、議定書において、締約国が南極条約地域において実施する活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を作成し議定書の附属書に含める旨規定されていることを受け、平成十七年に第二十八回協議国会議で採択された。

本附属書は、南極条約地域における環境上の緊急事態の予防を喚起するとともに、万一環境上の緊急事態が生じた場合にも、速やかに対応措置がとられることを確保するための措置等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本附属書は、南極条約地域における科学的調査の計画、観光その他政府及び非政府の全ての活動であつて、南極条約の規定に従い事前の通告を必要とするもの(関連する後方支援活動を含む。)に関する南極条約地域における環境上の緊急事態について適用すること。
また、本附属書は、南極条約地域に入る全ての観光船について適用すること。

2 各締約国は、自国の主宰者(南極条約地域において実施される活動を組織する自然人又は法人をいう。以下同じ。)に対し、環境上の緊急事態の危険等を削減するための合理的な防止措置の実施及び南極の環境等に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画の作成を義務付けること。

3 各締約国は、自国の主宰者に対し、当該主宰者の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとることを義務付けること。また、主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、当該主宰者の締約国及び他の締約国は、対応措置をとることが奨励されること。

4 責任

(一) 主宰者は、自己の活動から生ずる環境上の緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合には、締約国がとる対応措置の費用を当該締約国に対し、支払う責任を負うこと。

(二) 国の機関である主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであつたがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかつたときは、南極条約の事務局が維持し、及び管理する基金に対し、とられるべきであつた対応措置の費用を支払う責任を負うこと。

(三) 国の機関でない主宰者は、自ら迅速かつ効果的な対応措置をとるべきであつたがとらなかった場合において、いずれの締約国も対応措置をとらなかつたときは、南極条約の事務局が維持し、及び管理する基金に対し、直接又は締約国を通じて、とられるべきであつた対応措置の費用を可能な限り反映した金額を支払う責任を負うこと。

5 各主宰者が環境上の緊急事態について責任を負う最高限度額を定めること。

6 各締約国は、自国の主宰者が適切な保険その他の金銭上の保証を維持することを義務付けること。

本附属書は、採択の日の時点で南極条約協定国であつた二十八箇国により承認された時に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本附属書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由
本附属書を締結することは、南極地域におけ

る環境上の緊急事態を防止し、また、そうした事態が生じた場合の環境への影響を最小限に抑える見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

令和八年五月十五日

外務委員長 國場幸之助

衆議院議長 森 英介殿

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

これらの議定書は、国際民間航空機関の理事会の構成員及び航空委員会の委員の数を増加するため、国際民間航空条約の該当規定をそれぞれ改正することを内容とするものである。我が国がこれらの議定書を締結することは、同機関における国際協力を増進する見地から有意義であると認められる。よつて、これらの議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書

国際民間航空機関の総会は、二千十六年十月一日にモントリオールにおいてその第三十九回会期として会合し、

一層多くの締約国が代表されることによってより良い均衡を確保するために理事会の構成員の数を増加することが多数の締約国の希望であることに留意し、

理事会の構成員の数を三十六から四十に増加することが適当であると考え、

このため、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが必要であると考えて、次の決定を行う。

1 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の次の改正案を承認する。
「第五十条(a)第二段中「三十六」を「四十」に改める。」

2 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、百二十八の締約国の批准によつて1に規定する改正案が効力を生ずることを定める。

3 国際民間航空機関事務局長がひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により1に規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成することを決議する。 (a) 総会の議長及び総会の事務局長が当該議定書に署名すること。 (b) 国際民間航空条約を批准し、又は同条約に加入した国による批准のために当該議定書を開放しておくこと。 (c) 国際民間航空機関に批准書を寄託すること。 (d) 当該議定書が、百二十八番目の批准書が寄託された日に、当該議定書を批准した国について効力を生ずること。 (e) 国際民間航空機関事務局長が、全ての締約国に対し、当該議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通報すること。 (f) 国際民間航空機関事務局長が、全ての締約国に対し、当該議定書の効力発生の日を直ちに通報すること。 (g) 当該議定書の効力発生の日の後に当該議定書を批准する締約国については、当該議定書が、当該締約国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずること。 よって、総会の以上の決定に基づき、国際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。 以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第三十九回会期の議長及び事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。	二千十六年十月六日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関に寄託しておくものとし、同機関の事務局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約の全ての締約国に対しその認証謄本を送付する。 総会第三十九回会期議長 A・アブドゥル・ラーマン 事務局長 F・リウ 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書	(g) 当該議定書の効力発生の日の後に当該議定書を批准する締約国については、当該議定書が、当該締約国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずること。 よって、総会の以上の決定に基づき、国際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。 以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第三十九回会期の議長及び事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。	2 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従 1 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の次の改正案を承認する。 「第五十六条中「十九人の委員」を「二十一人の委員」に改める。」
い、百二十八の締約国の批准によって1に規定する改正案が効力を生ずることを定める。 3 国際民間航空機関事務局長がひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により1に規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成することを決議する。 (a) 総会の議長及び総会の事務局長が当該議定書に署名すること。 (b) 国際民間航空条約を批准し、又は同条約に加入した国による批准のために当該議定書を開放しておくこと。 (c) 国際民間航空機関に批准書を寄託すること。 (d) 当該議定書が、百二十八番目の批准書が寄託された日に、当該議定書を批准した国について効力を生ずること。 (e) 国際民間航空機関事務局長が、全ての締約国に対し、当該議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通報すること。 (f) 国際民間航空機関事務局長が、全ての締約国に対し、当該議定書の効力発生の日を直ちに通報すること。 (g) 当該議定書の効力発生の日の後に当該議定書を批准する締約国については、当該議定書が、当該締約国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずること。 よって、総会の以上の決定に基づき、国際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。 以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第三十九回会期の議長及び事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。	二千十六年十月六日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、国際民間航空機関に寄託しておくものとし、同機関の事務局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約の全ての締約国に対しその認証謄本を送付する。 総会第三十九回会期議長 A・アブドゥル・ラーマン 事務局長 F・リウ 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書	(g) 当該議定書の効力発生の日の後に当該議定書を批准する締約国については、当該議定書が、当該締約国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずること。 よって、総会の以上の決定に基づき、国際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。 以上の証拠として、国際民間航空機関の総会の第三十九回会期の議長及び事務局長は、総会から委任を受けて、この議定書に署名する。	一 本件の目的及び要旨 国際民間航空機関(以下「機関」という。)は、昭和十九年に作成された国際民間航空条約に基づき、国際民間航空の安全な、かつ、整然たる発展を確保することを目的として設立され、国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において極めて活発な活動を行っており、その加盟国数は、漸次増大し、我が国を含め百九十三箇国に達している。 機関の理事会は、常設の意思決定・執行機関であり、その構成員の数については、過去四回の条約改正を経て三十六箇国によって構成され

令和八年五月十九日 衆議院会議録第十九号

國際民間航空條約第五十條(a)の改正に関する二千六十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書及び万国郵便連合一般規則の第十四追加議定書、万国郵便連合同意書の締結について承認を求めめる件及び万国郵便連合同意書の第一追加議定書及び万国郵便連合同意書の第二追加議定書

十月六日にモントリオールで署名された議定書及び万国郵便連合同意書の締結について承認を求めめる件及び万国郵便連合同意書の第一追加議定書及び万国郵便連合同意書の第二追加議定書

四追加議定書、万国郵便連合同意書の締結について承認を求めめる件及び万国郵便連合同意書の第一追加議定書及び万国郵便連合同意書の第二追加議定書

同報告書

五〇

ていた。また、機関の航空委員会は、航空関係の規則及び手続等に関する国際標準及び勧告を審議し、並びにその採択を理事会に勧告すること等を任務としており、その委員の数については、過去二回の条約改正を経て理事会により任

よつて政府は、これらの議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

一 本件の議決理由

理由

一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

た。その後、前回改正以降の加盟国数の増加に

一 本件の議決理由

これらの議定書を締結することは、機関における国際協力を増進するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年五月十五日

外務委員長 國場幸之助

衆議院議長 森 英介殿

び国際民間航空条約第五十六条の改正に関する議定書がそれぞれ作成された。

これらの議定書は、機関の理事会の構成員の数及び航空委員会の委員の数を定める国際民間航空条約の該当規定をそれぞれ改正するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書

機関の理事会の構成員の数三十六から四十に増加すること。

2 国際民間航空条約第五十六条の改正に関する二千十六年十月六日にモントリオールで署名された議定書

機関の航空委員会の委員の数を十九から二十一に増加すること。

これらの議定書は、百二十八番目の批准書が
寄託された日に効力を生ずることになってい

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書及び第五追加議定書並びに万国郵便条約の第一追加議定書及び第二追加議定書は、万国郵便連合の運営等及び国際郵便業務に関する事項について所要の変更を加へるため、万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を改正するものである。我が

業務を適切に実施するために重要である。よって、これらの文書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書

ドバイにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十八条2の規定に鑑み、批准、受諾又は承認を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

第一条

憲章第九条を次のように改める。

1 加盟国又は、加盟国の法令に反しない限り、その指定された事業体は、地域連合を設立し、及び郵便業務に関する特別取極を締結することができる。ただし、関係加盟国が締

約国となつてゐる文書の規定よりも公衆に不利な規定をその特別取極に入れないことを条件とする。

2 地域連合は、連合が開催する大会議、管理
理事会、郵便業務理事会、小会議その他の会
議にオブザーバーを派遣することができる。

3 連合は、地域連合の大会議、小会議その他の会議にオブザーバーを派遣することができる。

第二条 この追加議定書の効力発生及び

有効期間

この追加議定書は、二千二十七年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十五年九月十九日にドバイで作成した。

万国郵便連合一般規則の第四追加議定書

リヤドにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条２の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条３の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則第一百七条を次のように改める。

第七十七条 管理理事会の権限 1 管理理事会は、次の権限を有する。 1.1 大会議の決定を考慮し、郵便の問題に関する政府の政策についての問題を研究し、及び規制に関する国際的な政策(例えば、サービスの貿易及び競争に関するもの)を考慮しつつ、大会議から大会議までの間における連合の全ての活動を監督すること。 1.2 国際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を促進し、調整し、及び監督すること。 1.3 連合の四年ごとの事業計画案であつて大会議により承認されたものを検討し、及び当該事業計画案に提示されている活動を実際に利用可能な財源と一致させた上で当該事業計画案を確定すること。確定された計画は、また、適当な場合には、大会議における優先順位を付する手続の結果と一致すべきである。管理理事会によつて確定され、及び承認された連合の四年ごとの事業計画は、管理理事会及び郵便業務理事会によつて作成され、及び実施される年次運営計画と同様に、年次計画及び年次予算の作成の基礎となる。 1.4 1.3の規定に従い、連合の確定された事業計画を考慮に入れ、連合の年次計画及び年次予算並びに年次会計報告を審査し、及び承認すること。 1.5 やむを得ない場合には、第百四十六条3から5までの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。 1.6 請求があつた場合には、第百五十一条5に定める条件に従つて、一段階低い分担等	1.7 級の選定を認めること。 1.7 加盟国から請求があつた場合には、地理的集団の変更を認めること。この場合において、関係する地理的集団を構成する加盟国の見解を考慮するものとする。 1.8 定められた経費の最高限度額による制約を考慮して、通常予算によつて賄う国際事務局内の職を創設し、又は廃止すること。 1.9 その職務を遂行するため加盟国と接触することを決定すること。 1.10 郵便業務理事会と協議の上、第百五条1及び2.1に規定するオブザーバーではない機関と構築すべき関係を決定すること。 1.11 連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査すること並びに連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと。 1.12 郵便業務理事会及び事務局長と協議の上、大会議及びその委員会の専門的な会合に特別のオブザーバーとして招請されるべき国連の専門機関、国際機関、団体、企業及び資格のある者(大会議及びその委員会の専門的な会合に代表者を出すことが連合又は大会議の活動の利益のためである場合に限る。)を適当な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。 1.13 第百一条3に規定する場合において次回 1.14 大会議の開催される加盟国を指定すること。 1.14 適当な時期に、かつ、郵便業務理事会と協議の上、大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の権限	を定めること。 1.15 郵便業務理事会と協議の上及び大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。 1.15.1 大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国。これらの加盟国の指定に当たっては、加盟国の衡平な地理的配分をできる限り考慮する。 1.15.2 大会議の限定委員会の構成国となるべき加盟国 1.16 削除 1.17 国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動をその権限の範囲内で検討し、及び承認すること。 1.18 大会議、郵便業務理事会又は加盟国の請求に応じて連合又は国際郵便業務に係る行政上、立法上及び司法上の問題を研究すること。管理理事会は、前段に規定する分野において、大会議から大会議までの間において加盟国が請求する研究を行うことが適当であるか否かについて決定する。 1.19 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百四十二条の規定に従つて加盟国に対し、その承認を得るために提出する。 1.20 第百十三条1.6の規定により郵便業務理事会に研究課題を提起すること。 1.21 郵便業務理事会と協議の上、大会議に提出するために戦略案を審査し、及び承認すること。 1.22 諮問委員会の議案、見解及び報告書を受領し、及び討議し、並びに同委員会の議案	及び報告書を大会議に提出するために検討すること。 1.23 国際事務局の活動を監督すること。 1.24 国際事務局が連合の活動及び財務運営に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これらに関する意見書を提出すること。 1.25 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率及び外国における通常郵便物の差出し)に関する研究において郵便業務理事会が考慮に入れる原則を必要に応じて定め、これらの問題に関する研究の動向を監視し、並びにこれらの問題に関する郵便業務理事会の議案の当該原則との適合性を審査し、及び承認すること。 1.26 その権限の範囲内で、大会議が決定するまでの間、必要があるときは、規則を定め、又は新たな方法をとることに關する郵便業務理事会の勧告を承認すること。 1.27 郵便業務理事会の作成する年次報告書及び適当な場合には同理事会の提出する議案を検討すること。 1.28 次の大会議に提出するため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて国際事務局が郵便業務理事会と協議の上作成したもの承認すること。 1.29 諮問委員会の組織のための枠組みを定め、及び第百二十三条の規定に従つて同委員会の組織を承認すること。 1.30 第百二十三条に規定する関連する内部規則に詳細に定めるところにより、諮問委員会の委員となるための基準を定め、及びこ
--	--	--	---

これらの基準に従つて委員の資格を取り消すこと。

1.31 連合の財政規則を定めること。

1.32 予備基金の管理規則を定めること。

1.33 特別基金の管理規則を定めること。

1.34 特別活動基金の管理規則を定めること。

1.35 任意基金の管理規則を定めること。

1.36 職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。

1.37 福祉基金規則を定めること。

1.38 第一百五十三条の規定の範囲内で、利用者の資金提供による補助機関の設立及びその活動について監督を行うこと。

1.39 管理理事会内部規則及びその改正を採択すること。

第二条

一般規則第百八条を次のように改める。

第百八条 管理理事会の会期の開催

1 管理理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する構成を定めるための会合において、理事国のうちから四の副議長国を選出する。議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2 管理理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3 管理理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導する。また、運営委員会は、国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書を同理事会の名において承

認するものとし、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程で必要が生じた他の全ての任務を行う。

4 郵便業務理事会の議長は、管理理事会の会合の議事日程に郵便業務理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便業務理事会を代表する。

5 削除

第三条

一般規則第百九条を次のように改める。

第百九条 オブザーバー

1 オブザーバー

1.1 郵便業務理事会は、同理事会の活動と管理理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして管理理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2 管理理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。

1.3 諮問委員会の委員並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、2.3の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして常設の部会、特別のチームその他の管理理事会の機関の会合に参加する権利も有する。

2 原則

2.1 管理理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これら

の者の審議における発言権を制限することができる。

2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、管理理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。

オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつていない事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関が個別に又はその議長が管理理事会の議長及び事務局長と協議の上個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に係る場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に制限する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに（国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場

合には、可能な限り速やかに関係する諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。

第四条

一般規則第百十三条を次のように改める。

第百十三条 郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、次の権限を有する。

1.1 国際郵便業務の発展及び改善のための実質的な措置を調整すること。

1.2 管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。

1.3 その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。

1.4 加盟国及びその指定された事業体に関係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野において加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。

1.5 管理理事会と合意の上、全ての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。

1.6 郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体か

ら提出される他の全ての問題を検討すること。

1.7 諮問委員会の議案、見解及び報告書を受領し、及び討議し、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には同委員会の議案及び報告書を大会議に提出するために検討し、及び意見を付すること。

1.8 削除

1.9 財政的影響が大きい問題(料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し)を含む全ての加盟国又はその指定された事業体が関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してとるべき措置を勧告すること。

1.10 大会議に提出する連合の戦略案及び四年前の事業計画案の策定のために必要な資料を管理理事会に提供すること。

1.11 加盟国、その指定された事業体及び開発途上にある新たな国に関係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

1.12 開発途上にある新たな国の現状及びニーズを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

1.13 連合の施行規則を改正すること。この場合において、郵便業務理事会は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針に従う。

1.14 議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第百四十二条の規定に従つ

て加盟国に対し、その承認を得るために提出する。当該議案が管理理事会の権限に属する問題に関するものである場合には、同理事会の承認を必要とする。

1.15 いずれかの加盟国が第百四十一条の規定に従つて国際事務局に送付する議案を当該いずれかの加盟国の請求に応じて検討すること、当該議案に関する意見書を作成すること及び加盟国の承認を得るため当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。

1.16 必要があるときは、場合により管理理事会の承認を得て、及び全ての加盟国と協議の上、大会議が決定するまでの間規則を定め、又は新たな方法をとることを勧告すること。

1.17 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を加盟国及びその指定された事業体に対する勧告(連合の文書に定める場合)には、拘束力のある規定)として作成し、提示すること。また、郵便業務理事会は、必要な場合には、既に作成した基準の変更を提示する。

1.18 第百五十三条の規定に従い、利用者の資金提供による補助機関の組織のための枠組みを定め、及び当該組織を承認すること。

1.19 利用者の資金提供による補助機関から毎年送付される報告書を受領し、及び審査すること。

1.20 郵便業務理事会内部規則及びその改正を採択すること。

第五条
一般規則第百十四条を次のように改める。
第百十四条 郵便業務理事会の会期の開催

1 郵便業務理事会は、大会議の議長が招集し、かつ、開会する最初の会合において、理事国のうちから一の議長国及び四の副議長国並びに各委員会の議長国、副議長国及び共同議長国を選出する。同理事会の議長国及び四の副議長国は、連合の五の地理的集団のそれぞれの加盟国とする。

2 郵便業務理事会は、その内部規則に定める関連する手続に従い、連合の所在地において、一年に二回又は例外的により多く会合する。

3 郵便業務理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長、共同議長及び副議長は、運営委員会を構成する。運営委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い、及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が運営委員会に委任することを決定し、又は戦略計画の作成の過程が必要が生じた全ての任務を行う。

4 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略(特に連合の常設機関の戦略に関する部分)に基づき、当該大会議後の同理事会の最初の会期において、戦略の実現を目的とした種々の戦術から成る基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的であり、かつ、共通の利益となる課題に関する限られた数の活動を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年修正する。

5 削除

第六条
一般規則第百十五条を次のように改める。
第百十五条 オブザーバー

1 オブザーバー

1.1 管理理事会は、同理事会の活動と郵便業務理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、オブザーバーとして郵便業務理事会の会合に参加する代表者を指名することができる。

1.2 郵便業務理事会の理事国でない連合の加盟国並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで同理事会の全会及び委員会の会合に参加することができる。

1.3 諮問委員会の委員並びに第百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、2.3の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして常設の部会、特別のチームその他の郵便業務理事会の機関の会合に参加する権利を有する。

2 原則

2.1 郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体(この参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる)。

2.2 オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、郵便業務理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知

識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。	2.3 例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関が個別に又はその議長が郵便業務理事会の議長及び事務局長と協議の上個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び郵便業務理事会上に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に關する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに(国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに)関係する諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。	第七條 一般規則第二百二十條を次のように改める。
第百二十條 諮問委員会の構成 1 諮問委員会は、次のものから成る。 1.1 非政府機関(利用者、配達業務提供者又は郵便局員若しくはその雇用者を代表するものを含む)、慈善団体、標準化に係る団体、金融及び開発に係る団体、郵便業務分野への物品及び業務の提供者、運送に係る団体、学術機関及び研究機関、シンクタンク及びこれに類する知識に立脚した機関その他これらに類する連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する組織 1.2 加盟国又は連合の機関(諮問委員会を含む)により推薦された郵便分野の高名な人物 2 諮問委員会の全ての委員は、いずれかの加盟国に主たる事業の拠点を有し、及び当該加盟国が要求する場合には当該加盟国において正当に登録され、又は1.2に規定する高名な人物の場合にはいずれかの加盟国において恒常的な居住地を有していなければならない。 3 諮問委員会の運営費は、管理理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、同委員会の委員が分担する。この場合において、諮問委員会内部規則に定めるところにより、同委員会の委員の個別の法的性質及び財政能力に依じて、異なる負担金を適用することができる。 4 諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。	第百二十條 諮問委員会の構成 2 前条2に定める要件の適用を妨げることなく、同条に規定する団体又は高名な人物が提出する諮問委員会への参加の申請には、関係する加盟国の書面による事前の承認又は推薦を添付する。 2の二 諮問委員会への参加の取消しは、第百七条1.30の規定に従つて管理理事会が定める手続によつて決定される。 3 諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。	第九條 一般規則第二百二十二條を次のように改める。 第百二十二條 諮問委員会の権限 1 諮問委員会は、次の権限を有する。 1.1 管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの機関の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、第百九条2.3及び第百十五条2.3の規定に従い、例外的に、受領する書類を制限することができる。 1.2 諮問委員会の委員にとつて重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。 1.3 郵便分野に関する問題を検討し、並びにこのような問題に関して議案、見解及び報告書の形で管理理事会及び郵便業務理事会並びに適当な場合にはこれらの理事会のそれぞれの機関に対して検討の結果を提供すること。 1.4 削除 第百七条1.22及び第百十三条1.7に定めるところにより、管理理事会が承認することを条件として及び同理事会の名において、並びに
びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し及び意見を述べることを条件として、大会議に対し議案及び報告書を提出すること。 第十條 一般規則第二百二十三條を次のように改める。 第百二十三條 諮問委員会の組織 1 諮問委員会は、管理理事会が定める枠組みに従つて、各大会議の後にその組織を再編成する。同理事会の議長は、同委員会の組織のための会合において議長となる。同委員会は、当該会合において同委員会の議長を選出する。 2 諮問委員会は、連合の一般的な原則を考慮しつつ、並びに郵便業務理事会と協議の上及び管理理事会の承認を得ることを条件として、その内部組織及び内部規則を定める。 3 諮問委員会は、少なくとも一年に一回又はその活動のために適当と認める場合にはより多く会合する。各会合の期日及び場所は、同委員会の議長が管理理事会及び郵便業務理事会の議長並びに国際事務局長と合意の上決定する。	第百二十四條 大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表 1 2の規定の適用を妨げることなく、諮問委員会の委員は、関連する第百九条及び第百十五條並びに大会議内部規則の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの委員会、	第百二十四條 大会議、管理理事会及び郵便業務理事会における諮問委員会の代表 1 2の規定の適用を妨げることなく、諮問委員会の委員は、関連する第百九条及び第百十五條並びに大会議内部規則の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの委員会、

常設の部会、特別のチームその他の機関の会合に参加する権利を有する。 2 諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、同委員会を唯一代表する代表者を指名するものとし、当該代表者は、同委員会の名において、第二百二十二条に規定する検討の結果を正式に提供するものとする。 この指名された代表者は、同委員会の名において、関連する第九九条及び第一百五九条並びに大会議内部規則の規定に従うことを条件として、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの委員会、常設の部会、特別のチームその他の機関の会合に参加する権利を有する。 3 管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に係る問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。	第十二条 一般規則第二百五条を次のように改める。 第二百二十五条 諮問委員会のオブザーバー 1 加盟国並びに第二百五条に規定するオブザーバー及び特別のオブザーバーは、投票権なしで諮問委員会の会合に参加することができる。 2 諮問委員会は、運営上の理由により、オブザーバー及び特別のオブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同委員会は、これらの者の審議における発言権を制限することができる。 3 例外的な場合には、諮問委員会の会合又は
当該会合の一部へのオブザーバー及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となつていない事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、諮問委員会又はその議長が、管理理事会の議長及び事務局長と協議の上、個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に係る場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に関する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに(国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに)関係するオブザーバー及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。 第十三条 一般規則第二百二十六条を次のように改める。 第二百二十六条 諮問委員会の活動に関する情報 1 諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによつて、これらの理事会に対し提供する。また、同委員会の議長又は他の指名された同委員会の代表者は、管理理事会及び郵便業務理	事会のそれぞれの本会議において、同委員会の活動に関する報告を行う。 2 諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会及び郵便業務理事会のために作成する。当該年次報告書は、第一百一十一条及び第一百七九条の規定に従つて加盟国、その指定された事業体及び限定連合に提供される管理理事会及び郵便業務理事会の書類に含める。 3 諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。 第十四条 一般規則第三百三十三条を次のように改める。 第三百三十三条 情報、意見、文書の説明及び改正の請求、照明及び清算への関与 1 国際事務局は、管理理事会、郵便業務理事会、諮問委員会、加盟国及びその指定された事業体に対し、要請があったときはいつでも、郵便業務の問題に関する有益な情報を提供する。 2 国際事務局は、特に、郵便業務に関する全ての種類の情報を収集し、整理し、発行し、及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明し、又は紛議の解決のための業務を提供すること(紛議の解決のための業務は、有償で、かつ、管理理事会が採択する関連する手続に従つて提供するものとする。)、連合の文書の説明及び改正についての請求を処理すること並びに、通常、連合の文書によつて同事務局に割り当てられ、又は連合のために同事務局が行うよう指示され
た研究及び編集上又は記録上の事務を行うことを任務とする。 3 国際事務局は、また、加盟国及びその指定された事業体の請求に基づき、適当な場合には、特定の問題についての他の加盟国、これらの加盟国の指定された事業体、諮問委員会の委員及び公衆の意見を知るために照会を行う。当該照会の結果は、賛否の表明としての性質を有するものではなく、また、いずれの加盟国及びその指定された事業体も拘束するものではない。 4 国際事務局は、郵便業務に関する各種の勘定の清算につき決済機関として仲介を行うことができる。 5 国際事務局は、連合の文書又は決定に従つて自己の任務を遂行するために加盟国、その指定された事業体又は諮問委員会の委員から提供された営業上の情報の秘密性及び保護を確保する。 第十五条 一般規則第四百六条を次のように改める。 第四百六条 連合の経費の決定 1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千二十二年及び二十三年については三千八百八十九万三十三スイス・フラン並びに二千二十四年及び二十五年については三千九百五十一万二千二百七十三スイス・フランを超過してはならない。二十五年に予定される大会議が延期される場合には、同年よりも後の各年についても後者の最高限度額が適用される。 2 次回の大会議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費	万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

用、大会議の期間における書類の作成費等）は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当（勤務地手当を含む。）の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会（特に緊急の場合には、国際事務局局長は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかつた修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第十六条 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十四年三月一日に効力を生じ（例外として、第十五条の規定は、二千二十四年一月一日に効力を生ずる。）、無期限に効力を有する。

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十三年十月五日にリヤドで作成した。

万国郵便連合一般規則の第五追加議定書

ドバイにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3及び5の規定の適用があることを条件として、一般規則に対する次の改正を採択した。

第一条

一般規則第一百一条を次のように改める。

第一百一条 大会議及び臨時大会議の組織及び会合

1 加盟国の代表者は、前回の大会議が開催された年の終了後四年以内に、大会議として会合する。

2 加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができない。

3 大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定がされた国

において開催することができないことが判明した場合には、管理理事会は、大会議の開催される国を、当該指定がされた国と合意の上で指定することができる。この3の規定は、大会議への遠隔での参加を許可し、又は制限する大会議内部規則のいかなる規定の適用も妨げるものではない。

4 招請政府は、国際事務局と合意の上大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介によって送付することができる。

5 招請政府なしに大会議を開催しなければならない場合には、国際事務局は、管理理事会の同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し、及び組織するために必要な措置をとる。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。

6 臨時大会議の開催地は、その開催を決議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。

7 2から5まで及び次条の規定は、臨時大会議について準用する。

第二条

一般規則第一百五条を次のように改める。

第一百五条 連合の機関のオブザーバー 1 次の者は、大会議、管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請される。

1.1 国際連合
1.2 地域連合
1.3 諮問委員会の委員
1.4 大会議の決議又は決定により、連合の会合にオブザーバーとして参加することを許

可された団体

2 次の者は、第七十一条の規定に従って管理理事会により正当に指定された場合には、特別のオブザーバーとして大会議の特定の会合に参加するよう招請される。

2.1 国際連合の専門機関及び他の政府間機関
2.2 国際機関、団体若しくは企業又は資格のある者

3 1に規定するオブザーバーに加えて、管理理事会及び郵便業務理事会は、連合及びその機関にとって利益となる場合には、内部規則に従って、当該各理事会の会合に参加する特別のオブザーバーを指定することができる。

第三条

一般規則第一百六条を次のように改める。

第一百六条 管理理事会の構成及び運営 1 管理理事会は、四十一の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 大会議を開催する加盟国は、当然に議長国となる。大会議を開催する加盟国が議長国となる権利を放棄した場合には、大会議を開催する加盟国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、管理理事会は、大会議を開催する加盟国の属する地理的集団に属する理事国の一を議長国に選出する。

3 管理理事会の議長国を除く四十の理事国は、大会議が衡平な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少なくとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として連続して三回の大会議によって選出されること

はできない。第一段から第三段までの規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成する表において太平洋諸島の国及び地域として定められている加盟国の属する地理的集団については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

4 管理理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。管理理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

5 第一百十条に別段の定めがある場合を除くほか、管理理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 管理理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチームその他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第四条

一般規則第一百十条を次のように改める。

第一百十条 旅行の費用の償還及び議長に対する手当の支払

1 管理理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、同理事会及び国際連合がそれぞれ作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。鉄道又は当該他の方法による旅行の費用について償還される額は、エコノミー・クラ

スの往復航空切符の代金を超えないものとする。これと同様の権利は、同理事会の委員会又は他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会又は他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。

2 さらに、1に規定する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国が管理理事会の議長国である場合には、当該加盟国の一人の代表者は、その資格において同理事会、郵便業務理事会、連合の常設機関の調整委員会及び連合の積立制度に係る管理理事会の会合に参加するために、1に定める償還と同様のもの及び日ごとの滞在費(連合の職員に適用される条件を準用して支払われるもの)を受ける権利を有する。

第五条

一般規則第一百一十一条を次のように改める。

第一百一十一条 管理理事会の活動に関する情報

1 管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2 管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第六条

一般規則第一百十二条を次のように改める。

第一百十二条 郵便業務理事会の構成及び運営

1 郵便業務理事会は、四十八の理事国から成

るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

1の二 第一百十四条の規定並びにこの条及び郵便業務理事会内部規則に定める関連する手続に従って正当に選出された同理事会の理事国は、議長国となる。

1の三 国際事務局局長は、大会議の開会の八箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、加盟国として郵便業務理事会の議長国への立候補の届出をするよう要請する。当該立候補の届出は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。

1の四 立候補した加盟国に対する聴聞は、1の三に定める六箇月の期限の満了の後、かつ、大会議の前の最後の郵便業務理事会の会期の間に、同理事会の内部規則に定める特定の手続に従って行われる。聴聞は、全ての加盟国に対して開かれたものとし、並びに第五十条の関連する規定及び当該内部規則に従い非加盟国のオブザーバーに対しても開かれたものとすることができる。立候補した各加盟国は、同理事会に関する展望を含む簡潔な陳述を行うものとし、その後、質疑応答が行われる。立候補した各加盟国には、等しく時間が割り当てられるものとする。一の加盟国のみが立候補する場合には、聴聞は開催されない。

2 郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。各地理的集団の理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。前段及び中段の規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成する表において太平洋諸島の国及び地域として定め

られている加盟国の属する地理的集団については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

3 郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

4 第一百十六条に別段の定めがある場合を除くほか、郵便業務理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

5 郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチーム、利用者の資金提供による補助機関その他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第七条

一般規則第一百十六条を次のように改める。

第一百十六条 旅行の費用の償還及び議長に対する手当の支払

1 郵便業務理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、国際連合の作成する表において後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。鉄道又は当該他の方法による旅行の費用について償還される額は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。

2 さらに、1に規定する表において後発開発途上国に分類されている加盟国が郵便業務理事会の議長国である場合には、当該加盟国の一人の代表者は、その資格において同理事会、管理理事会及び連合の常設機関の調整委員会に参加するために、1に定める償還と同様のもの及び日ごとの滞在費(連合の職員に適用される条件を準用して支払われるもの)を受ける権利を有する。

第八条

一般規則第一百七条を次のように改める。

第一百七条 郵便業務理事会の活動に関する情報

1 郵便業務理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2 郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。

3 郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書(第五百十三条に規定する利用者の資金提供による補助機関に関する報告を含む。)を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第九条

一般規則第二百二十二条を次のように改める。

第二百二十二条 諮問委員会の権限

1 諮問委員会は、次の権限を有する。

1.1 管理理事会及び郵便業務理事会並びにこれらの理事会のそれぞれの機関の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対

象となつてゐる事項の秘密性が要求される場合には、第九条^{2.3}及び第一百五条^{2.3}の規定に従ひ、例外的に、受領する書類を制限することができる。

1.2 諮問委員会の委員にとつて重要な問題についての研究を推進し、及び当該研究に対して貢献すること。

1.2の二 管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に關係する場合に郵便業務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、加盟国の政府当局又はその指定された事業体と連携する可能性も含め、諮問委員会の委員が關係する郵便分野の活動の実施を調整し、及び円滑にすること。

1.3 郵便分野に関する問題を検討し、並びにこのような問題に関して議案、見解及び報告書の形で管理理事会及び郵便業務理事会並びに適当な場合にはこれらの理事会のそれぞれの機関に対して検討の結果を提供すること。

1.4 第一百七条^{1.2}及び第一百三條^{1.7}に定めるところにより、管理理事会が承認することを条件として及び同理事会の名において、並びに問題が郵便業務理事会に關係する場合には郵便業務理事会が検討し及び意見を述べることを条件として、大会議に対し議案及び報告書を提出すること。

第十条

一般規則第二百二十六条を次のように改める。

第二百二十六条 諮問委員会の活動に関する情報

1 諮問委員会は、各会期の後に、同委員会の

活動に関する情報を、特に同委員会の会合の議事概要並びに勧告及び意見を管理理事会及び郵便業務理事会の議長に送付することによって、これらの理事会に対し提供する。また、同委員会の議長又は他の指名された同委員会の代表者は、管理理事会及び郵便業務理事会のそれぞれの本会議において、同委員会の活動に関する報告を行う。

2 諮問委員会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会及び郵便業務理事会のために作成する。当該年次報告書は、第一百一條及び第一百七條の規定に従つて加盟国、その指定された事業体及び地域連合に提供される管理理事会及び郵便業務理事会の書類に含める。

3 諮問委員会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国及びその指定された事業体に送付する。

第十一条

一般規則第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十七条 国際事務局局長及び国際事務局次長の選挙

1 国際事務局局長及び国際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、四年を下回らないものとし、一回に限つて更新することができる。国際事務局局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

2 国際事務局局長は、大会議の開会の八箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合には国際事務局局長及び国際

事務局次長の職への立候補の届出をするよう要請する。通知書には、在任中の国際事務局局長及び国際事務局次長が任期の更新について関心を有するか否かについても記載する。立候補の届出は、履歴書とともに、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。候補者は、立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。国際事務局は、大会議のために必要な書類を作成する。国際事務局局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票によつて行う。選挙は、まず、国際事務局局長の職について行う。

2の二 国際事務局局長及び国際事務局次長の職への候補者に対する聴聞は、2に定める六箇月の期限の満了の後、かつ、大会議の前の最後の管理理事会の会期の間に、同理事会の内部規則に定める特定の手續に従つて行われる。聴聞は、全ての加盟国に対して開かれたものとし、並びに第一百五條の関連する規定及び当該内部規則に従ひ非加盟国のオブザーバーに対しても開かれたものとする。ことができる。各候補者は、連合に関する展望を含む簡潔な陳述を行うものとし、その後、質疑応答が行われる。各候補者には、等しく時間が割り当てられるものとする。国際事務局局長又は国際事務局次長の職への候補者が一人のみである場合には、聴聞は開催されない。

3 国際事務局局長が欠けた場合には、国際事務局次長が当該国際事務局長について定められた任期の終了まで国際事務局長の職務を行う。この場合において、国際事務局次長は、国際事務局次長としての任期が前回の大会議によつて更新されておらず、かつ、国際事務

局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。 4 国際事務局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、管理理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。 5 国際事務局次長が欠けた場合には、管理理事会は、国際事務局長の提案に基づき、国際事務局のD2の等級の管理職の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。	事務局の能率に最大の注意を払い、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によつて占められるものとする。 3.3 また、国際事務局長は、新しい職員の任命に当たり、D2、D1及びP5の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならないことを考慮するものとする。 3.4 国際事務局の職員のD2、D1及びP5の等級への昇級については、国際事務局長は、3.3に規定する原則と同様の原則を適用する義務を負わない。 3.5 採用の過程においては、衡平な地理的配分及び言語並びに男女間の均衡を考慮することの要請よりも能力を優先する。 3.6 国際事務局長は、職員のP4からD2までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、管理理事会に通報する。 4 さらに、国際事務局長は、次の権限を有する。 4.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手續において仲介者として行動すること。 4.2 大会議において行われた決定を全ての加盟国政府に通報すること。 4.3 郵便業務理事会が定め、又は改正した施行規則を全ての加盟国及びその指定された事業体に通報すること。 4.4 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に管理理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た予算を加盟国	に通報し、これを執行すること。 4.5 連合の機関が要請する特定の活動及び連合の文書に定める特定の活動を行うこと。 4.6 策定された政策及び利用することができ資金の範囲内で、連合の機関が定める目標を達成するために措置をとること。 4.7 管理理事会又は郵便業務理事会に対し、意見及び議案を提出すること。 4.8 大会議の終了後、郵便業務理事会内部規則に従つて、大会議の決定の結果必要となる施行規則の改正に関する議案を郵便業務理事会に提出すること。 4.9 管理理事会のために、同理事会及び郵便業務理事会の指示に基づき、大会議に提出する連合の戦略案及び四年ごとの事業計画案を作成すること。 4.10 管理理事会の承認を得るため、前回の大会議で承認された連合の戦略に関する加盟国の実施状況についての四年ごとの報告書であつて次回の大会議に提出されるものを作成すること。 4.11 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。 4.11.1 連合と地域連合との間 4.11.2 連合と国際連合との間 4.11.3 連合と連合にとつて関心のある活動を行っている国際機関との間 4.11.4 連合と、連合の機関が当該機関の活動について協議すること又はその活動に参加させることを希望する国際機関、団体又は企業との間 4.12 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則	の特別の規定を考慮に入れた上で特に次の事項を監督すること。 4.12.1 連合の機関の活動の準備及び組織書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布 4.12.3 連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営 4.13 連合の機関の会合に出席し、投票権なしで審議に参加すること。もっとも、代理を出すことができる。 第十三条 一般規則第三百三十五条を次のように改める。 第三百三十五条 国際事務局の供給する 証票 第十四条 削除 一般規則第三百三十六条を次のように改める。 第三百三十六条 地域連合の文書及び特別取極 1 万国郵便連合憲章第九条の規定に基づいて締結された地域連合の文書及び特別取極は、当該地域連合の事務局又は当該事務局が行わない場合にはこれらを締結した国の一が国際事務局にこれらの写しを二通送付する。 2 国際事務局は、地域連合の文書及び特別取極が連合の文書に定める条件よりも公衆に不利な条件を定めないように監視するものとし、この2の規定により違反の存在を認めた場合には、これを管理理事会に通報する。 3 国際事務局は、この条に規定する地域連合及び特別取極の存在を加盟国及びその指定された事業体に通報する。 第十五条 一般規則第三百三十八条を次のように改める。
--	--	--	--

第百三十八条 連合の活動に関する年次報告書

国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、管理理事会の運営委員会の承認を得た上で、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び国際連合に当該年次報告書を送付する。

第十六条

一般規則第百四十六条を次のように改める。

第百四十六条 連合の経費の決定

1 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、二千二十六年から二千二十九年までについては三千九百五十一万二千二百七十スイス・フランを超過してはならない。二千二十九年に予定される大会議が延期される場合には、同年よりも後の各年についてもこの最高限度額が適用される。

2 次回の大会議の開催に係る経費(事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等)は、二百九十万スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

3 管理理事会は、国際連合がジュネーブにおいて勤務する国際連合の職員について適用することを認めた俸給額、年金掛金又は手当(勤務地手当を含む)の引上げを考慮して、1及び2に定める最高限度額の超過を認めることができる。

4 管理理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかわらず、管理理事会(特に緊急の場合には、国際事務局長は、国際事

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかつた修理の費用を支払うため、定められた最高限度額の超過を認めることができる。

ただし、超過額は、一年につき十二万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなった場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を必要とする事由については、協議の際に十分な説明を行う。

第十七条

一般規則第百四十七条を次のように改める。

第百四十七条 加盟国の分担金に関する規則

1 連合に加入し、又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

2 加盟国は、管理理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金をあらかじめ、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。この期限を経過した後は、未払金額については、連合のために、四箇月目から年五パーセントの割合の利子が生ずる。

3 加盟国が連合に対して負う分担金(未払分につき生ずる利子は含まない)の滞納額が、直前の二の会計年度に係る当該加盟国の分担金の額に等しいか又はこれを超える場合には、当該加盟国は、管理理事会が定めた手続に従い、他の加盟国に対して有する債権の全部又は一部を再び取り戻すことのないものと

して連合に譲渡することができる。当該債権の譲渡の条件については、当該加盟国、その債務国及び債権国並びに連合の間の合意に基づいて決定する。

4 法的な理由その他の理由により3に規定する譲渡を行うことができない加盟国は、連合とその滞納分の償還計画を取り決める責任を負う。それにもかかわらず、当該加盟国が当該償還計画に定める支払方法を含む条件を遵守しない場合には、当該加盟国による十分に正当と認められる請求に基づき、管理理事会が遅くとも大会議の前の最後の会期中に、この不遵守が例外的な状況によるものであったとの別段の決定をしない限り、当該加盟国は、次の大会議から大会議までの期間まで、連合と新たな償還計画を取り決めることができな

5 連合に対して負う分担金の滞納については、大会議又は管理理事会が決定する例外的な状況を除くほか、その滞納額の回収期間が十年を超えてはならない。大会議又は管理理事会が二十年を超える回収期間の支払に関する合意を承認する場合には、当該合意に署名した加盟国が滞納している分担金の年間の支払額は、当該加盟国の年間の分担金の額を下回ってはならない。

6 また、大会議又は管理理事会のうちいずれかの機関が決定する例外的な状況において、加盟国が未払の元金全額を支払った場合には、当該機関は、当該加盟国が支払うべき利子の全部又は一部を免除することができる。

7 同様に例外的な状況において、大会議又は管理理事会は、関係する加盟国から書面による請求があった場合には、当該加盟国が支払

うべき滞納金(これに係る利子を除く)の総額の少なくとも半分に相当する額を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

8 大会議又は管理理事会は、また、長年にわたる滞納金を有する加盟国から書面による請求があった場合には、当該加盟国が連合の年次経費に対する過去五年間(現会計年度を含む)の義務的な分担金(これに係る利子を除く)を支払うことを条件として、当該加盟国の滞納金の支払を例外的に免除し、及び当該加盟国に課されている自動的制裁を直ちに解除することを決定することができる。

8.1 8の規定の適用上、「長年にわたる滞納金」とは、連合の年次経費に対する義務的な分担金に関連する滞納金(利子を含む)であつて、過去の五の会計年度より長い期間について支払期限が到来したものをいう。

8.2 同様に、8の規定の適用上、特に第百五十一条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が長年にわたる滞納金を有する場合には、大会議又は管理理事会は、これらの加盟国の「過去五年間の義務的な分担金」について、当該加盟国の属する現行の分担等級を基礎として算定することを例外的に決定することができる。この場合には、当該分担等級の額に五を乗ずる。

9 第百五十一条1に規定する後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国が7及び8に規定する支払の取決めによつて利益を得ることを

認められる場合には、関係する加盟国が支払った額の五十パーセント以上は、当該加盟国に利益をもたらすことを目的とした連合主導の技術援助計画に充てられる。 10 7及び8に規定する例外的な支払の取決めの枠組みにおいて免除された元金又は利子は、取り消されず、連合は、適用される財政規則に従って当該元金又は利子を保留し、及びこれらについて引当金を計上する。関係する加盟国がその後自動的制裁を受ける場合には、当該元金又は利子は、連合によって当該加盟国の滞納金として直ちに再登録される。 11 加盟国は、管理理事会によって承認された滞納分の償還計画の枠内で、既に生じた、又は将来生ずる利子の全部又は一部を免除される。ただし、その免除については、最長十年の合意される期間内において償還計画を完全にかつ遅滞なく実施することを条件とする。 12 3から11までの規定は、国際事務局が言語集団に属する加盟国に請求する翻訳の費用について準用する。 13 国際事務局は、請求書をその支払期日の遅くとも三箇月前に加盟国に送付する。請求書の原本は、関係する加盟国が通報する正確な所在地宛てに送付される。請求書の電子的な写しは、事前の通報又は注意の喚起として電子メールにより送付される。 14 国際事務局は、また、特定の請求書に係る延滞利子を加盟国に課することに、当該加盟国がその利子がいずれの請求に対応するものであるかを容易に識別できるよう、明確な情報を提供する。 第十八条 一般規則第百五十一条を次のように改める。	第百五十一条 分担等級 1 加盟国は、自国の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級の構成は、一単位等級から始まり、国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて定められた水準まで一単位等級ごとに上がる。加盟国は、当該分担率を考慮しつつ、自国の経済力に基づいて、自国の分担等級を選定する。国際連合が後発開発途上国と認める加盟国は、一分担単位の半額を支払う。国際連合が人口二十万未満の開発途上にある島嶼国と認める加盟国は、一分担単位の十分の一の額を支払う。 2 いずれの加盟国も、1に規定する分担等級に代えて、少なくとも大会議から大会議までの間に等しい期間継続することを条件として、一層大きい分担単位数の拠出を選定することができる。このような変更は、遅くとも大会議の際に公表するものとする。大会議から大会議までの期間が満了した時点において、当該加盟国は、自国の選定した一層大きい分担単位数の拠出の維持を決定しない限り、自動的に当初の分担単位数に戻る。追加の分担金の支払にに応じて経費も増加するものとする。 3 加盟国は、連合への加入又は加盟の際に、万国郵便連合憲章第二十條4に定める手続に従い、国際連合の経費配分に関する最新の分担率を考慮しつつ、自国の分担単位数を選定する。 4 国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を超えて支払を行う加盟国は、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を二分担単位の限度として引き下げる権利を有する。ただし、その引下げに当たっては、国際連合の経費配分に関する現行の分担率に基づくとしたらば支払うこととなる分担金の額を下回らないことを条件とする。分担単位数の当該引下げに係る経費については、8に定める手続に従い、加盟国が負担する。他方、国際連合の経費配分に関する最新の分担率に基づいて算定される自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国は、現行の分担率の水準に達するまで、大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるよう要請される。その要請に応じない加盟国は、8に定める手続に基づく分担単位の減額による利益を受けない。 5 国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、管理理事会は、当該加盟国の請求に応じて次回の大会議までの期間中一回に限り、一段階低い分担等級への一時的な変更を認めることができる。 6 5の規定の適用による分担等級の一時的な変更は、二年（二年以内に次回の大会議が開催される場合には、当該大会議までの期間）を限度とする期間に限って、管理理事会が認めることができる。この期間が満了した時点において、関係する加盟国は、自動的に当初の分担等級に戻る。 7 一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。	8 国際事務局は、次の条件に従って、関連する基準分担単位数及び減額分担単位数を計算する。 8.1 総分担単位数の減少（注が生ずる場合には、その結果生ずる基準分担単位数（減額されていない分担単位数）及び減額分担単位数の増加分は、全ての加盟国が現行の基準分担単位数及び減額分担単位数に比例して連帯して負担する。 注 この規定の適用上、「総分担単位数の減少」とは、各加盟国が決定する分担単位数の減少分を合算したものを指す。 8.2 総分担単位数の増加（注が生ずる場合又はその後加盟国が減額分担単位数による利益を得る資格を失う場合には、いずれの更なる減額分担単位数の減少も、自国の経済力以上の水準で支払を行う加盟国及び自国の経済力を下回る水準で支払を行う加盟国であって大会議から大会議までの期間ごとに自国の分担単位数を少なくとも二分担単位引き上げるもののみが利益を得るものとする。 注 この規定の適用上、「総分担単位数の増加」とは、各加盟国が決定する分担単位数の増加分を合算したものを指す。 9 8に定める手続は、(i) 5及び6に規定する例外的な状況又は(ii) 管理理事会が決定する連合の経費の調整のいずれかの結果生じた基準分担単位数及び減額分担単位数の変更については適用しない。この場合において、これらの変更に係る経費は、現行の基準分担単位数及び減額分担単位数に比例して配分され、全ての加盟国が連帯して負担する。
---	--	---

第十九条 この追加議定書の効力発生及び有効期間 この追加議定書は、二千二十七年一月一日に効力を生じ(例外として、第三条、第四条、第七条、第九条、第十六条及び第十八条の規定並びに第六条によつて改正される一般規則第百十二条4の規定は、二千二十六年一月一日に効力を生ずる。)、無期限に効力を有する。	2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 2.1 重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物 2.2 重量二キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物 2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物 2.4 削除 3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 3.1 重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物 3.2 この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物 3.3 削除 4 通常郵便物は、この条約の施行規則に従つて、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の双方により分類される。 5 通常郵便物は、4に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物(P)、大型郵便物(G)、巨大郵便物(E)又は小形包装物(E)に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、この条約の施行規則に定める。 6 2及び3に定める重量制限を超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。 7 加盟国は、その指定された事業体が、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 8 重量二十キログラムを超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従つて、	特定の小包郵便物について任意に適用する。 第二条 条約第十八条を次のように改める。 第十八条 追加の業務 1 加盟国は、次の義務的かつ追加の業務の提供を確保する。 1.1 書類のみを包有する自国から発送する又は自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務 1.2 削除 1.3 物品を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務 2 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。 2.1 通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務 2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務 2.3 書類を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物並びに書類又は物品を包有する自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務 2.4 書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務 2.5 通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便物の配達業務 2.6 取扱困難な小包に係る業務 2.7 一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の発送業務 2.8 当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合	における物品の返送業務 2.9 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋に係る業務 3 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。 3.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もつとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。 3.2 国際返信切手券業務。国際返信切手券は、全ての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。 3.3 書留通常郵便物及び保険付通常郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。 4 1から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。 5 指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合に、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。 5.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達
以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が一般規則中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。 二千二十五年九月十九日にドバイで作成した。 万国郵便条約の第一追加議定書 リヤドにおいて臨時大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3の規定の適用があることを条件として、万国郵便条約(以下「条約」という。)に対する次の改正を採択した。 第一条 条約第十七条を次のように改める。 第十七条 基礎業務 1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。	2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 2.1 重量二キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物 2.2 重量二キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物 2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物 2.4 削除 3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 3.1 重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物 3.2 この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物 3.3 削除 4 通常郵便物は、この条約の施行規則に従つて、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の双方により分類される。 5 通常郵便物は、4に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物(P)、大型郵便物(G)、巨大郵便物(E)又は小形包装物(E)に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、この条約の施行規則に定める。 6 2及び3に定める重量制限を超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。 7 加盟国は、その指定された事業体が、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 8 重量二十キログラムを超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従つて、	特定の小包郵便物について任意に適用する。 第二条 条約第十八条を次のように改める。 第十八条 追加の業務 1 加盟国は、次の義務的かつ追加の業務の提供を確保する。 1.1 書類のみを包有する自国から発送する又は自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務 1.2 削除 1.3 物品を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務 2 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。 2.1 通常郵便物及び小包に係る保険付郵便業務 2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務 2.3 書類を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物並びに書類又は物品を包有する自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務 2.4 書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務 2.5 通常郵便物及び小包に係る料金・課金別納郵便物の配達業務 2.6 取扱困難な小包に係る業務 2.7 一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の発送業務 2.8 当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合	における物品の返送業務 2.9 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋に係る業務 3 次の三の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。 3.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もつとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。 3.2 国際返信切手券業務。国際返信切手券は、全ての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。 3.3 書留通常郵便物及び保険付通常郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。 4 1から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。 5 指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合に、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。 5.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達

5.2 通常郵便物の締切時刻後の引受け 5.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の引受け 5.4 差出人の住所からの取集 5.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付 5.6 留置 5.7 重量五百グラムを超える通常郵便物(盲人用郵便物を除く)の保管及び小包郵便物の保管 5.8 到着通知書への回答としての小包の配達 5.9 不可抗力による危険に対する負担 5.10 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の配達 第三条 この追加議定書の効力発生及び有効期間 この追加議定書は、二千二十五年一月一日に効力を生じ(例外として、第二条によって改正される条約第十八条1.1及び1.2の規定は、二千二十六年一月一日に効力を生ずる)、無期限に効力を有する。 以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。 二千二十三年十月五日にリヤドで作成した。 万国郵便条約の第二追加議定書 ドバイにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国の政府の全権委員は、千九百六十四年	七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十九条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3及び5の規定の適用があることを条件として、万国郵便条約(以下「条約」という。)に対する次の改正を採択した。 第一条 条約第四条を次のように改める。 第四条 継続しの自由 1 万国郵便連合憲章第一条に規定する継続しの自由の原則により、加盟国は、その指定された事業者が他の指定された事業者から引き渡される開袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。 2 伝染性物質又は放射性物質を包有する郵便物の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの郵便物の継続しを認めないことができる。通過国である加盟国は、開袋継続しについて、印刷物(定期刊行物、雑誌等)及び小形包装物であつて、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様に継続しを認めないことができる。また、M郵袋は、開袋継続しが認められない。 3 小包についての継続しの自由は、連合の全領域において保障される。 4 加盟国が継続しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務の提供を中止する権利を有する。	第二条 条約第六条を次のように改める。 第六条 郵便切手 1 「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。 2 郵便切手は、 2.1 連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、及び流通する。 2.2 主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物に貼り付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。 2.3 料金納付又は収集のため、発行する加盟国又は地域においてその法令に基づき通用する。 2.4 発行する加盟国又は地域の全ての利用者が入手可能なものでなければならぬ。 3 郵便切手は、次のものを含む。 3.1 ローマ文字で記載された発行する加盟国若しくは地域の名称(註又は発行する加盟国若しくは地域から万国郵便連合国際事務局に要請がある場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、当該加盟国若しくは地域を公式に代表する略号若しくは頭文字 注 切手を発明した国であるグレートブリテン及び北アイルランド連合王国には例外が認められる。 3.2 次のもので記載された額面 3.2.1 原則として、発行する加盟国若しくは	地域の通貨又は文字若しくは記号 3.2.2 その他の識別のための特徴 4 郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。 5 郵便切手の主題及び意匠は、 5.1 万国郵便連合憲章前文の精神及び連合の機関が行う決定に従う。 5.2 加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。 5.3 加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。 5.4 政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。 5.5 加盟国又は地域にとって重要な意味を有するものとする。 6 連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合にのみ使用することができる。 7 加盟国は、新たな素材又は技術を使用した郵便切手を発行する前に、当該郵便切手と郵便物を処理する機械との適合性に関する必要な情報を国際事務局に提供する。同事務局は、他の加盟国及びその指定された事業体にその旨を通報する。 第三条 条約第九条を次のように改める。
--	--	---	--

第九条 違反行為	為	第十四条 業務の質
1 郵便物		0の二 業務の質
1.1 加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。	2.2.2 変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段を製造し、使用し、流布し、商用化し、配布し、頒布し、輸送し、展示し、又は掲示する行為（力タログ及び広告目的のものを含む。）	00二.1 業務の質には、効率的で利用しやすく、質の高い普遍的な郵便業務を確保するため、業務の提供のあらゆる側面に焦点を当てた活動を含むものとする。
1.1.1 麻薬、向精神薬及び危険物を郵便物に入れること。ただし、この条約及びその施行規則がこれらを郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。	2.2.3 既に使用した郵便料金納付の手段を郵便目的で使用し、又は流布する行為	00二.2 業務の質に関する活動には、電子商取引並びに需要及びサプライチェーンの管理に焦点を当てた強固な、かつ、信頼し得るネットワークによって推進される評価、質の改善、認証及び遵守に関する活動を含むが、これらに限定されない。
2 郵便料金納付及びその手段		0の三 業務の質に関する基準及び目標
2.1 加盟国は、次に掲げる郵便料金納付の手段に関する違反行為を防止し、抑圧し、及び処罰するために必要な全ての措置をとることを約束する。	3.1 処罰については、関係する郵便料金納付の手段が国内のものであるか外国のものであるかを問わず、2に規定する行為の間に差別を設けてはならない。この規定は、法令上又は条約上の相互主義についての規定の対象とならない。	00三.1 加盟国又はその指定された事業体は、この条約の施行規則に従い、書類を包有する自国宛ての通常郵便物（義務的な追跡を伴うもの及び義務的な追跡を伴わないもの）の配達に関する基準及び目標を定め、公表し、及び更新する。
2.1.1	第四十条	00三.2
通用中の又は通用が廃止された郵便切手	第十二条 外国における通常郵便物の差出し	加盟国又はその指定された事業体は、適切な通報類集において定めるとおり、物品を包有する自国宛ての追跡郵便物の配達に関する基準及び目標を定め、公表し、及び更新する。
2.1.2 郵便料金納付の印影	1 いずれの指定された事業体も、自己の属する加盟国の領域内に居住する差出人が外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるために当該外国において差し出し、又は差し出させる通常郵便物を送達し、又は受取人に配達する義務を負わない。	00三.3
2.1.3 料金計器又は印刷機による印影	2 1の規定は、差出人の居住国において準備された後に国境を越えて搬出された通常郵便物又は外国において作成された通常郵便物のいずれについても、区別なく適用する。	加盟国又はその指定された事業体は、適切な通報類集において定めるとおり、物品を包有する郵便物の最も重要な名宛地に関する輸出の基準及び目標を定め、及び公表する。
2.1.4 削除	3 名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体に対し、内国料金の支払を請求する権利を有する。名宛側の指定された事業	00三.4
2.2 この条約の適用上、郵便料金納付の手段に関する違反行為とは、自己又は第三者のために不当な利得を得ることを意図して行われた行為（いずれの者によるかを問わない）であつて次に掲げるものをいうものとし、これらの行為は、処罰される。	第五十条 条約第十四条を次のように改める。	これらの基準及び目標については、通関に通常要する時間を考慮に入れるものと
2.2.1 郵便料金納付の手段を変造し、模造し、若しくは偽造する行為又は郵便料金納付の手段の不正な製造に係る不法な行		

し、内国業務の相当する郵便物について適用される基準及び目標よりも不利なものとしてはない。 加盟国又はその指定された事業体は、業務の質に関する基準の適用について評価する。 第三十五条 第六条 条約第十六条を次のように改める。 第十六条 郵便料金の免除	1.1 郵便料金の免除(郵便料金納付の免除) は、この条約に明文の定めのある場合に限って行う。もっとも、この条約の施行規則は、加盟国、指定された事業体又は地域連合が差し出し、かつ、郵便業務に関連する通常郵便物及び小包郵便物の郵便料金納付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、到着料及び到着の割当料金の支払の免除について定めることができる。また、地域連合、加盟国又は指定された事業体宛てに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物については、郵便料金を免除する。もっとも、差出側の加盟国又はその指定された事業体は、当該通常郵便物及び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。 2 2.1 通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金(航空割増料金を除く)を免除する。中立国内に
收容され、かつ、抑留されている交戦者は、この 2.1 の規定の適用上、捕虜とみなす。 2.2 2.1 の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じ、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民に宛てて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。 2.3 この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、2.1 及び 2.2 に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であつて、これらの機関が直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。 2.4 2.1 から 2.3 までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために收容所又は捕虜の代表者に宛てた小包については、この最大限度を重量十キログラムとする。 2.5 指定された事業体の間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。	3 盲人用郵便物 3.1 差出側の指定された事業体の内国業務において引き受けることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。 3.2 この条において、 3.2.1 「盲人」とは、自国において盲目であり、若しくは視覚に障害があるとして公式に登録され、又は世界保健機関の盲人若しくは視力の弱い者の定義に該当する全ての者をいう。 3.2.2 盲人のための機関とは、盲人のために業務を行い、又は公式に盲人を代表する全ての団体又は協会をいう。 3.2.3 盲人用郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物並びに盲人が盲目であることから生ずる問題を克服することを支援するために作成され、又は調整された各種の器具又は用品であつて、この条約の施行規則に定めるものを含む。 第七条 条約第十七条を次のように改める。 第十七条 基礎業務 1 加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 2 書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 2.1 重量一キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物
2.2 重量一キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物 2.3 重量七キログラムまでの盲人用郵便物 3 物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。 3.1 重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物 3.2 この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物 4 通常郵便物は、この条約の施行規則に従つて、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の双方により分類される。 5 通常郵便物は、4 に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物(p)、大型郵便物(c)又は小形包装物(e)に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、この条約の施行規則に定める。 6 2 及び 3 に定める重量制限を超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従つて、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。 7 加盟国は、その指定された事業体が、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。 8 重量二十キログラムを超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従つて、特定の小包郵便物について任意に適用する。 第八条 条約第十八条を次のように改める。 第十八条 追加の業務 1 加盟国は、次の義務的かつ追加の業務の提供を確保する。	万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書 六五

1.1 書類のみを包有する自国から発送する又は自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務 1.2 物品を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務 2 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。 2.1 小包及び書類のみを包有する優先通常郵便物に係る保険付郵便業務 2.2 通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務 2.3 書類を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物並びに書類又は物品を包有する自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務 2.4 書類のみを包有する書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務 2.5 物品を包有する郵便物に係る関税込持込渡し業務 2.6 取扱困難な小包に係る業務 2.7 一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の発送業務 2.8 当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務 2.9 重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋に係る業務	3 次の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。 3.1 基本的に任意である国際郵便料金受取人払業務。もっとも、同業務の返信に係る業務については、全ての加盟国又はその指定された事業体がこれを確保する義務を負う。 3.2 削除 3.3 書類のみを包有する書留通常郵便物及び保険付通常郵便物の受取通知。全ての加盟国又はその指定された事業体は、自国宛てのこれらの郵便物の受取通知を受理する。ただし、自国から発送するこれらの郵便物の受取通知に係る業務の提供は、任意とする。 3.4 小包郵便物に係る配達についての証明業務。全ての加盟国又はその指定された事業体は、配達についての証明業務を伴う自国宛ての小包郵便物を引き受ける。ただし、自国から発送する小包郵便物に係る配達についての証明業務の提供は、任意とする。 4 1から3までの業務及びこれらの業務に係る料金については、この条約の施行規則に定める。 5 指定された事業体は、内国制度において次の業務について特別料金を徴収する場合には、この条約の施行規則に定める条件に従い、国際郵便物について、内国制度における料金と同額の料金を徴収することができる。 5.1 重量五百グラムを超える小形包装物についての配達 5.2 通常郵便物の締切時刻後の引受け	5.3 郵便物の窓口通常取扱時間外の引受け 5.4 差出人の住所からの取集 5.5 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の交付留置 5.6 重量五百グラムを超える通常郵便物（盲人用郵便物を除く。）の保管及び小包郵便物の保管 5.7 到着通知書への回答としての小包の配達 5.8 不可抗力による危険に対する負担 5.9 通常郵便物の窓口通常取扱時間外の配達 5.10 第九条 条約第十九条を次のように改める。 第十九条 引き受けられない郵便物及び禁制 1 総則 1.1 この条約及びその施行規則に定める条件を満たさない郵便物は、引き受けない。詐欺行為を意図して又は支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出された郵便物は、引き受けない。 1.2 この条に規定する禁制の例外は、この条約の施行規則に定める。 1.3 全ての加盟国又はその指定された事業体は、この条に規定する禁制の範囲を拡大することができるとし、また、適切な通報類集にその禁制を記載した後、直ちに適用することができる。輸入（又は継越し）を禁止し又は条件付で認める物品の表の拡大又は修正を希望する加盟国又はその指定された事業体は、国際事務局に通知し、同事務局は、それに応じて適切な通報類集を更新する。	2 いずれの種類の郵便物にも入れてはならないもの 2.1 次の物品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 2.1.1 国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名宛国において禁止されているその他の不正な薬物 2.1.2 わいせつな又は不道徳な物品 2.1.3 偽造又は海賊版の物品 2.1.4 名宛国において輸入又は流布が禁止されているその他の物品 2.1.5 その性質上又はその包装のために、取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし、又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し、若しくは損傷するおそれのある物品 2.1.6 私的性質を有する書類であつて、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの 3 危険物 3.1 この条約及びその施行規則に規定する危険物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 3.2 不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 3.3 危険物は、相互に又は一方的に引き受けることについて同意を表明している加盟国の間において、国内の及び国際的な運送に関する規定及び規則に従うことを条件として、例外的に引き受けることができる。
--	--	--	--

4 生きた動物 4.1 生きた動物は、いずれの種類の郵便物にも入れてはならない。 4.2 次の動物は、例外的に、書留郵便物及び保険付郵便物を除く通常郵便物に入れることができる。 4.2.1 蜜蜂、水ひる及び蜚 4.2.2 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの 4.2.3 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの 4.3 次の動物は、例外的に小包に入れることができる。 4.3.1 生きた動物。ただし、生きた動物の郵便による運送が関係国の国内法令により認められる場合に限り。 5 小包における通信文の包有 5.1 次のものは、小包郵便物に入れてはならない。 5.1.1 記録文書を除く通信文であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるもの 6 硬貨、銀行券その他の貴重品 6.1 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、次の郵便物に入れてはならない。 6.1.1 保険付通常郵便物以外の通常郵便物 6.1.1.1 ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、6.1に規定する貴重品のうち書類に相当するものに限り、封筒に納め封かんの上、書留郵便物として発送することができる。 6.1.1.2 6.1.1の二 保険付通常郵便物。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合には、6.1に規定する貴重品のうち書類に相当するものに限り、封筒に納め封かんの上、保険付郵便物として発送することができる。 6.1.2 保険付小包以外的小包。ただし、差出国及び名宛国の法令上認められる場合は、この限りでない。 6.1.3 保険付小包以外的小包であって保険付小包業務を行う二国の間で交換されるものの 6.1.3.1 さらに、加盟国又は指定された事業体は、保険付小包であるかを問わず、自国の領域から発送され、若しくは自国の領域に到着する小包又は自国の領域を経由して開袋で継ぎ越される小包に金の地金を入れることを禁止し、及びこのような小包の内容品を一定の実価以下のものに限定することができる。 7 印刷物及び盲人用郵便物 7.1 印刷物及び盲人用郵便物については、通信文の要素の記載をしてはならず、また、このような要素を有する書類を包有してはならない。 7.2 印刷物及び盲人用郵便物については、消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証券又は有価証券を包有してはならない。ただし、郵便物が、その	返信のため、郵便物の差出人又は差出国若しくは名宛国におけるその代理人の住所が印刷され、かつ、郵便料金が前納されている郵便葉書、封筒又は帯紙を同封する場合を除く。 8 誤って引き受けられた郵便物の取扱い 8.1 誤って引き受けられた郵便物の取扱いについては、この条約の施行規則に定める。 ただし、2.1.1、2.1.2、3.1及び3.2に規定する物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名宛地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。2.1に規定する物品が継越しの際に郵便物の中から発見された場合には、この郵便物は、継越国の国内法令に従って取り扱われる。3.1及び3.2に規定する物品が運送途上において発見された場合には、関係する指定された事業体は、郵便物からこれらの物品を取り除き、廃棄することができる。当該指定された事業体は、引き受けられない物品の除去に関する情報を送付し、及び当該郵便物の残りを送達することができる。 第十条 条約第二十二条を次のように改める。 第二十二条 指定された事業体の責任及び賠償金 1 総則 1.1 次条に規定する場合を除くほか、指定された事業体は、次の事項について責任を負う。 1.1.1 書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しては、これらの郵便物の亡失、盗取又は損傷 1.1.2 配達不能の理由が示されていない書留郵便物、保険付郵便物及び普通小包に関しては、その返送 1.2 指定された事業体は、1.1.1及び1.1.2に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負わない。 1.3 指定された事業体は、この条約に定めのない場合については、責任を負わない。 1.4 書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失又は全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、当該郵便物の差出しのために納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。 1.5 支払うべき賠償金の額は、この条約の施行規則に定める額を超えることができない。 1.6 責任を負う場合には、間接の損害、実現されなかった利益及び精神的損害については、支払うべき賠償金の額の計算に当たっては、考慮しない。 1.7 指定された事業体の責任に関する全ての規定は、厳密であり、義務的であり、かつ、網羅的なものとする。指定された事業体は、いかなる場合（重大な過失があつた場合を含む。）においても、この条約及びその施行規則に定める限度を超える責任を負わない。 2 書留郵便物 2.1 差出人は、書留郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権	万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書
--	--	--

利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。 2.2 差出人は、書留郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。 3 普通小包 3.1 差出人は、普通小包の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、この条約の施行規則に定める額の賠償金を請求する権利を有する。差出人が同施行規則に定める額を下回る額を請求する場合には、指定された事業体は、当該下回る額を支払い、これに基づき他の関係する指定された事業体から償還を受けることができる。 3.2 差出人は、普通小包の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。 3.3 指定された事業体は、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに、この条約の施行規則に定める額を相互に適用することを取り決めることができる。 4 保険付郵便物 4.1 差出人は、保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷の場合には、原則として、保険金額の特別引出権(SDR)による額に相当する賠償金を請求する権利を有する。	4.2 差出人は、保険付郵便物の部分的盗取又は部分的損傷の場合には、原則として、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。賠償金の額は、いかなる場合にも、保険金額のSDRによる額を超えることができない。 5 差出人は、書留通常郵便物又は保険付通常郵便物が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのために納付した料金及び名宛国からの当該小包の返送によつて発生した費用の還付を請求する権利を有する。 6 差出人は、小包が配達不能の理由が示されずに返送された場合には、差出国での当該小包の差出しのために納付した料金及び名宛国からの当該小包の返送によつて発生した費用の還付を請求する権利を有する。 7 2から4までの規定が適用される場合には、賠償金は、郵便物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該郵便物の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該同種の物品の通常の価値を基礎として計算する。 8 書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の亡失、全部の盗取又は全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人又は場合により受取人は、これらの郵便物の差出しのために納付した料金及び課金(書留料及び保険料を除く。)の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した書留郵便物、普通小包及び保険付郵便物に関しても、当該不良状態が指定された事業体の責めに帰せられ、かつ、当該指定され	た事業体が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。 9 盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合には、2から4までの規定にかかわらず、受取人が当該賠償金を請求する権利を有する。差出人と受取人とが同一の場合には、その放棄を要しない。 10 差出側の指定された事業体は、自国の差出人に対し、書留郵便物及び保険付小包以外的小包について自国の法令に定める賠償金を、その額が2.1及び3.1に規定する賠償金の額を下回らないことを条件として、支払うことができる。名宛側の指定された事業体が受取人に対し賠償金を支払う場合についても、同様とする。ただし、次の事項については、2.1及び3.1に規定する額を適用する。 10.1 責任を有する指定された事業体に対する求償 10.2 差出人の権利の受取人のための放棄 11 二国間の合意がある場合を除くほか、調査請求の期限の経過及び指定された事業体に対する賠償金の支払(この条約の施行規則に定める期間及び条件を含む。)に関するいかなる留保も、付することができない。 第十一條 条約第二十三条を次のように改める。 第二十三条 加盟国及び指定された事業体の免責 1 指定された事業体は、書留郵便物、小包又は保険付郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自国の法令に定める条件に従つ	て配達したものである場合には、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任を負う。 1.1 郵便物の盗取又は損傷が配達の前又は配達の際に確認された場合 1.2 自国の規則により認められる場合において、盗取され、又は損傷した郵便物の配達を受ける際に受取人(差出元への返送の場合にあつては、差出人)が留保を付したとき。 1.3 自国の規則により認められる場合において、書留郵便物が郵便受箱に配達された後、受取人が当該書留郵便物を受領していないことを申し出たとき。 1.4 受取人(差出元への返送の場合にあつては、差出人)が、小包又は保険付郵便物を正規に受領した場合においても、当該小包又は保険付郵便物を配達した指定された事業体に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出て、盗取又は損傷が配達の後を生じたものでないことを立証したとき。〔遅滞なく〕の語は、国内法令に従つて解釈する。 2 加盟国及び指定された事業体は、次の場合には、責任を負わない。 2.1 第十八条5.9の規定が適用される場合を除くほか、不可抗力による場合 2.2 加盟国及び指定された事業体の責任に関して別段の証拠がなく、かつ、加盟国及び指定された事業体が不可抗力による業務書類の損傷のために郵便物について説明することができない場合 2.3 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は内容品の性質から生じたものである場合
---	--	---	---

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

2.4 郵便物が第十九条の禁制に抵触する場合 2.5 郵便物が名宛国の法令に基づいて差し押さえられた場合において、その旨を名宛側の加盟国又はその指定された事業体が通報したとき。 2.6 保険付郵便物につき、内容品の実価を超える保険金額の詐欺表記がされている場合 2.7 差出人が郵便物の差出しの日の翌日から起算して六箇月以内に調査請求を行わなかった場合 2.8 捕虜又は抑留された文民が発受する小包である場合 2.9 差出人が、賠償金を受け取る目的で不正な意図をもって行動した疑いがある場合 3 加盟国及び指定された事業体は、税関への申告の内容(形式のいかんを問わない。)について、及び税関検査に付される郵便物の検査の際に税関の行った決定について、いかなる責任も負わない。 第十二条 条約第七部Aの表題及び第二十七条を次のように改める。 第七部 補償金 A 補償金及び継越料についての総則 第二十七条 継越料 1 二の指定された事業体の間又は同一加盟国の二の郵便局の間で他の指定された事業体の業務(第三国業務)の仲介によって交換される開袋及び開袋継越郵便物については、継越料を支払う。継越料は、陸路継越し、海路継越し及び航空路継越しの業務の実施に対する報酬とする。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用される。	2 二の指定された事業体の間又は同一国の二の郵便局の間で一又は二以上の他の指定された事業体の陸運業務によって交換される小包については、当該陸運業務に参加する指定された事業体のため、距離段階に応じて、この条約の施行規則に定める継越しの陸路割当料金を課する。 2.1 仲介する指定された事業体は、開袋継越小包につき一個ごとに、この条約の施行規則に定める単一の陸路割当料金を請求することができる。 2.2 継越しの陸路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。 第十三条 条約第二十七条の次に次の一条を加える。 第二十七条の二 補償金(総則) 1 この条約の施行規則に定める免除の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの指定された事業体から郵便物を受領した指定された事業体は、受領した郵便物に係る費用に対する補償金を差出側の指定された事業体から受け取る権利を有する。 2 国及び地域は、その指定された事業体による補償金に関する規定の適用のため、大会議の決議C四/二〇二五により大会議が作成した表に従い、次のように分類される。 2.1 二千年より前に目標制度に参加した国及び地域(A集団) 2.2 二千年、二千年及び二千年の時点において目標制度に参加した国及び地域(B集団)
2.3 二千二十七年以降に目標制度に参加する国及び地域(C集団) 3 補償金は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとする。郵便業務理事会は、監視システムに参加することを奨励し、及び業務の質に関する目標を達成した指定された事業体に報いるため、次条から第三十条まで及び第三十三条に定める補償金に加えて補償金の補足を認めることができる。また、同理事会は、業務の質が不十分な場合には、補償金を減額することができる。ただし、補償金は、次条から第三十条まで及び第三十三条に定める最低の補償金を下回ることとはできない。 4 名宛側の指定された事業体は、1に規定する補償金の全部又は一部を放棄することができる。 5 郵便業務理事会は、小形包装物(E)及び小包についての事前の電子データの提供に関する要求に対する指定された事業体の適合の程度に応じて、補償金の補足又は減額を認めることができる。 6 指定された事業体は、二者間又は多数者間の取決めににより、補償金の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。 7 指定された事業体は、非優先郵便物の交換について、優先郵便物の到着料率にパーセントの任意の割引率を適用することができる。 8 内国制度の直接利用 8.1 原則として、A集団の国の指定された事業体は、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同じ条件により他の	の指定された事業体を利用することができるようにする。名宛側の指定された事業体は、差出側の指定された事業体が直接利用の条件を満たしているか否かを判断する。 8.2 B集団及びC集団の国の指定された事業体は、二年の試験的な期間の間、内国制度の条件を限られた数の指定された事業体を利用することができるようにすることができる。当該期間が満了した後、当該B集団及びC集団の国の指定された事業体は、内国制度の条件を利用することができるか、その後は内国制度の条件を全ての指定された事業体が継続的に利用することができるようにするかをいずれかを選択しなければならない。 8.3 B集団及びC集団の国の指定された事業体は、A集団の国の指定された事業体に対し、内国制度の条件の適用を要求する場合には、内国制度における料金その他の条件を、国内の利用者と同じ条件により全ての指定された事業体を利用することができるようにしなければならない。 9 二千二十七年以降に適用する料率に関し、保険付小包一個当たりの追加の補償金は、この条約の施行規則の規定に従い、一・五〇〇SDRとする。第三十三条1.2の規定に従って通報された料金に配達についての証明の料金を含む場合には、追加の補償金は、一個当たり〇・三〇〇SDRまで減額するものとする。第三十三条8.1の規定に基づき料金を適用する指定された事業体は、同条の規定に従い、〇・三〇〇SDR増額した金額を受領する。

第十四条

条約第二十八条を次のように改める。

第二十八条 到着料(総則)

1 通常郵便物(大量郵便物を含み、M郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く)の補償金は、名宛国における取扱いの費用を反映した一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。普遍的な業務の提供の一部である内国制度における優先郵便物に適用される料金は、到着料率の計算のための参考とする。

2 到着料率は、第十七条5の規定に基づく大きさ(型)による郵便物の分類を内国制度において適用する場合には、当該分類を考慮して計算する。

2.1 一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率は、小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)と巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)とで異なるものとする。

3 指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、その型又は内容品によって区分された郵袋を交換する。

4 国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、この条約の施行規則に定めるところによる。

5 二千二十六年については、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数(書類を包有する通常郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))については重量〇・二六五キログラムにつき六・三六通、巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)については重量〇・七三五キログラムにつき二・七〇通)に基づき、重量一キログラムごとの合算料率に

変換する。ただし、郵便物の流れが次のものである場合には、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の構成については、この条約の施行規則に定める条件に従って行われる標本抽出に基づくものとする。

5.1 A 集団の国の間の全ての郵便物の流れ

5.2 B 集団の国の間及びB 集団の国とA 集団の国との間の年間総重量が五十トンを超える郵便物の流れ

5.3 C 集団の国の間並びにC 集団の国とA 集団及びB 集団の国との間の年間総重量が七十五トンを超える郵便物の流れ

6 二千二十七年以降は、年間総重量が十五トンを超える郵便物の流れについて、通常郵便物は、その内容品によって、書類を包有する郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)又は小形包装物(E)ごとの差立便を作成することにより区分されるものとする。

6.1 郵便業務理事会は、型又は内容品によって区分された郵袋の交換のため、業務、統計及び決済に必要な追加の手続を定める。

6.1.1 A 集団の国の間の年間総重量が十五トンを下回る郵便物の流れ及び年間総重量が十五トンを超え、かつ、書類を包有する郵便物の年間総トン数が二十五トンを下回る郵便物の流れについては、名宛側の指定された事業体が、標本抽出に基づいて郵便物の通数を確定するための統計を用いた型及び内容品の区分を翌年の一月一日から適用する旨を、その前年の九月三十日まで他の指定された事業体に通報する場合には、当該区分が実施される。

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

6.2 通常郵便物が書類を包有する郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))と小形包装物(E)とに区分される場合には、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を組み合わせた料率は、次の書類を包有する郵便物及び小形包装物(E)それぞれの世界の平均通数に基づき決定される重量一キログラムごとの合算料率に変換する。

6.2.1 書類を包有する差立便(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))については、重量一キログラムにつき二十四・〇六通

6.2.2 小形包装物(E)を包有する差立便については、重量一キログラムにつき三・六六通

6.3 書類を包有する郵便物の年間総トン数が二十五トンを超える郵便物の流れについては、この条約の施行規則に定める条件に従って、標本抽出に基づいて決定される郵便物の通数を、6.2に定める郵便物の通数に代えて用いる。

6.3.1 C 集団の国が発送する年間総重量が十五トンから七十五トンまでの郵便物の流れについては、6.2に定める郵便物の通数及び第三十条5に定める最低の料率に基づいて決定される、書類を包有する郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))についての重量一キログラムごとの合算料率を次のとおり適用する。

6.3.1.1 二千二十七年については、重量一キログラムにつき一一・四九七SDR

6.3.1.2 二千二十八年については、重量一キログラムにつき一二・〇〇八SDR

6.3.1.3 二千二十九年については、重量一キログラムにつき一二・五四九SDR

6.3.1.4 二千三十年については、重量一キログラムにつき一二・二〇SDR

6.4 通常郵便物が書類を包有する郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))と小形包装物(E)とに区分される場合には、6.2に定める小形包装物(E)の通数については、この条約の施行規則に定める条件に従い全数調査又は標本抽出に基づいて決定される郵便物の通数をこれに代えて用いる。ただし、二千二十七年におけるC 集団の国が発送する年間総重量が十五トンから七十五トンまでの郵便物の流れについては、小形包装物(E)について重量一キログラムにつき五・〇五八SDRの料率を適用する。

7 二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、内容品によって区分されていない郵便物の流れについては、郵便物一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数(書類を包有する通常郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))については重量〇・二六五キログラムにつき六・三六通、小形包装物(E)については重量〇・七三五キログラムにつき二・七〇通)に基づき、重量一キログラムごとの合算料率に変換する。

7.1 郵便物の流れが年間総重量十五トンを超え、かつ、通常郵便物がその内容品によって区分されていない場合には、名宛側の指定された事業体は、この条約の施行規則に定める条件に従い、標本抽出に基づいて当該流れの構成を決定することができる。

7.2 C 集団の国が発送する郵便物の流れが年間総重量十五トンを超え、かつ、通常郵便物がその内容品によつて区分されていない場合には、^{6.3.1}及び次条^{15.3.1}の規定は適用しない。	9.4 二千二十九年については、重量一キログラムにつき一・三一六 S D R 9.5 二千三十年については、重量一キログラムにつき一・三七五 S D R	13 二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付識別子が付されていない小形包装物(E)、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物又は連合の技術標準 S 10 に適合しないバーコード付識別子が付された小形包装物(E)、書留郵便物、保険付郵便物及び追跡郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五 S D R とする。	16 は、この重量一キログラムごとの合算料率の計算には適用しない。 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。 第十五条 条約第二十九条を次のように改める。 第二十九条 到着料(巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の補償金の料率の決定についての規定)
8 C 集団の国が発送する郵便物の流れについては、次の重量一キログラムごとの合算料率を適用する。	10 書留郵便物一通当たりの追加の補償金は、二千二十六年については一・七四五 S D R、二千二十七年については二・五〇〇 S D R、二千二十八年については二・六一三 S D R、二千二十九年については二・七三一 S D R、二千三十年については二・八五四 S D R とする。	14 返送された配達不能の通常郵便物の補償金については、この条約の施行規則に定める。	1 総則 1.1 二千二十六年については、この条の規定を巨大郵便物(E)の補償金について同様に適用する。
8.1 二千二十六年については、年間総重量が七十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき六・四七二 S D R	11 書類を包有する保険付郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)一通当たりの追加の補償金は、二千二十六年については二・〇四五 S D R、二千二十七年については二・八〇〇 S D R、二千二十八年については二・九一三 S D R、二千二十九年については三・〇三一 S D R、二千三十年については三・一五四 S D R とする。郵便業務理事会は、提供される業務がこの条約の施行規則に定める追加的な特性を含む場合には、これらの業務及び他の補足的な業務のために補償金の補足を認めることができる。	15 到着料の計算においては、この条約の施行規則に定める条件に従つて大量に差し出される通常郵便物を「大量郵便物」という。	1.2 二千二十六年については、巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)の料率は、次条 1 の規定に従い、重量二百七十三グラムの小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)の料金(付加価値税及び他の税金を控除したもの)を基礎として計算する。
8.2 二千二十七年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき六・七六七 S D R	12 追跡郵便物一通当たりのサービスの特性に対する補足的な補償金は、この条約の施行規則に定める条件に従うことを条件とする。郵便業務理事会は、同施行規則に従い、情報の電子的な送信に係る達成度に応じて、追跡郵便物のために補償金の補足を認めることができる。	15.1 物品を包有する大量郵便物の補償金は、場合に依つて次条 1.2 又は 1.4 の規定に従つて設定される。	1.2.1 二千二十六年における料率は、重量二百七十三グラムの巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)に関し、二千二十五年と比較して十三パーセントを超える収入の増加をもたらすものであつてはならない。
8.3 二千二十八年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・〇七一 S D R	15.2 書類を包有する大量郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)の補償金は、第三十条の規定に従つて設定される。	15.3 名宛側の指定された事業体は、一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を適用した補償金を請求することができる。これに代えて、当該補償金は、次条及び第三十条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を基礎として、5 及び 7 に定める郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づき、重量一キログラムごとの合算料率の適用により設定することができる。	1.2.2 二千二十六年については、1.2 に定める料率は、一通当たり一・二六五 S D R 及び重量一キログラムにつき二・八四四 S D R を超えてはならない。
8.4 二千二十九年には、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・三八九 S D R	15.4 8 並びに次条^{15.3.1}及び 4 に定める条件は適用しない。	15.5 8 並びに次条^{15.3.6}及び 4 に定める条件	1.2.3 二千二十六年については、1.2 に定める料率は、一通当たり〇・八一九 S D R 及び重量一キログラムにつき一・八四二 S D R を下回るものであつてはならない。
8.5 二千三十年については、年間総重量が十五トンを下回る場合には、重量一キログラムにつき七・七二四 S D R	9 重量が五キログラム未満の M 郵袋については、到着料の計算においては重量五キログラムとみなす。M 郵袋について適用する到着料率は、次のとおりとする。	15.6 8 並びに次条^{15.3.6}及び 4 に定める条件	15.7 8 並びに次条^{15.3.6}及び 4 に定める条件
9.1 二千二十六年については、重量一キログラムにつき一・一五三 S D R	9.2 二千二十七年については、重量一キログラムにつき一・二〇五 S D R	9.3 二千二十八年には、重量一キログラムにつき一・二五九 S D R	9.4 二千二十八年には、重量一キログラムにつき一・二五九 S D R

1.2.4 これらの料率の計算に関するその他の条件については、この条約の施行規則に定める。	1.5.1 小形包装物(E)の平均重量を二百七十グラムとした上で、1.6の規定に従って得られる国別の料率の上限を超えてはならない。	1.5.6.1.2 二千二十九年については、一通常たり〇・九三五SDR及び重量一キログラムにつき二・一〇三SDR	る。これに代えて、対象となる指定された事業体は、適当な場合には、自己申告料率を1.6及び3の規定に適合する水準に引き下げることを選択することができる。
1.3 指定された事業体は、二千二十七年以降の年に適用する料率に関し、この条の規定に従って小形包装物(E)の補償金の料率を決定するため、同様の業務に適用される内国料金を国際事務局に通報する。	1.5.2 指定された事業体が内国業務において小形包装物(E)に相当するものとして取り扱う郵便物については、自己申告料率が適用される年の前年の五月一日に有効な一通当たりの内国料金の七十パーセント又は当該内国料金の8の規定の適用による割合を乗じた額を超えてはならない。	1.5.6.1.3 二千三十年については、一通常たり〇・九七七SDR及び重量一キログラムにつき二・一九八SDR	1.6.2 包装物の厚さに基づいて複数の内国料金が適用される場合には、重量二百五十グラムまでの郵便物については最も低い内国料金を、重量二百五十グラムを超える郵便物については最も高い内国料金を用いる。
1.4 さらに、指定された事業体は、二千二十六年については巨大郵便物(E)及び小形包装物(E)について、二千二十七年以降については小形包装物(E)のみについて適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率であって現地通貨又はSDRで表示されるものを、補償金の料率が適用される暦年の前年の五月一日を期限として国際事務局に通報することができる。同事務局は、毎年、現地通貨で通報された自己申告料率をSDRに換算する。同事務局は、SDRによる料率を計算するため、自己申告料率が適用される年の前年の二月末日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。算出された料率は、遅くとも自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに同事務局の回章によって通報される。	1.5.3 指定された事業体が内国業務において大きさ及び形状の最大寸法を定めている小形包装物(E)については、有効な一通当たりの内国料金を基礎とする。 1.5.4 全ての指定された事業体に通報される。 1.5.5 小形包装物(E)についてのみ適用する。 1.5.6 C集団の国からの郵便物の流れの年間総重量が七十五トンを超える場合には、C集団の国からの小形包装物(E)の流れに適用する。	1.6 小形包装物(E)に適用する一通当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率は、十一(同様の内国業務において、重量二十グラム、三十五グラム、七十五グラム、百七十五グラム、二百五十グラム、三百七十五グラム、五百グラム、七百五十グラム、千グラム、千五百グラム及び二千グラムの小形包装物(E)にそれぞれ適用される優先郵便物一通当たりの料金(税金を控除したもの)の七十パーセント又は当該料金に8の規定の適用による割合を乗じた額に相当する点)の線形回帰によって決定される国別の料率の上限を超えてはならない。	1.6.3 同様の内国業務において地帯別料金が適用される場合には、この条約の施行規則に定める中間の地点の料金を用いるものとし、隣接しない地帯についての内国料金は中間の地点の料金の計算から除外する。これに代えて、用いるべき地帯別料金の決定に当たっては、自国宛ての小形包装物(E)が実際に移動した加重平均距離(直近の暦年のもの)に基づいて計算することができる。
1.5 1.6の規定が適用されることを条件として、自己申告料率は、次のとおりとする。	1.5.6.1 C集団の国からの郵便物の流れの年間総重量が七十五トンを下回る場合であって、前条6に定める重量の基準を超える場合には、次の料率をC集団の国からの小形包装物(E)の流れに適用する。	1.6.1 自己申告料率が国別の料率の上限を超えているか否かを判断するため、小形包装物(E)の一通常当たりの重量を二百七十グラムとした上で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数に基づいて平均収入を計算することによって確認を行う。小形包装物(E)の一通常当たりの平均重量を二百七十グラムとした場合において、自己申告料率が国別の料率の上限を超えるときは、一通当たりの料率の上限及び重量一キログラムごとの料率の上限を適用す	1.6.4 同様の内国業務及びその料金が基礎業務の一部を成さない追加の業務(例えば、追跡、署名を伴う手交、保険)の要素を含み、かつ、これらの要素が1.6に規定する全ての重量に係る場合には、当該同様の内国業務における相当する追加の内国料金、当該追加の業務に係る料金又は連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金のうち最も低い料金を内国料金から控除する。追加の業務の全ての要素に係る控除の合計は、内国料金の二十五パーセントを超えてはならない。

2 1.6の規定に従って得られる国別の料率の上限を用いて計算された重量二百七十三グラムの小形包装物(E)についての収入が次に定める料率を用いて計算された同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも低くなる場合には、自己申告料率は、次の料率を超えてはならない。 2.1 二千二十六年については、一通常あたり ○・八一九SDR及び重量一キログラムにつき一・八四二SDR 2.2 二千二十七年については、一通常あたり ○・八五六SDR及び重量一キログラムにつき一・九二五SDR 2.3 二千二十八年については、一通常あたり ○・八九五SDR及び重量一キログラムにつき二・〇一二SDR 2.4 二千二十九年については、一通常あたり ○・九三五SDR及び重量一キログラムにつき二・一〇三SDR 2.5 二千三十年については、一通常あたり○・九七七SDR及び重量一キログラムにつき二・一九八SDR	3 1.6に定める料率の上限を考慮に入れることに加え、いずれの年における料率も、重量二百七十三グラムの小形包装物(E)に関し、前年と比較して十パーセントを超える収入の増加をもたらすものであってはならない。 3.1 二千二十七年以降に適用する料率については、前年以前のいかなる未使用の増加分についても繰り越すことができるものとし、3に定める増加分に加えて適用することができる。未使用の増加分の百分率の値
4 B集団の国の間の通常郵便物の流れ及びB集団の国からA集団の国への通常郵便物の流れの年間総重量が、二千二十六年については二十五トンを下回る場合及び二千二十七年以降については十五トンを下回る場合には、小形包装物(E)の料率は、次のとおり決定する。 4.1 二千二十六年については、1.2の規定に従う。 4.2 二千二十七年以降については、1.4に定める自己申告料率を適用する。ただし、重量二百七十三グラムの小形包装物(E)の自己申告料率を基礎として計算される収入が次に定める料率を基礎として計算される同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも高くなる場合には、次の料率を適用する。	5 郵便物一通常あたりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率は、当該比率の百分率の値の増減が前年の比率と比較して五を超えないものとする。二千二十七年に適用する料率については、このような比率についての制約はない。二千二十八年以降に適用する料率については、郵便物一通常あたりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率は、当該比率の百分率の値の増減が前年の比率と比較して二十を超えないものとする。 5.1 5の規定の適用において、郵便物一通常あたりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率が負の数値になつてはならない。 5.2 その他の仕様については、この条約の施行規則に定める。
6 ある暦年について小形包装物(E)に適用する料率を自己申告することを選択した指定された事業体がその翌暦年について異なる自己申告料率を通報しない場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率が引き続き適用される。当該指定された事業体は、2に定める最低の料率を徴収することができる。 6.1 ある暦年について小形包装物(E)に適用する料率を自己申告しないことを選択した指定された事業体がその翌暦年について自己申告料率を通報しない場合には、小形包装物(E)に適用する補償金の料率は、重量二百七十三グラムの小形包装物(E)に関し、1.6に定める料率の上限から算出される収入と、前年における郵便物一通常あたりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自	7 二千十八年における自国宛ての通常郵便物の年間総重量が七万五千トン(国際事務局に提供される関連する公式の情報その他公に利用可能な情報であつて同事務局が評価するものによる)を超える加盟国の指定された事業体は、小形包装物(E)に適用する料率を自己申告することができる。ただし、当該料率が適用される暦年において、B集団の国からの郵便物の流れであつて、二千二十六年については年間総重量が二十五トンを超えないもの及び二千二十七年以降については年間総重量が十五トンを超えないもの並びにC集団の国からの郵便物の流れであつて年間総重量が七

十五トンを超えないものを除く。当該指定された事業体は、また、当該加盟国への、当該加盟国からの及び当該加盟国と他の国との間における郵便物の流れについて、3に定める収入の増加に係る制限を適用しない権利を有する。

7.1 一の加盟国の指定された事業体が7の規定を援用する場合には、関連する他の全ての指定された事業体(7に規定するB集団又はC集団の国からの郵便物の流れに係る指定された事業体を含む。)も、同様に、3に定める収入の増加に係る制限を受けることなく、当該一の加盟国の指定された事業体に対し、小形包装物(E)の料率を自己申告することができ。

7.2 7.1の規定に基づいて自己申告料率を適用することを選択する関連する指定された事業体(7に規定するB集団又はC集団の国からの郵便物の流れに係る指定された事業体を含む。)は、7の規定を援用した指定された事業体との間で自己申告料率について同一の条件を相互に適用する。8.1及び8.2の規定は、関連する他の全ての指定された事業体にも適用される。

7.3 二千二十七年以降について、指定された事業体が1.4及び7.1の規定に基づいて自己申告料率を適用する場合には、一通当たりの料率と重量一キログラムごとの料率との間の比率は、同一でなければならない(百分率の値で〇・一の偏差は可能とする。)。費用と料金との比率の変更

8.1 7の規定に基づく選択をする指定された事業体を監督する権限のある当局が、小形

包装物(E)の取扱及び配達に費用の全部を賄うため、当該指定された事業体の自己申告料率は一通当たりの費用と料金との比率であつて内国料金の七十パーセントを超えるものを基礎としなければならないことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができる。ただし、当該比率は、七十パーセント又は現在有効な自己申告料率の計算に用いている費用と料金との比率のいずれか高い方の百分率の値に一を加えた値を超えてはならず、かつ、八十パーセントを超えてはならない。また、当該指定された事業体が1.4の規定に従つて国際事務局に対して行う通報とともに全ての補足的な情報を提供すること(当該当局が当該情報を書面により認証することを含む。)を条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる費用及び収入に関するその他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

8.2 C集団に分類された国の指定された事業体を監督する権限のある当局が、小形包装物(E)の取扱及び配達に費用の全部を賄うため、当該指定された事業体の料率の上限は一通当たりの費用と料金との比率であつて内国料金の七十パーセントを超える

もの基礎としなければならないことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができる。ただし、当該指定された事業体が1の規定に従つて国際事務局に対して行う通報とともに全ての補足的な情報を提供すること(当該当局が当該情報を書面により認証することを含む。)を条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる費用及び収入に関するその他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

もの基礎としなければならないことを決定する場合には、当該指定された事業体の費用と料金との比率は、七十パーセントを超えることができる。ただし、当該指定された事業体が1の規定に従つて国際事務局に対して行う通報とともに全ての補足的な情報を提供すること(当該当局が当該情報を書面により認証することを含む。)を条件とする。当該指定された事業体は、自国の権限のある当局の決定に基づいてその費用と料金との比率を引き上げる場合には、遅くとも引き上げた比率を適用する年の前年の五月一日までに、当該比率を国際事務局に通報する。具体的な比率の計算に用いる費用及び収入に関するその他の仕様については、この条約の施行規則に定める。

9 7の規定に基づいて料率を自己申告することを選択する指定された事業体は、これらの料率の導入の際に、無差別の原則に基づき、自国の規制当局の定める規則に従つて作成する相互に受入れ可能な二者間の商業上の取決めを通じて、かつ、実行可能な範囲内で、差出側の連合加盟国の指定された事業体が、名宛側の指定された事業体により既に公表されている内国業務における同様の業務についての料金であつて分量及び距離に応じて調整されたものを利用することができるようにすることを検討すべきである。

10 小形包装物(E)に適用する料率の自己申告に関する全ての追加の条件及び手続については、この条約の施行規則に定める。

11 この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第十六条

条約第三十条を次のように改める。

第三十条 到着料(書類を包有する通常郵便物(小型郵便物(P)及び大型郵便物(G))の補償金の料率の決定についての規定)

1 書類を包有する小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)の一通通当たりの補償金の料率及び重量一キログラムごとの補償金の料率は、それぞれ、重量二十グラムの小型郵便物(P)の料金及び重量百七十五グラムの大型郵便物(G)の料金(付加価値税及び他の税金を控除したもの)の七十パーセントを基礎として計算する。

2 郵便業務理事会は、型ごとに区分された郵袋の交換のため、料率の計算のために適用する条件並びに業務、統計及び決済に必要な手続を定める。

3 いずれの年における料率も、重量四十二・三グラムの小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)に関し、前年と比較して十三パーセントを超える到着料に係る収入の増加をもたらすものであってはならない。

4 小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)に適用する料率は、次の料率を超えてはならない。

4.1 二千二十六年については、一通当たり〇・四七三SDR及び重量一キログラムにつき三・六九二SDR

4.2 二千二十七年については、一通当たり〇・五〇八SDR及び重量一キログラムにつき三・九六九SDR

4.3 二千二十八年については、一通常あたり 〇・五四六SDR及び重量一キログラムに つき四・二六七SDR 4.4 二千二十九年については、一通常あたり 〇・五八七SDR及び重量一キログラムに つき四・五八七SDR 4.5 二千三十年については、一通常あたり〇・ 六三一SDR及び重量一キログラムにつき 四・九三一SDR 5 小型郵便物(P)及び大型郵便物(G)に適用 する料率は、次の料率を下回るものであつて はならない。 5.1 二千二十六年については、一通常あたり 〇・三四五SDR及び重量一キログラムに つき二・六九〇SDR 5.2 二千二十七年については、一通常あたり 〇・三六一SDR及び重量一キログラムに つき二・八一SDR 5.3 二千二十八年については、一通常あたり 〇・三七七SDR及び重量一キログラムに つき二・九三七SDR 5.4 二千二十九年については、一通常あたり 〇・三九四SDR及び重量一キログラムに つき三・〇六九SDR 5.5 二千三十年については、一通常あたり〇・ 四一二SDR及び重量一キログラムにつき 三・二〇七SDR 6 この条の規定については、いかなる留保も 付することができない。 第十七条 条約第三十一条を次のように改める。	
第三十一条 移行制度に参加している 国の指定された事業体へ の、このような国の指定 された事業体からの及び このような国の指定され た事業体の間における郵 便物の流れに適用される 到着料についての規定 削除 第十八条 条約第三十二条を次のように改める。 第三十二条 業務の質を改善するため の基金	1 到着料及び業務の質を改善するための基金 (以下「基金」という。)の目的に関連し、C集 団の国のうち後発開発途上国に分類された国 に対して全ての国が支払う到着料(M郵袋、 国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物 についての到着料を除く。)は、C集団の国の うち後発開発途上国に分類された国における 業務の質を改善するための基金への支払のた め、第二十八条から第三十条までに定める料 率の二十パーセント分増額される。C集団の 国の間においては、その増額分の支払は、行 わない。 2 C集団の国に分類された国(1)に規定する 後発開発途上国を除く。)に対してA集団の国 に分類された国が支払う到着料(M郵袋、国 際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物に ついての到着料を除く。)は、C集団の国に分 類された国(1)に規定する後発開発途上国を 除く。)における業務の質を改善するための基 金への支払のため、第二十八条から第三十条
までに定める料率の十パーセント分増額され る。 3 C集団の国に分類された国(1)に規定する 後発開発途上国を除く。)に対してB集団の国 に分類された国(二千十六年以降に目標制度 に参加した国を除く。)が支払う到着料(M郵 袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵 便物についての到着料を除く。)は、C集団の 国に分類された国(1)に規定する後発開発途 上国を除く。)における業務の質を改善するた めの基金への支払のため、第二十八条から第 三十条までに定める料率の十パーセント分増 額される。 4 C集団の国に分類された国(1)に規定する 後発開発途上国を除く。)に対してB集団の国 に分類された国のうち二千十六年以降に目標 制度に参加した国が支払う到着料(M郵袋、 国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物 についての到着料を除く。)は、C集団の国に 分類された国(1)に規定する後発開発途上国 を除く。)における業務の質を改善するための 基金への支払のため、第二十八条から第三十 条までに定める料率の五パーセント分増額さ れる。 5 B集団の国に分類された国のうち二千十六 年以降に目標制度に参加した国に対してA集 団及びB集団の国に分類された国が支払う到 着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物 及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、 一パーセント分増額される。その増額分 は、B集団及びC集団の国に分類された国の 業務の質を改善するために設立され、郵便業 務理事会が定める手続に従って管理される共	6 通基金に拠出される。 6 B集団の国に分類された国のうち二千十六 年以降に目標制度に参加した国に対してA集 団及びB集団の国に分類された国が支払う到 着料(M郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物 及び大量郵便物についての到着料を除く。)は、 〇・五パーセント分増額される。その増 額分は、特にC集団の国のうち国際連合に よって後発開発途上国に分類された国の業務 の質を改善するため、5に規定する共通基金 の一部として設立され、郵便業務理事会が定 める手続に従って管理される特別口座に拠出 される。 7 1から4までの規定に基づいて拠出され、 二千十八年に始まる四年の基金の基準年を通 じて累積された資金であつて未使用のもの は、5に規定する共通基金に移管される。た だし、郵便業務理事会が定める手続に従うも のとする。この7の規定の適用上、当該四年 の間に拠出された金額の最後の支払分を基金 が受領してから二年の間に、基金が承認した 業務の質を改善するための計画に使用されな かった資金のみが、当該共通基金に移管され る。 8 C集団の国における業務の質を改善するた めの基金への支払に充てる到着料の合計は、 各受益国について少なくとも年額二万SDR とする。この最低額に達するために必要な追 加の資金は、A集団及びB集団の国に対し、 交換する分量に応じて請求される。 9 郵便業務理事会は、基金の計画の資金調達 のための手続を採択し、又は改定する。 第十九条 条約第三十三条を次のように改める。

第三十三条 小包の補償金の料率の決定についての規定

1 総則

1.1 二千二十六年において二の指定された事業体の間で交換される小包については、この条約の施行規則に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金を適用して計算した到着の陸路割当料金を課する。

1.1.1 二千二十六年については、全世界的な最低の基本料金率は、重量五キログラムの小包一個当たり四・二五SDRに相当するものとする。当該全世界的な最低の基本料金率は、小包一個当たり二・八五SDRに重量一キログラム当たり〇・二八SDRを加える計算式の適用により得られる。指定された事業体は、少なくとも当該全世界的な最低の基本料金率を徴収する。

1.1.2 指定された事業体は、この条約の施行規則に従い、提供されたサービスの特性に基づいて、小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を四十パーセントまで引き上げることができる。

1.1.3 1.1に規定する陸路割当料金並びに1.1.1及び1.1.2に規定する基本料金率については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

1.1.4 到着の陸路割当料金は、各国の全領域について均一とする。

1.2 二千二十七年以降の年に適用する料率に

関し、指定された事業体は、小包の料率の上限を決定するため、同様の業務に適用される内国料金を国際事務局に通報する。

1.2.1 小包郵便物に適用する国別の料率の上限は、七点(同様の内国業務において、重量二百五十グラム、五百グラム、一キログラム、二キログラム、五キログラム、十キログラム及び二十キログラムの追跡を伴う小包郵便物にそれぞれ適用される優先小包一個当たりの料金(税金を控除したもの)の百パーセントに相当する点の線形回帰によって決定される。

1.2.2 指定された事業体が内国制度において小包に相当するものとして取り扱う郵便物の一個当たりの内国料金は、小包の補償金の料率が適用される年の前年の五月一日に有効なものであつて、小包郵便物について定められた大きさ及び形状の最大寸法に応じたものとする。

1.2.3 同様の内国業務において地帯別料金が適用される場合には、この条約の施行規則に定める中間の地点の料金を用いるものとし、隣接しない地帯についての内国料金は中間の地点の料金の計算から除外する。これに代えて、用いるべき地帯別料金の決定に当たっては、自国宛ての小包が実際に移動した加重平均距離(直近の暦年のもの)に基づいて計算することができる。

1.2.4 内国制度における優先小包一個当たりの料金がその重量ではなく、その大きさ又は寸法のみに基づいて決定される場合

には、この条約の施行規則に定める条件に従つて、当該料金は、1.2に定める値を決定するために用いられる。

1.2.5 C 集団の国の指定された事業体は、4に定める適用可能な規定に基づき、内国料金を通報しないことを選択することができる。

1.2.6 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、1.2に定める同様の内国業務において適用される優先小包一個当たりの料金を通報しない指定された事業体については、当該指定された事業体が前年に用いた当該料金を適用する。当該指定された事業体がそれまでのいずれの年にも、関連する優先小包一個当たりの料金を国際事務局に通報しなかった場合には、5に定める最低の料率を適用する。

1.2.6.1 料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、優先小包一個当たりの料金が前年に通報された当該料金と比較して減額されている場合には、国際事務局は、この条に規定する内国料金の減額に関して関係する指定された事業体から通報を受けるものとする。

1.3 さらに、指定された事業体は、翌暦年に小包に適用する一個当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率であつて現地通貨又はSDRで表示されるものを、補償金の料率が適用される暦年の前年の五月一日を期限として国際事務局に通報することができる。同事務局は、毎年、現地通貨で通報された自己申告料率をSDRに換算する。同事務局は、SDRに

よる料率を計算するため、自己申告料率が適用される年の前年の二月末日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。算出された料率は、遅くとも自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに同事務局の回章によって通報される。

2 自己申告料率は、小包の平均重量を四・六五キログラムとした上で、次のとおり決定される各年についての収入の上限を超えてはならない。

2.1 二千二十七年については、重量を四・六五キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の二十五パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の七十五パーセントとの合計

2.2 二千二十八年には、重量を四・六五キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の五十パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の五十パーセントとの合計

2.3 二千二十九年については、重量を四・六五キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の七十五パーセントと二千二十六年に有効な到着の陸路割当料金を基礎として計算される収入の二十五パーセントとの合計

2.4 二千三十年については、重量を四・六五キログラムとした上で、1.2に定める料率の上限を基礎として計算される収入の百パーセント

3.3 二千二十七年に適用する料率については、前年の収入は、重量を四・六五二キログラムとした上で、二千二十六年における1.1に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を基礎として計算されたものを、四十パーセント増額し、及び小包一個当たり一・二〇〇SDR減額したものとする。 3.3.1 3.3に定める一・二〇〇SDRの控除は、1.2.1の規定に基づく通報された内国制度の料金に配達についての証明を含む指定された事業体に対しては行わない。	3.2 2に定める各年についての収入の上限が前年の収入を十パーセント増額したもののよりも低い場合には、前年の収入を十パーセント増額した収入を2に定める収入の上限に代えて用いる。	3.1 2に定める各年についての収入の上限が前年の収入を二十パーセント増額したもののよりも高い場合には、前年の収入を二十パーセント増額した収入を2に定める収入の上限に代えて用いる。	3 年間の増減の最大値 2.5 2.1から2.4までの規定については、到着の陸路割当料金は、二千二十六年における1.1に定める小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を四十パーセント増額し、及び小包一個当たり一・二〇〇SDR減額したものとする。この一・二〇〇SDRの控除は、1.2.1の規定に基づく通報された内国制度の料金に配達についての証明を含む指定された事業体に対しては行わない。
4 二千二十七年以降に適用する料率については、C集団に分類された国の指定された事業体を監督する権限のある当局が1.2.1に定める内国料金が費用に応じて設定されていないと判断する場合には、当該指定された事業体は、1.1に定める二千二十六年の小包一個当たりの基本料金率及び重量一キログラムごとの基本料金率を、四十パーセント増額し、次いで小包一個当たり一・二〇〇SDR減額したものを2及び3に定める収入の上限に代えて用いることができる。二千二十八年以降に適用する料率については、この4の規定を援用する指定された事業体は、これらの料率を毎年四・五パーセント分ずつ引き上げることができる。 4.1 4に定める権限のある当局による判断は、料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、書面により国際事務局に提出されなければならない。 4.2 4の規定を援用する指定された事業体は、この条の規定に従って小包一個当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率を自己申告する。重量を四・六五二キログラムとした上で、これらの自己申告料率を基礎として計算される収入は、次の額を超えてはならない。	3.4 二千二十八年以降に適用する料率については、前年の収入は、重量を四・六五二キログラムとした上で、小包一個当たりの自己申告料率及び重量一キログラムごとの自己申告料率を基礎として計算されるものとする。	5 2から4までの規定に従って得られる収入の上限を用いて計算された重量四・六五二キログラムの小包についての収入が次に定める全世界的な最低の料率を基礎として計算された同等の重量の同様の郵便物についての収入よりも低くなる場合には、自己申告料率は、次の料率を超えてはならない。 5.1 二千二十七年については、一個当たり四・五六〇SDR及び重量一キログラムにつき四・四四八SDR 5.2 二千二十八年については、一個当たり四・七六五SDR及び重量一キログラムにつき四・四六八SDR 5.3 二千二十九年については、一個当たり四・九七九SDR及び重量一キログラムにつき四・四八九SDR 5.4 二千三十年については、一個当たり五・二〇三SDR及び重量一キログラムにつき四・五一一SDR 6 自己申告料率が2から4までに定める収入の上限を超えているかどうかを判断するため、小包の平均重量を四・六五二キログラムとした上で、収入を計算することによって確認を行う。通報された自己申告料率が2から4ま	4.2.1 二千二十七年については、一〇・六九七SDR 4.2.2 二千二十八年については、一一・一七七SDR 4.2.3 二千二十九年については、一一・六七九SDR 4.2.4 二千三十年については、一二・二〇四SDR
7 自己申告することを選択した指定された事業体はその翌暦年について異なる自己申告料率を通報しない場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率が引き続き適用される。当該指定された事業体は、5に定める最低の料率を適用することができる。 7.1 ある暦年について小包に適用する料率を自己申告しないことを選択した指定された事業体はその翌暦年について自己申告料率を通報しない場合には、補償金の料率は、2及び3に定める収入の上限を基礎とし、前年における小包一個当たりの自己申告料率と重量一キログラムごとの自己申告料率との間の比率と同一の比率を適用するか、	6.2 指定された事業体は、この条約の施行規則に従い、個々の特性を有するサービスを提供することによって6.1に定める額の全部又は一部を回収することができる。 ある暦年について小包に適用する料率を自己申告することを選択した指定された事業体は、その翌暦年について異なる自己申告料率を通報しない場合には、この条に定める条件を満たさない場合を除くほか、現行の自己申告料率が引き続き適用される。当該指定された事業体は、5に定める最低の料率を適用することができる。	6.1 6に定める小包一個当たりの自己申告料率は、この条約の施行規則に定める達成度に応じた報奨金の上限額を下回ることとはできない。この額は、遅くとも当該自己申告料率が適用される年の前年の七月一日までに国際事務局の回章によって公表される小包一個当たりの自己申告料率から控除される。	7.1 でに定める収入の上限を超える場合には、7.1の規定を適用する。これに代えて、対象となる指定された事業体は、自己申告料率をこの条の規定に適合する水準に引き下げることを選択することができる。

又は適当な場合には4の規定に従つて決定される。

8 二千二十七年以降の年に適用する料率に關し、配達についての証明を伴う小包の追加の補償金は、一個当たり一・二〇〇SDR又は内国制度において配達についての証明に適用される料金とする。当該補償金は、^{1.2.1}の規定に基づく通報された内国制度の料金に配達についての証明を含む指定された事業体に対しては支払われない。

8.1 内国制度における料金と同等の料金を適用する指定された事業体は、その時点において有効な当該料金(税金を控除したもの)を、当該料金を用いる料率が効力を生ずる年の前年の五月一日までに、国際事務局に通報する。同事務局は、SDRによる料率を計算するため、補償金が適用される年の前年の二月末日までの五箇月の期間に収集されたデータに基づく為替相場の月ごとの平均を用いる。適用される値は、^{1.3}に規定する回章と同一のものにおいてSDRで公表される。

9 名宛側の指定された事業体は、隣接しない地帯に配達される重量四・六五二キログラムの小包についての内国料金が^{1.2}に定める料率の上限の計算から除外された場合には、当該地帯に配達される郵便物について、この条約の施行規則に定める条件に従い、これらの料金の差に相当する額又はこの差額よりも低い額の自己申告料率に対する補足的な料率を適用することができる。

10 小包の海路運送に参加する指定された事業体は、海路割当料金を請求することができる。

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

る。この海路割当料金については、この条約の施行規則に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の指定された事業体が負担する。

10.1 海路割当料金は、利用される各海運業務につき、距離段階に応じて、この条約の施行規則に定める。

10.2 指定された事業体は、^{10.1}の規定に従つて計算される海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げることができ、指定された事業体は、自己の裁量により、海路割当料金を引き下げることができる。

第二十条

条約第三十五条を次のように改める。

第三十五条 国際郵便物の交換のための勘定の決済及び支払に 關する特別規定

1 この条約に従つて実施された業務に係る勘定の決済及び支払(郵便物の運送(配達を含む。))のための決済及び支払、名宛国又は継越国における郵便物の取扱いのための決済及び支払並びに郵便物の亡失、盗取及び損傷を補償するための決済及び支払を含む。は、この条約及び連合の他の文書の規定に基づき、また、これらの規定に従つて行われる。これらの決済及び支払については、連合の文書に定める場合を除くほか、指定された事業体による書類の作成を要しない。

2 指定された事業体は、第三条に規定する普遍的な郵便業務の提供及び国際的な郵便ネットワークの保全性を確保するため、連合の文書に従つて実施される業務について支払を行う。決済した後、指定された事業体が、関連

する連合の文書の規定に従い他のいずれかの指定された事業体に対して当該業務から生じた係争中でない債務を適時に支払うことができない場合には、債権者である指定された事業体は、基本的な政策及び原則に関する管理理事会の指針の範囲内で、この条約の施行規則に定める関連する手続に従つて郵便業務の提供を停止することができる。

第二十一条

条約第三十六条を次のように改める。

第三十六条 継越料、航空運送料及び割当料金の額を定めることについての郵便業務理事会の権限

1 郵便業務理事会は、この条約の施行規則に定める条件に従い、指定された事業体が支払う次の継越料、航空運送料、割当料金その他^{1.3}に規定する事項を定める権限を有する。

1.1 一又は二以上の仲介国による通常郵便の郵袋の取扱い及び運送のための継越料

1.2 航空郵便物に適用する基本料金率及び航空運送料

1.3 小包についての業務の達成度に関連した報奨金に関する事項

1.4 仲介国による小包の取扱い及び運送のための継越しの陸路割当料金

1.5 小包の海路運送のための海路割当料金

1.6 小包郵便による物品の返送業務の提供のための発送の陸路割当料金

に基づくものとする。決定された改正は、郵便業務理事会が定める日に効力を生ずる。

第二十二條 この追加議定書の効力発生及び有効期間

この追加議定書は、二千二十七年一月一日に効力を生じ(例外として、第四条、第五条、第十条、第十二条から第十九条まで及び前条の規定並びに第八条によつて改正される条約第十八条^{2.1}、^{2.4}及び^{3.3}並びに第九条によつて改正される条約第十九条^{4.2}、^{6.1.1}及び^{6.1.1}の二の規定は、二千二十六年一月一日に効力を生ずる。)、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

二千二十五年九月十九日にドバイで作成した。

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

万国郵便連合(以下「連合」という。)は、郵便業務の效果的運営により諸国民間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として明治七年に

設立された国際機関であり、昭和二十三年に国際連合の専門機関となった。我が国は、明治十年に加盟した。

令和五年十月に開催された連合の臨時大会議において、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書及び万国郵便条約の第一追加議定書が同月五日に採択され、令和七年九月に開催された連合の第二十八回大会議において、万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書が同月十九日に採択された。

これらの追加議定書は、連合の運営、財政及び国際郵便業務に関する事項等について所要の変更を行うため、万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約を改正するものであり、その主な変更内容は次のとおりである。

1 万国郵便連合憲章の第十二追加議定書
加盟国の地域ごとの協力グループを表す用語を、「限定連合」から「地域連合」に変更すること。

2 万国郵便連合一般規則の第四追加議定書
(一) 諮問委員会の構成、権限等を改正し、自律的な活動の範囲を拡大すること。
(二) 連合の経費についての規定を改正すること。

3 万国郵便連合一般規則の第五追加議定書
(一) 国際事務局局長及び国際事務局次長の選挙の立候補期限を早め、候補者に対する聴聞についての規定を追加すること。
(二) 連合の経費についての規定を改正すること。

(三) 加盟国が支払う分担金の額の調整手続を明確化すること。

4 万国郵便条約の第一追加議定書
基礎業務及び追加の業務についての規定を改正すること。

5 万国郵便条約の第二追加議定書

(一) 万国郵便条約に規定される郵便物の種類を簡素化すること。

(二) 通常郵便物の到着料について、現行の適用料率の改定等を行うこと。

(三) 小包郵便物の割当料金について、自己申告料率の制度を導入し、また、割当料金の上限及び下限に関する規定を変更すること。

なお、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書は一部の規定を除き令和六年三月一日に効力を生じ、万国郵便条約の第一追加議定書は一部の規定を除き令和七年一月一日に効力を生じた。万国郵便連合憲章の第十二追加議定書は令和九年一月一日に効力を生ずることとなっており、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書は一部の規定を除き令和九年一月一日に効力を生ずることとなっている。

よって政府は、これらの追加議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしている。

二 本件の議決理由

これらの追加議定書を締結することは、連合の効率的な運営及び国際郵便業務の合理化の見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

令和八年五月十五日

外務委員長 國場幸之助

衆議院議長 森 英介殿

令和八年五月十九日 衆議院会議録第十九号

万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

